

衆議院 商工委員會 議 錄 第 九 号

昭和六十年四月三日（水曜日）

午前十一時三十二分開議

出席委員

委員長 粕谷 茂君

理事 浦野 然興君 理事 田原 隆君  
理事 森 清君 理事 渡辺 秀央君  
理事 後藤 茂君 理事 城地 豊司君  
理事 長田 武士君 理事 宮田 早苗君  
理事 甘利 明君 理事 糸山英太郎君  
理事 尾身 幸次君 理事 奥田 幹生君  
理事 加藤 卓二君 理事 梶山 静六君  
理事 高村 正彦君 理事 佐藤 信二君  
理事 椎名 素夫君 理事 塩島 大君  
理事 仲村 正治君 理事 野上 徹君  
理事 野田 毅君 理事 原田昇左右君  
理事 松野 幸泰君 理事 水野 清君  
理事 奥野 一雄君 理事 上坂 昇君  
理事 鈴木 強君 理事 田中 恒利君  
理事 浜西 鉄雄君 理事 松前 仰君  
理事 水田 稔君 理事 和田 貞夫君  
理事 木内 良明君 理事 草野 威君  
理事 西中 清君 理事 福岡 康夫君  
理事 横手 文雄君 理事 和田 一仁君  
理事 工藤 晃君 理事 野間 友一君

出席國務大臣

通商産業大臣 村田敬次郎君

出席政府委員

通商産業政務次官 与謝野 馨君

通商産業大臣官 杉山 弘君  
通商産業大臣官 児玉 幸治君  
通商産業大臣官 房長 房長 房長 房長 房長 房長  
通商産業省通商政策局長 鈴木 直道君  
通商産業省通商政策局長 福川 伸次君

通商産業省機械情報産業局長 木下 博生君  
工業技術院院長 等々力 達君  
工業技術院総務部長 荒尾 保一君  
中小企業庁長官 石井 賢吾君  
中小企業庁計画部長 末木鳳太郎君  
郵政省通信政策局長 奥山 雄材君

委員外の出席者

科学技術庁計画局計画課長 川崎 雅弘君  
大蔵省主計局主計官 秋山 昌廣君  
大蔵省主計局主計官 日高 北平君  
大蔵省理財局資大第一課長 寺村 信行君  
商工委員會調査室長 朴木 正君

委員の異動

四月三日

辞任

奥田 敬和君  
林 大幹君  
上坂 昇君  
横江 金夫君  
渡辺 嘉藏君  
青山 丘君

補欠選任

塩島 大君  
糸山英太郎君  
田中 恒利君  
松前 仰君  
鈴木 強君  
和田 一仁君

同日

辞任 糸山英太郎君  
塩島 大君  
鈴木 強君  
田中 恒利君

補欠選任

林 大幹君  
奥田 敬和君  
渡辺 嘉藏君  
上坂 昇君

松前 仰君 横江 金夫君  
和田 一仁君 青山 丘君

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

基礎技術研究円滑化法案（内閣提出第三八号）  
貿易研究センター法を廃止する等の法律案（内閣提出第四三号）

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第六二号）

○粕谷委員長

これより会議を開きます。  
内閣提出、基礎技術研究円滑化法案及び貿易研究センター法を廃止する等の法律案の両案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。浜西鉄雄君。

○浜西委員 本日は郵政省、大蔵省それぞれ来ていただいておりますのは、この法案を審議するに ついては関連性が大変強いので特にお願いをし 来てもらったわけですが、絞って質問をいたしま せんので、関係がジグザグになりますので、その ときどきにに応じて質問を行いますのでひとつ承 知してもらいたいと思っております。

せっかく大蔵省主計官来ておられますので、ま ず予算的な面からいってみたいと思っております。 この基礎技術というものがこれから重要になって くることはおよそ想像はつくと思うのです。世界 的に先端技術を握ったところが生き残れるという ふうに言われておるくらいですから、この問題に ついては各国とも大変神経をとがらせて十分研究 をし、自分のところで研究したものは一つの権利 としてなかなか外へ渡さない、そういう国際的な

状況が現在あるわけですが、今日このような技術 を研究開発するということについて、私は基本的 には大賛成である。

しかし、予算的に見てこれは資本の関係がある ので、事業費が四十億円、そのうちの二十億円は 使い放しじゃないわけですね。だから、使い放 しのものは極端に言えば二十億円しかない。 と、ところが我が国で、民間が主体となっておりま す。大体七兆円ぐらいのものは研究費に使って おるのではないかと、それが言われております。 それを今度郵政省と通産省と共管で、あらゆる分 野にこれから広げていくという前提に立っている と思うのです。それでないといつじつが合わぬ部 分がありますから。それにしても余りにも金額が 少ない。アメリカのIBM、この前ソフトの関係 でも私は発言しましたが、年間五千億円、膨大な 金を研究費につき込んでおるわけですが、大蔵省 としてこの種の、産投会計から支出をするという 組み方について、事前に内容的にはどのような論 議がされ、当面事業費が四十億円というふうにな っているのか。その辺のいきさつ、大蔵省として の認識の受けとめ方、これを先に聞いておきたい と思っております。この説明をお願いいたしま す。

○秋山説明員 資源、国土の面で非常に制約の多 い我が国にとりまして、それを克服して経済発展 の基礎を引き続き確保していく、そういう考え方 から技術開発の推進というものは重要な役割を果 たす、そういう認識を持っております。しかしな がら、御案内のような非常に厳しい財政状況でござ いますので、技術開発の推進につきまして極力 民間活力の發揮、民間活力を活用するという形で 進めていくのがいいのではないかと考えているわ けでございしますが、その場合でも、国のあるいは 財政の役割をいたしましては、一つは、今申し上げ

げました民間活力が最大限に発揮されるような環境条件の整備を行うこと、二つには、リスクが大きくて民間の自主性のみにはゆだねることが困難な技術開発につきましても、財政の許す範囲内で最小限度の助成を行っていく、そして研究開発を進めていく、こういったことが基本的な考え方になるべきではないかと思っております。

ところで、六十年におきまして、今御指摘がございましたように、産投特会の原資の充実等を背景といたしまして基礎技術研究促進センターを設立し、民間における技術研究の促進等を図るといふことで財政措置を行ったところでございまして、その内容につきましては、産投会計から基本財産としての出資六十億円、それから、このセンターの出資事業の事業資金としての出資二十億円、融資事業としての産投会計からの融資二十億円でございます。御指摘のとおり事業費につきましては出資二十億円、貸し付け二十億円、四十億円でございます。

センターは、今法案の御審議をいただいておりまして、政府としては、法案が成立し次第ことしの十月一日の発足を目標として準備を進めたいと考えているわけでございまして、まずセンター発足に当たりましては、出資事業、融資事業に限らず、このセンターの国際共同研究事業ですとか、あるいは民間との共同研究事業ですとか情報関係の事業ですとか、いろいろな事業を民間活用という観点から総合的に進めていこうというところでございまして、まず基本財産の充実ということがポイントではないかということで、基本財産の出資を六十億予定したわけでございまして、基本財産につきましては、そのほか日本開発銀行からの出資三十億円、それから民間側からおよそ三十億円、トータルで百二十億円ぐらい予定しているわけでございまして、センター発足に当たりまして、まずその基礎固めをしていこうという考え方でこういう予算措置をとったところでございます。

○浜西委員 今の説明を聞く限りでは、当面基礎

を充実させるということに重点を置いたような説明のようですが、基礎は基礎でもいろいろあるわけですから、この金額はいずれにしても私は少ないと見ておるのです。どうしようもないほど少ない。

今、ちょっと通産省に聞きますが、私が冒頭言ったように、民間が出しておる研究費、政府もいろいろ出しておりますね、各府庁それぞれの特別の調査機関を持っておりますから、それを総合して七兆円ぐらいだと言われておりますが、その金額に間違いはないかどうか、それをちょっと……

○福川政府委員 総務庁で調査をいたしております統計速報から私どもの方で推算をいたしますと、日本の研究開発費の現状は、昭和五十八年度で六兆五千億円、四捨五入いたしますと約七兆円ということになります。そのうち会社等、これは資本金五百万円以上の製造業等の会社及び特殊法人でございまして、それが四兆六千億円、それがいまして、約七割ということになると思っております。それから、研究機関、これは試験研究、調査研究を業務とする研究機関でございまして、これが九千億円、それから、大学等が一兆円、こういうことになっておるわけでございまして、当然のことながら、今の研究開発費の中で主たる部分を占めますのが会社等民間でございまして、民間は、これまでどちらかと言えば開発段階、開発研究に力を入れておりましたので、先生御指摘の基礎研究ということについてのウェイトは少のうございまして、いわゆる民間では、先ほど四兆六千億円と申しました研究開発費のうちで、基礎研究に振り向けられているものは約三千億円、こういう調査に相なっております。

○浜西委員 お聞きのとおりでありまして、大蔵省の方もこれをどう受けとめておるか知りませんが、私は、後ほどまた違った意味でこの問題の反対の趣旨を述べますけれども、ただ単に通産省と郵政省だけの共管で、それ以外のところは、まあ知っちゃいないと言っておかしいのですが、当面は今回の定義から外しておるわけですから、そ

うすると、対象というものはあくまで通産省の所管にかかわるものと郵政省の所管にかかわるもの。ところが、今の世の中で、豆腐を切ったように境界線を引いてこれからこれというのではないのです。相互に関連を、ジグザグ的にすべてお互いが相乗効果を持ちながら発達を遂げるというような現代の世の中になっておるわけですから、したがって、基礎部分を含め研究開発をしようと思えば、当然各府庁にまたがるような、そういう想定でやらなくては意味がないわけですね。当面ということなのかどうか、これも聞いてみたいと思うのですが、将来展望として通産省は、これをあくまで通産省と郵政省以外の所管は知らぬというのか、それを将来は展望するが、現在、当面は通産と郵政の共管だけでとにかく出発するというのか、その辺の将来展望がまず一つ知りた

いということ、これは通産省にお聞きします。大蔵省は今お聞きのとおりで、五十八年度で総合的には大体七兆円近いものが、民間も含めて、大学も含めてそういう研究費が投じられておるわけですから、これから産学官一体としてそういう基礎整備をし研究開発していこうという趣旨でありますから、それにしまして、四十億円のうちのしかも二十億円は使いつ放しではない。そうすると二十億円しかない。こんなことで大蔵省は一体これは、今の説明で私は納得いきませんが、将来、この産投会計というもののいろいろな種々雑多な金が入ってくるわけですから、予測は難しいけれども、当面はこの程度だが、来年以降は考え

方としていろいろなものを持っているんだ、つまり、もっと多くの資金を投入して我が国の、国際的な競争の中で打ちかつたためにも、技術をどんどん向上させていくという立場で大蔵省は眺めておるのかということが一つ。

それから、今回の産投会計に入ってくる電電の株の問題、これは後ほど恐らく同僚議員も質問されるので私は軽く触れておきますが、このいきさつについても私は少し不満を持っております。

であります。というのは、過ぐる国会の通信委員会の議事録を見ますと、これはたくさんありますけれども、総体的には、電電が通信事業というものを今日まで育ててきた、そういう努力の中でできた財産であるから、これは今後の通信事業を中心とした研究開発に金を使うということは十分論議の中に出てきておるわけです。そういう考え方で締めくくっておると思うのです。

そうすると、三分の二の話もまた問題なんです。三分の一の配当利益というものが、順調にいつて、これは先のことですからわかりませんが、大体どのぐらいあるものか。これは四十億円やそこらではないと思えますから。その金は本来この種の研究開発に全部充ててしるべきであって、なお私の希望から言えば、不足する金額については産投のほかの会計からいただくというぐらいでなければ、本当の基礎技術というものはとてもじゃないが達成することはできぬと思えますが、その点について、それぞれ考え方なり述べてもらいたいと思えます。

○福川政府委員 まず、対象技術を通産省、郵政省に限ったのはいかなる理由であるか、あるいはまた、その将来にわたっての展望はどうであるかというお尋ねでございます。

私どもとしては、先ほど申しましたように、民間の基礎研究部門あるいは応用研究部門というのがかなりおかれておる、もちろん、国が果たすべき役割、これもあるわけで、これは別途予算措置を講じて進めるといたしまして、民間において、従来の開発段階ばかりでなく、その活力を応用研究さらにはさかのぼって基礎研究に振り向けたい環境条件の整備をしたい、こういうふうに考えているわけでございまして、またもう一つは、基礎技術ということの考え方でございまして、私どもとしては、この基礎技術というものが、産業に横断的に使われる部門あるいは特定の部門でも革新的なものということで、いわゆるその波及性あるいは影響度の高いものを基

盤技術と考え、なおかつ民間部門で、今申しましたように、そういう応用研究、基礎研究を進めていく、そういうことでこれを考えておるわけでございます。その二つの要件を考慮合わせてみますと、私どもとしては、当面、通産省、郵政省の技術というものを対象にしてこのような助成手段を講じていくのが適切ではないか、かように考えた次第でございます。

過日の当委員会におきます参考人からの意見聴取におきましても、大島参考人からは、これをいわずに二省に限ったことについて、技術の開発については発展段階がそれぞれ異なってきたおる、厚生省あるいは農水省、これは医薬品あるいは農業関係、こういうことでございますが、そういう技術は現状で見ると官主導型で行われているのではないかと、今御意見を述べられておりました。私どもも、今の民間の基礎技術の試験研究を進めていくという観点から考えますと、私どもとしては当面両省の技術を対象としていくというのが適切だということを考えております。

もとより、技術の必要性は、先まことに御指摘のように、他の省庁も遂行をなさっているわけでございますが、それぞれの省庁はそれぞれの技術の発展段階、業種業態に応じて最もふさわしい手段を選んでおられるわけでございまして、各省はそれぞれの立場から実態に応じて必要な技術開発促進策を展開されておられるし、今後もしていられるものと思われたい。今後、他の省庁がどのような手段がそれぞれの技術の状況、実態に即して必要であるか、こういうことをお考えになられて新しい政策をお考えになる、そういうことになって、将来私どもの方の技術政策と、あるいは郵政省、通産省の技術政策と調整を要するということであれば、これは将来の問題として調整に入るといふことはあり得るかと思っております。

○秋山説明員 技術開発について七兆円というお話がございましたけれども、確かに今回の基礎技術促進センターに対する産投会計からの財政措置

はトータルで百億でございますが、このセンターについての財源措置としては、そのほか開銀あるいは民間等々からの資金も含めまして百六十億円強の財源措置が講じられているところでございます。

それから、基礎技術というのは、前回の委員会でいろいろ定義の問題がございましたけれども、技術開発全般についてどのような財政措置を講じているかということをおっしゃるとこの際付言させていただきますと、現在、この産投会計からの百億円も含めまして通産省所管の一般会計、特別会計全体の技術開発あるいは情報関係の予算は千九百三十二億円ということで、対前年比で二・七％増と相当の財政措置を講じているところでございまして、この基礎技術促進センターもその一部として考えてみますと、全体としては基礎技術等技術研究のための予算措置はかなり重点的に措置が講じられているというふうに考えているわけでございます。

それから、産投会計に帰属が予定されております新電電株式の配当金収入が今後どういふふうになるのかという御質問でございますが、これは新しく発足する株式会社などがどういふ配当政策をとるかというところにかかわってくるわけでございまして、確定的なことを今申し上げられる段階ではございませんが、仮定の計算として御説明いたしますと、新電電の資本金が七千八百億円というところでございまして、産投会計に帰属が予定されておりますその三分の一と申しますのは二百六十億円、こういうことになるわけでございまして、仮にその配当率が五％ということであれば百三十億円でございますし、仮にそれが一〇％ということであれば二百六十億円、計算をすればそういうこととなるわけでございます。

その配当金収入につきましてどのように今後産投会計で活用していくのかという御質問でございますが、いろいろその新電電の株式の処理につきまして国会で御審議があり、あるいは附帯決議もございましたし、国会以外のところでもいろいろ

議論があつたことは我々承知しております。そういったものを全部勘案して、昨年の予算編成の最終段階で今御提案しているような予算案、あるいは産投会計法等の関係法の改正案を御審議をお願いしているわけでございまして、こういった政府の結論になったのはそういう審議を踏まえた結果であると御理解いただきたいわけですが、この配当金収入につきましては、昨年の十二月二十一日に政府と与党の間で決定をいたしましたところでございます。そして、その決定の文を読ませていただきますと、「政府保有が義務づけられている株式は」三分の一でございますが、この「株式は産業投資特別会計に帰属させ、その配当金収入を技術開発等に活用する」というふうになつておるわけでございまして、我々としていたしましては、この考え方のとおりまして、今後産投会計の子算編成を進めていく、こういうことになるわけでございます。

六十一年度以降についてどうかということでございますが、我々としたしましては、やはり基礎技術等技術開発に係ります財政需要、ニーズというものをよく検討いたしました上で適切に対処してまいりたい、かように考えております。

○浜西委員 大蔵省の関係で今説明のあったことについては、これは問題があるわけですが、私には自分の持ち時間を考えて同僚議員に譲りますけれども、十二月二十一日に決めたそのことが、やはり通信委員会という国会審議をほごにした形になっておるという問題点がここにあるわけですか、これは別の角度でそれぞれ関係するところ、大蔵委員会も含めて、扱いについてもこれから十分検討されるべき内容のものであるということ、この十二月二十一日の政府・与党連絡会議ですか、これで決めたこと自体に問題があるということ、これを私に一点指摘しておいて、もっと具体的な内容に入りませう。

まず、通産省にちよつと先に伺っておきますが、スーパーコンピュータというものが開発をされておると聞いております。これは特に科学技

術庁の航空関係での開発で、物すごく速い速度での計算ができるというのです。私は専門的にはよくわかりませんが、とにかくスーパーコンピュータというのですから、それはもう話にならぬほど、まあ専門的に言えば一ギガフロップスですか、一秒間に十億回の小数点演算を実行する速度だ、こういうふうに言われておりますが、この種の開発については、通産省は最初からそういう開発に臨んでおるのかどうか、まだほかにもありますが、この問題だけひとつ答えてもらいたいと思ひます。

○荒尾政府委員 コンピューターの開発はいろいろな制度があるわけでございますが、大型工業技術開発制度、大プロと略称いたしておりますけれども、この中で大型の電子計算機の開発を行ってきたところがございます。

そのほかに、ただいま実施をいたしておりますのは第五世代のコンピュータ開発制度でございます。これは人工知能を備えたようなコンピュータの開発をしようということで、非常に長期の計画で開発を進めておるところでございます。

○浜西委員 いや、私は、第五世代コンピュータ、頭腦的な言葉を読み取るというコンピュータでなくして、現在科学技術庁がやっておるところのスーパーコンピュータの話は今聞いておるのです。通産省はこういうものは手がけておるか、これはあくまで科学技術庁に任じておるか、それをちよつと聞いておきたいと思ひます。

○等々力政府委員 大型工業技術開発制度の中でスーパーコンピュータの開発を工業技術院でやっております。スーパーコンピュータというのは、普通のコンピュータといいますが、一般に使われているコンピュータよりも科学技術計算を速くするスーパーコンピュータというのをスーパーコンピュータというふうに呼んでおりました。現在でもそういうコンピュータは存在しております。しかし、現在やっておるものよりか

ビードを上げないとこれからのいろいろな技術開発について支障が起る、非常に長い時間がかかるというのでスーパーコンピュターを取り上げて、日本でもやろうということ始めております。

○浜西委員 私が開いておるのは、スーパーコンピュターが、従来のものに比べて物すごく速度の早い計算ができるようになったものがことしの一月から実施段階に入っているのですが、実用化されているわけですが、この種のものに最初から通産省はかんでおったのか、そんなものは通産省の所管外で、どういうことになっておるか全然知らぬのか、そのどちらかということを実は聞いておるわけです。

ついでにもう一つ聞いておきます。

専門的なことですが、レアメタルと言われるような金属でもない、土の中からより分けて出す、アフリカの方ではそれがかなりまとまってとれるというふうなことも聞いておるのですが、現在使っておるシリコン半導体というふうなものにかわって、ジョセフソン素子とか、HEMT半導体素子あるいはガリウム砒素半導体素子、こういうものの集積化が今研究開発されておるわけですね。ところが、この種のもは全体を含めてレアメタルと呼んでおるようですが、聞くところによると科学技術庁がこれの開発については所管のようになっておるらしいのですが、一体通産省はこの種の研究開発には全然手をかけていないのかどうか。それをあわせて聞いておきたい。

○等々力政府委員 最初のスーパーコンピュターの方は工業技術院が最初からやっております。このプロジェクトは五十六年からスタートしてやっております。最初から関与しております。

○荒尾政府委員 後半の方のレアメタル類似の物質でございますが、研究開発ということで直接的に今何かの大きなプロジェクトでやっておりますものは余りございません。レアメタルの精製技術の研究開発を行うというのにはございますが、今先生お話しするのはレアメタルとはちよつと違う

ものかと思ひますので、直接的に技術開発を今やっておりますプロジェクトはないわけでございますが、一般的には、鉱石あるいはそれに類似するものの採集あるいは精製といったものは通産省の所管になるというふうに私も考えております。

○浜西委員 私は手元にある資料でいろいろ物言っておるわけですが、今言ったようなことはそれれぞれ両者とも、スーパーコンピュターもレアメタルの抽出技術、泥の中からそれを抽出するという技術、これは科技庁がやっておると聞いておるのですが、科技庁がやっておると聞いておるのとは、通産省がその問題について知らぬのはけしからぬと言っているわけではない、これを所掌しておる、この研究開発を進めている所管庁を私はここではっきりさせたいために言っているわけですから、それだけ答えてもらえたいのです。

○等々力政府委員 情報、特にコンピュターの開発については通産省が昭和三十八年、もつと古くからやっております、現在スーパーコンピュターの開発は科学技術庁の方ではおやりになっていないと思ひます。

○浜西委員 では私の資料が違うのかもわからぬが、これは日経の「日経手帖」に載せておるわけですから、日経が当てずっぽうで記事にしておるといふことになりません。

それでは大臣に先にお伺いしておきます。過ぐる三月二十九日、本委員会へ参考人が四名来られました、それぞれの立場から多少のニュアンスの違いはあっても総じて、我が国が技術立国として民間活力をどんどん入れて研究開発するには、新しい素材をつくっていくということも含めて、工学それから化学、こういったものについて基礎研究なくして進歩、進展はないという発言をされたと思ひますが、現在取り組もうとしておるこの基礎研究は、そういう新素材も含めて、新しい技術開発も含めてそういうものが一体となつた、つまり技術立国として我が国は生きていかなければ、口を開けば資源のない国ということをお

互いが言うわけですから、資源のない国として生きていくためには技術立国としてそういう新素材の発見もしようし研究もしようし、極端に言えばそういう技術によってこれから日本国民は生きていく、そういう方途を探ろうとおるのならば話はわかるのですが、基礎研究とは、私が考えているそういうことなのか、それとも何か知らぬけれども通信回線を通じてその途中やら端末やらコンピュターがついている変わった電話機がつく、そのようなことをやろうとおるのか。この基礎研究という中にそういうものが具体的に出てこない。考え方とすればかなりいい方向の考えがあるわけだけれども、言えはそういう具体的なことは一体どこまで含めて基礎研究しようとするのか、大臣からそれを聞いておきたいと思ひます。

○村田國務大臣 基礎技術研究円滑化法で私も考えております基礎技術というものは、第一に鉱工業、電気通信業等の技術のうちで通産省及び郵政省の所管にかかっているもの、第二に国民経済及び国民生活の基礎の強化に相当程度寄与するもの、こういう考え方をしておるわけでございます。

今、浜西委員が御指摘になりましたように、日本は非常に面積が狭い、資源が少なく、そして人口が多い、しかも世界の二割国家としての、国際国家としてのいろいろの使命を果たしていかねばならぬ。したがって、御指摘になられましたように技術の面あるいは情報化に対応する面、そういう新しい面をしっかりと取り入れてやらないことには、今与えられたような与件の中から日本の使命を果たしていくことができない。そういうことでございまして、この法案におきましては、国民経済や国民生活の基礎の形成をより効果的に進めるといふ観点から、新素材分野を含め、これらの要件に該当する技術を幅広く対象にして研究をしていきたい、そういう趣旨でございます。

〔委員長退席、渡辺(秀)委員長代理着席〕

○浜西委員 新素材研究も含めてということですから、かなり基本的な日本の将来がかかっておることも含めて研究しようというふうな受けとめてしかるべきだと私は思っております。わけでありませんが、さてそうすると、今さっき大蔵省といろいろやりとりをした中でも見られますように、研究費が大変少額であつて、リスタの大きい大変な問題が潜んでおるわけですが、一つ例を引用しながら質問した方がいいと思ひますが、今回、アメリカの国防省から日本の電子工学などという技術の問題について調査団が恐らく日本に来ておると思ひます。これは、日本の技術を高く評価しておるし、その技術をアメリカの国益にプラスになるようにしむけていきたいという意図というものが十分あると思ひます。

それで、もともとアメリカの方からいろいろ色目を使って、日本に対して具体的にアプローチしてきておる問題があるのです。これはアメリカの国防省、つまり軍隊とそれから産業界、これらが合体をしたところの一つの機関というのか、そういうふうな言つた方がわかりやすいと思ひます。十六の分野に分かれていろいろのアプローチがあつた。今さっき私が言ったように、その中にガリウム砒素素子だとか、あるいはマイクロウェーブ集積回路、それから光ファイバー通信、ミリ波、それから超LSIの配線ですね、すごく小さいものです。あるいは画像認識だとか、ずっと色々あるわけです。そういうことについて現在、それぞれの大企業、大手メーカーがそれなりに研究開発をし、それを持っております。

今回、アメリカの国防省の調査団が来日してきておりました。いろいろな技術交流も含めて、どういふふうな要請を向こうがするのかわかりませんが、これもこれは重大な問題が含まれておると思ひます。というの、そのうちの、きょうの新聞にも載っておりますように、二つばかり絞られておるのですね。絞られたものそのものが、それこそスターウオーズ、宇宙防衛計画というものに

一体、これらについて、これから基盤技術を開発する、奨励をする、どんな日本が技術立国として、絶えずこの種の先端技術について国際的にねらわれるというか、そういうものがこれからもつきまといてくると思うのですが、今回来日した関係で、各企業と話をしておることについて、通産省はこれに参画するのか、全くこれは別枠で、どのようになるか、そのことは相知らぬことなのか。通産省がこれから基盤技術をどんどん進めていこうとするならば、我が国の基盤技術全体について責任を持つ、指導するという立場で今回この基盤技術という法案をつくらうとするのか、あるいは、それぞれが勝手にやっておること、日本の利益であろうとならうと、それぞれの企業が開発したことは通産省は口を挟まないという態度なのか、この辺は非常に重要な気がするもので、ひとつそういう先端技術の開発、既に開発してあるところとアメリカ国防総省からの調査団との関係など、通産省が知っておる範囲内について説明をしてみたいと思えます。

○福川政府委員 基盤技術、特に民間が実施いたします基盤技術、この点につきましては、私も同様として産業を所管する立場から、その技術の開発の動向という点については十分関心を持っております。また、その開発のおくれている部分については、必要に応じてそれを助成をする、こういうことは産業を所掌する私どもの立場からいって、当然やるべきことであろうと思つ次第でございます。そのゆえに、従来も、例えば大型プロジェクト制度でありますとか、次世代産業基盤技術研究開発制度でありますとかというようなりリスクの特に大きい、国がリスクを完全に負担してやるようなものというのを進めてまいりましたし、また今回は、こういった民間と政府とでリスクを分担し合いながらこれを助成していき環境条件の整備を図っていく、こういうことをいたしております。今申し上げたような趣旨に出るものでございます。

今、スターウオーズの関係で調査団が来る、こういうことでございまして、もちろん技術の開発をいたしていきましますに、民間が開発いたしました技術はどのようにそれを工業化していくのか、あるいは他に供与をしていくのかというの、一次的にはもちろん民間が判断すべきことでございますが、ただ、それをさらに、その技術がより例え工業化をしていくというような場合に、資金的に不足があるということであれば、これまたそれなりの助成手段は講じていくということは考えておるところでございます。

今回、国防省の方から派遣されてまいりました調査団の意図あるいは構成は、私も同様としてまだ詳細承知いたしておりませんが、現在のところ、恐らくまず実態の調査ということであろうと思ひます。特に、その技術の供与等に関しまして、政府ペースで具体的にどう技術をどのよう供与するか、こういうことにつきましましては、日米関係の問題としていろいろと、それぞれの仕組みがあるわけでございますが、現在までのところ、きょう来日とおっしゃいましたその件について、具体的にどのような技術をどのように供与してほしいか、そういうようなことは今のところ、私も同様として承知をいたしておりません。

○浜西委員 いろいろ大臣に聞きたいところですが、大臣は最後までおらなければいけませんので、食事されて結構でありますから、ほかの關係で、郵政省關係を含めて今から質問しますので、どうぞ退席されて結構であります。

それでは、今の話では、スターウオーズ計画の他なかなか通産省も明確な把握ができていないようでありまますから、これ以上その質問は避けまます。

ならば郵政省に聞くわけですが、新素材の開発とかいろいろこれから先、我々の想像を超えた研究開発が進むわけですが、それらも含めて郵政省と通産省の共管で、この基盤技術円滑化法案ですか、これをやろうとすることに、もともと私ら考えると、郵政省というものは、通信事業に

係る問題で、電電の株利益、配当利益でその技術をどんどん向上させることによって、つまり通信技術を向上させることによって、結局それが今までの財産を形成してきた関係者、国民、利用者にそれを還元するという意味では、その研究開発がそれにかわるものだというふうには、私も金は金ですと配るわけにいきませんから、その研究に充て、次々に新しいものが非常に便利になる、正確になる、高速になるといふ分野において、今までの電電の財産形成に寄与してくれた関係者に還元するということが、私は本来的なあり方だと思ひますが、素材研究も含め、この種のことで共管でやることについて、郵政省は果たしてそれで満足なのか、その辺の考え方がよくわからない。

○奥山政府委員 先ほど来、基盤技術の定義あるいはあり方につきましまして種々御議論がありましたけれども、これを電氣通信分野に引き直して考えてみますと、委員御承知のとおり、通信といひますのは、発信の端末から伝送交換系を通じて受信の端末に至る、全体のネットワークでございます。したがって、その中には電子交換機というコンピュータ機能を持ったものもございまして、伝送路のようなものもございまして、つまりファイバーのようなものもございまして、そういう全体を通じての技術開発が即、電氣通信の基盤技術を支えるわけでございますので、その中には、先生御指摘になりましたように、材料技術、ジョセフソン素子、その他アモルファス等もございまして、また素子技術もございまして、伝送交換技術もございまして、それらを含めて、これまで電電公社が電氣通信研究所を中心として大変な努力と経費を投入して、今日の電話を中心とした電氣通信の社会ができておりましたので、その意味におきましては、こういった電氣通信関係の分野における電電公社の経費の投入がひいては国民の生活の向上あるいは社会経済の発展に資し

たことは言うまでもございせん。

ところが、一昨日の四月一日から電電公社がNTTという民間会社に脱皮いたしましたし、また片方では、これからの高度情報社会を考えました場合には、電氣通信というものがその中核的、先導的な役割をすることは間違いないところでございまして、その意味におきましては、電氣通信における基盤技術開発の重要性というものは従来より以上に大事になると認識をしております。

そこで、通産省所管の鉱工業等における基盤技術と私どもの電氣通信分野における基盤技術というものは、先ほど来申し上げましたように、素子技術、材料技術あるいは伝送交換系あるいはコンピュータ等、全体を通じて密接なかわり合いを持つわけでございますし、それぞれの所掌に応じて相協力をし、また場合によっては相切り分けをしながらやっつけていかなければならないと思つておりますので、通産省と共管をすることにございまして、私も全面的に賛意を表しているところでございまして。

○浜西委員 それでは、逆に聞きますが、通信回線を利用しながら、これから先は世の中がすべてオンラインされて、あらゆるところが接続を生活が利便になり、あるいは物の情報が速く送られて、研究開発がそのことによってさらに進むということも含めて、そういう状態で進んでいくと思つておられます。

そうすると、例えばVANの問題もありませんけれども、例を言った方が早いと思つてますが、警察なら警察の捜査、そういう段階で通信を使うということもある。あるいは遠隔地、山間僻地の医者のおらぬ、つまり無医村ですね、そういうコンピュータを通じて、あるいはテレビカメラを通じてこの診断ができる。それによっていろいろな先生がそれを眺めて診断をカルテをこしらえる。そのカルテそのものもコンピュータに組み込まれるだろう。金融界とすれば、あらゆる金融界が相互に、最初は同業種だけでやっつけていくが、それは国民のニーズにこたえられぬという

五

ことで、結局はジグザグコース、縮まった上でのこのネットワークがだんだんできていって、さらにこの需要が高まるということもあるでしょう。

そうすると、今回は農水関係それから厚生、つまり医療関係などは除いておられますけれども、本来通産省が開発しようとしておることと、その他の所掌するところ、今さっき私が言いましたが、科学技術庁の問題もありましょう。建設省も出てくるかも知れぬ。道路関係、車の関連でいろいろのコンピューター、マイクローエーブを使うようになるかも知れない。そういうものが総合的に発達していかなくてはならないのに、その種のこととは組まないで通産省とだけ組んで、ネットワークとその端末機とかコンピューターとの関連があるので一緒に開発しようというのは大変片手落ちであって、もっと総合的に、今私が言ったような警察関係もある、厚生省の関係もある、あるいは銀行もある、駅もある、あるいは娯楽施設もある。いろいろなところにこれから先通信回線は接続されてコンピューターや端末機と一緒に動くことによって、非常に世の中が発展し進んでくると思うのです。これは一般的にだれも思うことでもあります。

そういうことについて、郵政省は、ほかの省庁ともいろいろ連携をとって、共管をして、我が国全体の通信、情報というものについて確固たる基盤というか、最初からそういう出発の姿勢でもってやるべきだと私は思うのですが、その点を説明してください。

○奥山政府委員 先生が例に挙げられました、例えば警察におけるコンピューター並びに電気通信回線の利用あるいは厚生省関係の、無医村における遠隔診療業務あるいは銀行の金融オンライン化といったようなものにつきましては、確かに、電気通信回線とコンピューターを利用した利用形態だろと思うかもしれませんが、これらはそれぞれの省庁における一種のサービス形態であり利用形態である。私どもはいわゆるアプリケーションと言っておりますが、利用、応用の分野であるという

ふうに考えております。

ところが、鉱工業における基盤技術と電気通信業における基盤技術は、これらのいわば上部構造といえましょうか応用分野、実際の利用分野における各分野別の形態とは違っていて、それぞれ国民経済並びに国民生活の基盤をなす、私どもの用語で言えば通信インフラストラクチャーと言っておりますけれども、そういった社会的な基盤を構築するものを念頭に置いておるわけでございませう。その意味におきまして、電気通信における基盤技術開発というものは、今回の基盤技術研究促進センターで考えられるもの、つまりその対象となるものは、いずれも横断的あるいは汎用的なシステムとして将来社会基盤、つまりインフラストラクチャーとなり得るものに絞っていききたいというふうに考えております。

先ほどお話が出ておりましたけれども、各省庁は各省庁なりにそれぞれの技術開発をおやりになつておられることは当然でございますが、それらにつきましては各省庁の技術開発段階に遅延といえましょうか、ばらつきがあり、区々の状況になつておられますので、それらにつきましては、各省庁、もちろんこれからおやりいただいて結構ですし、私どもも、それぞれのユーザー官庁が社会基盤としての通信インフラストラクチャーを利用して、その上にさらに技術開発をして、よりよい利用形態の花を咲かしていただくことをむしろ期待しているわけですが、いざれにいたしまして、民間の主導で民間の活力を国が支援するという見地から申し上げますと、現時点では、鉱工業並びに電気通信事業で通産省並びに郵政省にかかわるもので十分ではないかと考えているところでございます。

○浜西委員 最後になると思うのだけれども、どうも歯切れが悪いけれど、どうもわからぬ。わからぬですが、私の持ち時間が大分減ってきたから、ちょっと飛ばして、最後に通産省に聞いておきたいのです。今、郵政省のインフラストラクチャーの関係に

ついては通産省と組んでやるということ、これは私は納得できませんけれども、問題は、これを利用する場合の安全性の対策。この前のケーブルの火災みたいなものとかいうふうなことも考えられますし、それから各企業間で新しい競争時代に入ったならば、秘密漏えいについてかなり行政がその辺を指導し、規制をし、あるいは国益を守らるために、国際間の紛争にならないようなことも含めてそういう心遣い、その種の法律、規制というものも考えていかなくてはならぬと私は思いますが、今回の法案の中にその種のことを余り感じられないわけですね。これから先のどんどん目まぐるしく変化を遂げていく通信情報、そして、それに必要な新素材、こういうものの発達を遂げる中で、今私が言ったようなセキュリティの問題も含め、国際間の紛争にならないような、あるいはスターウォーズ計画にいつの間にかこれが参画した結果になるようなことにならないために、いろいろなことをごらんから考えられるわけですが、その点について通産省は一体どう考えておるか伺っておきたいと思っております。

○福川政府委員 冒頭先生おっしゃいましたように、まさに技術開発がこれからの経済の発展の基盤であり、また今後企業がこの事業を継続していく源泉であるわけでありまして、そういう意味で、今おっしゃいました問題は非常に重要な課題であると思っております。

今回もこのセンターがそういう技術開発の助成をするに当たります。これは特別認可法人という形態をとっておりますのも、実はそこに一つの意味がございまして、その職員が勝手に秘密を漏らすということがあってはならないわけでありまして、そういう意味では国家公務員法と同様の秘密保持義務をその職員にも課すということをしていただいております。また、民間企業は別途もちろん自分の技術の保持という点については大変力を入れておるわけをございまして、それぞれ秘密の保持あるいはこれを供与する場合に、その契約におきまして、その秘密保持のため

の義務を相手方に課すといったような点を十分いろいろと実施をいたしていただいております。

また、特に情報化が進んでまいりますと、プライバシーの保護という問題がいろいろ出てまいります。これはまた政府全体として今いろいろな角度から検討をいたしておるところでございます。また、技術の流出という点につきましては、私どもも、先ほど申しましたように国は国なりに、あるいは民間企業は民間企業なりにいろいろ努力をいたしておるところでございますが、そういった技術成果につきましては、それぞれ各企業が大変な努力と資金を投入してやった開発でございますから、十分な対策を講じていくというふうに考えておるわけでありまして、それがいろいろ日本の対外諸政策ということにかかわり合いを持つてまいります場合には、国としてもそれなりの対策を考えなければならぬわけでございますが、御指摘のような点は今後の運用等の段階におきまして十分気をつけて、留意をして運用してまいりたいと思っております。

○浜西委員 時間が終了したというメモが回ってきましたが、私は、最後に簡単に聞いておきたいけれども、通産省に聞いておくのですが、郵政省、どちらでもいいのですが、これから想定される世の中に対処するために、この種のことには各省庁にまたがることは間違いないわけですから、それをそれぞれが研究機関を持ち、ばらばらにやるというむだを省くために、それから国益を守るために、日本列島全体のそういう通信情報という世の中に対して一定の規制をするときにはしなればならないし、そういう権能を持った、そういう情報がある意味では国益的にコントロールできるような権能を持った省庁、官庁というものが、これにはないか。それぞれが今までの省庁の中で、これはうちに該当するんだらうというふうなことでお互いが共管をしてみたり、相談をしてみたりしてやるのではなくして、一括、そういう通信情報というものについてはこれから重大な時期を迎えるわけですから、そういう省を新しくつく



り、そのためにはまず基本法というものを十分検討して、それで基本法というものを将来つくるのだ、あるいはつくる寸前まで話が行った段階で、この種の基盤技術研究というものをその一環として論議をするという順序が正しいと思うが、そういう基本法なり、そういうことを完全に権能を果たす役割を持った省庁は必要だと思いが、その点の考えについて、どちらでもいいです、最後に聞いて終わりたいと思います。

○福川政府委員 確かに、技術開発というのは、いろいろ多方面に多様に展開をされてまいりますし、また、情報化社会の到来ということで、それぞれ行政の各分野においてもその情報化ということがいろいろところで開花してくると思っております。

先ほど先生が御指摘のように、あるいはまた郵政省からも御答弁がございましたように、私どもとしてはこの基盤となる技術、これが鉱工業、それから電気通信業の技術、こういうことで考えておるわけですが、今私どもは、大体ここで両省でカバーいたしますのが、最近の特許の出願等の例で見ますと、九割は超える特許技術をカバーすることに思っておるわけでありまして、それが確かにいろいろな面に応用をされてまいるわけでありまして、情報についても同様でございます。

そういうわけで、ここで当面民間を活用した基盤技術ということになりますと、両省でこれを責任を持って、さらにそれがまた他省庁とまたがっていく、関連をしてくる、こういうことになるわけでございます。今回の条文の中にも他の省庁とかかわり合いのある部分、先ほど郵政省の御答弁の中ではアプリケーション技術というお話がございましたが、私どもでも、例えば新素材あるいはバイオといったようなものでも、バイオが医薬品に使われる、あるいは農業に使われるといったときに、例えば遺伝子組みかえ技術がそういうふうに応用されていく、工業関係のものが応用されていくということは十分考えられるわけであり

ますが、そういった点の調整を図りますために関係行政機関と協議をするという規定が入っているわけでございます。

今御指摘のように、政府行政庁全体をどのよう再編成すべきかどうか、こういう問題でございますが、今お話しのように、特に情報化関連についてのお話でございましたが、情報化というのはそれぞれ、例えば運輸、農林、厚生、いろいろな分野ですと進んでいくわけでございます。むしろ情報技術、通信技術あるいはまたそういう素材の関係の技術というのはそれぞれに広範に使われているということでございまして、そこはそういう格好で開発をしながら、そのアプリケーション、応用をどういうふうにしていくか、その企業化、商業化をどういうふうにしていくかということが各省庁において展開されていく、こういう関係になるのであらうと思っております。

しからば、そういう非常に広い関係になりますものを果たして一つの省庁にしてしまおうということが効率的であるかどうか、また、ある面では各省庁もそれぞれに実態に応じた技術開発を相互にやり合うことになって、それがまた加速をするという面もございまして、また、開発された技術が順次相互に協力をしていくという面も入っていくわけでございますが、私どもとしては当面、今ありますこの置かれた状態の中で、これを専ら効果的にやっていくというのが一番いいわけでございます。まして、今ここで政府全体の行政のあり方をどういうふうにするべきかということについては答弁を差し控えたいと思いが、御指摘のような趣旨でそれぞれ相互に協議し合うところは協議し合っていく、連絡し合うところは連絡し合っていくという格好で全体としての研究開発、これは基盤技術を進め、また他方で商業化関係の技術もいろいろ進めていく、その連携は十分保っていくというところで努力をしてみたいと思いが、

○浜西委員 終わります。

○渡辺(秀)委員長代理 浜西君の質疑は終了いたしました。

引き続き、鈴木強君の質疑に入ります。鈴木君。

○鈴木(強)委員 お許しをいただきましたので、若干の質疑をさせていただきます。なお、既に質疑者もございましたので、重複するような点があるかもしれませんが、その点は御寛容のほどをお願い申し上げます。

私は最初にお伺いしたかったのは、基盤技術研究円滑化法案というものが、いろいろ問題がございまして、でございまして、この国会に提案されたわけでございまして、予算編成の段階においていろいろ問題になりました点がありますので、それらの問題について郵政、通産、大蔵各省から簡略にひとつ概要を御説明したいと思いが、

それからもう一つは、この法案は郵政、通産の両省にかかわる共管事項でございますが、この法案を通産省が提案をしたというのはどうい理由であったのか、これもひとつ説明していただきたいと思いが、

○福川政府委員 この基盤技術円滑化法案は、昭和六十年度の予算編成の過程で、基盤技術研究促進センターが設立を見るところで、鉱工業の技術あるいは電気通信業の技術、これらの基盤となる技術の開発を進めていくということでこのようなセンターの設置が決まりましたわけでありまして、また他方、私どもとしては昨年の春以来、技術開発政策を積極的に推進する、こういう考えから産業構造審議会あるいは産業技術審議会等の場でその政策のあり方を御議論いただき、国の財産の積極的な活用あるいはリスクマネーの供給といったような御答申があつて、私どもは私どもなりに予算の要求をいたし、また郵政省は郵政省としての対応をして、そして先ほど申しましたように、予算編成の過程でこれが一本化する形で、基盤技術研究を民間活力の活用を図りながら進めていく、こういうことに相なった次第でございまして、私どもとしても、基盤となる技術を進めたい、こういう政策がそこに生かされるということでござい

まして、この法案を評価いたしておる次第でございます。

今回立法の過程に相なったわけでありまして、この点につきましては、その予算編成の過程等を考慮いたしまして両省でお話し合いをいたしました結果、通産省と郵政省との間で今御提案申し上げておりますような所管の分担を図り、法律の方は予算編成のそういう経過を踏まえて私どもの省から提案をいたしたということでござい

○奥山政府委員 郵政省側からの足取りを申し上げます。電電の民営化に伴いまして電気通信事業法等の質疑が行われました過程で、電電公社の資産形成の経緯にかんがみて、新電電の株式の一部を将来の電気通信関係の技術開発に充てるべきであるという御議論もございましたし、私どもも、これからの高度情報社会を展望いたしました場合に、公社の民営化に伴いましてそのような必要性がさらに増大することを十分認識いたしまして、予算編成、概算要求の過程では電気通信振興機構といったような特殊法人の要求をいたしました。しかしながら、最終的な政府原案の決定段階で、通産省の方から御要求のありました産業技術センターと合体をする形で一つの特別認可法人をつくるという形で政府の原案を決定したところでござい

ます。そのような政府における最終的な意思決定を踏まえまして予算措置が行われ、またそれを具現化するために基盤技術研究円滑化法というものの立案作業に入ったわけでございます。

その間、常時通産省、郵政省緊密な連絡をとりながら各条ごとに審議を進めたわけでございますけれども、本法案の作成におきまして通産省が提出をするに至った経緯について申し上げますと、本法案が単に郵政省から概算要求をいたしました電気通信振興機構の変形でございますが、基盤技術研究促進センターにかかわる部分のみならず、さらに第一章並びに第二章にわたってありますように、例えば特許の公開あるいは研究機関の廉価利

用等の条文がございます。これらの実態を考へますと、研究機関の数あるいは経費、そこにおいて使用される研究費あるいは特許の数等を考へますと、法案全体としてどちらが提案した方が社会通念上通常であるかという判断を政府部内で行っている検討いたしました結果、通産省の方から提出されたことになったわけでございます。

○日高説明員 たいま通産省あるいは郵政省から御答弁申し上げましたとおり、このセンターに至る経緯について簡単に申し上げますと、御承知のように、電電三法の国会審議におきまして電電株式の売却収入の使途の問題について種々議論がございました。その議論を踏まえながら政府部内で予算編成の過程で調整をいたしました結果、昨年十二月二十一日に政府・与党首脳間で結論が出た。その結論に従いまして、まず売却収入、三分の二でございますが、売却収入を国債償還の財源にすることから今国会に国債整理基金特別会計法を御提案し、それから政府保有分の三分の一の株式については産業投資特別会計に属属させるといふことで産投特会法を御提案している。それとの関連におきまして、基盤技術研究等のためにこの配当金を充てるということから産投会計法を出しているわけでございます。それとの関連でこのセンター法も御提案しているという経緯でございます。

○鈴木(強)委員 まず大蔵の日高主計官の今の話ですが、私どもも通信委員会というところと議論をいたしましたことはあなたのおっしゃるとおりです。それで、参議院から回付されました三法が衆議院本会議を通過したのがちょうど昨年の十二月二十日でございますから、二十一日、その翌日に電電株式の処理と技術開発関連要求の取り扱いを含めて三分の一は産投会計、三分の二は国債整理基金、こういふふうにお決めになったわけですね。我々は委員会でも、電電公社が会社に移行して、将来株の扱いが一番問題を醸すところであろう、したがって、これは慎重の上にも慎重を期してやるべきだということから執拗に政府に見解を

求めたわけでありまして、法案成立前に答弁はできないということまで終始逃げ切りしました。そして最後に竹下大蔵大臣が、国民共有の財産である、したがって一点の疑点もない形でこれを使わしていただく、こういうことが政府の統一解釈として出されていることも私は知っております。

そこで、これは通産、郵政とのかかわりもあるのですが、少なくとも日本の基盤技術の研究開発については、今もお話がありました、単に通産、郵政だけではない、そのほかにも運輸、農水、建設、厚生等幾多の省庁がこの技術開発についていろいろな意見を持っておる。ですから、この法案が策定されている過程においてもこれらの省からは注文がついている。日本の技術開発研究、基礎研究、こういったものも含めまして日本国民全体が豊かになり幸せになるための技術開発研究ということには、国が統一をしてその中で年次の第一、第二でやるならやっても結構ですが、少なくとも一つのプリンシプルをつくって、その基本に基づいてスタートするということになればならない。当面は国民共有の財産であって、これがみんなに共通して便益を与えるようにということになっておるのですが、そうなるのと、残された運輸以下の各省における技術開発というものは、せつかく三分の一の電電の株式の配当金が産投会計に入ってそれが使われることになりましても、そういう矛盾が出てくるのではないのでしょうか。ですから、私はこの点は政府の基盤技術の研究開発に対する基本の問題だと思っております。ですから、これは両大臣あるいは三大臣がおらぬとこの質問には答えられないかもしれせん。通産大臣はいらっしゃいますから、ちょっとお留守にしたいやうですけれども、そういう問題がちゃんとした中にこういう法律が出てきたということ、私は、私たちとしては非常に残念です。我々も二十一世紀に向けてもとすぐれた技術開発、研究をしなければならぬことはよく承知しております。しかし、こういう形ですと承知してかえって反響を受けて、その効果は減退するのではないでしよう

か。その辺をひとつぜひお聞かせいただきたい。○福川政府委員 今御指摘のように、この基盤技術、これが開発されれば、日本経済、国民経済あるいは国民生活にいい影響もたらしていただくわけでございます。そういう意味で、先ほども申しましたが、これが例えば新素材の技術にしましても、あるいは情報関連の技術にいたしましても、あるいはマイクロエレクトロニクス関連の技術にいたしましても、これがいろいろな分野に活用されていくところでございます。しかし、技術の発展段階というものは、それぞれ業種、業態あるいは技術の種類に応じてかなり異なっております。国が分担して進めるべきもの、あるいは民間の活力を活用していくべきものというふうな、いろいろな分野が、分類と申しますか、分担の考え方があろうと思っております。

今回、考えておりますのは、もちろん基礎研究というのは特に学術的な研究、学理的な研究から始まりまして目的基礎研究と、かなり幅が広いわけでありまして、民間がでにくい基礎研究というものはこれまた当然あるわけで、これは大学あるいは国立の試験研究機関あたりが、厳しい予算の中でありまして、できるだけ力を入れてやっていくということでございます。今回の予算の配分の中でもそこには重点が置かれておるところであります。

他方、その中で民間がだんだんと、従来開発中心にやっていた研究開発を応用研究に、さらにやややさかのぼって目的基礎研究に、さらに基礎研究と、こういふふうにだんだんとさかのぼって基礎技術についても基礎的な分野に進めていくべき態様になってまいります。発展を遂げておるのでございますので、そういうものについて今回、このような環境条件の整備をすることによって、それを図っていく、チャレンジすべき技術分野は御指摘のように大変広いわけでありまして、今後こういふ基礎研究というのは国も民間も力を入れてやっていく、その一つの業務分担の考

え方で今回このような考え方を御提案を申し上げている次第でございます。そういう意味では、私どもとしても今回、基盤技術、通産、郵政両省で所管をいたします分野で言えば、九割以上の新しい特許権というのは両省の所管に属するものでございまして、これがさらに企業化段階、商業化段階の中で、あるいは植物関係あるいは医薬品関係あるいはまた運輸関係の分野ということに活用、応用されていくということとは十分考えられるわけでございます。そういう意味で例えば基盤技術の中で基礎研究、これが将来、運輸省あるいは農林省、厚生省その他の省庁の所管にそれがいづれ使われていく可能性がある、こういう分野につきましては、この法律の中でも協議をしながら進める、こういうことになっておりました。そういう意味で基盤技術は両省で、私どもとしては現段階ではこれで今のような考え方というのが適切であろうと考えておるわけでありまして、これがさらに企業化へいく、あるいは商業化へいくということになりますと応用分野が広がってまいりますので、その間各省庁との連絡協体制という点については遺漏なきを期して進めてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○鈴木(強)委員 やはり通産省は通産省として今おやりにならうとする基盤技術研究ですね、これは基礎研究、応用研究を含めまして、これが国民の利益になる、これは当たり前です。利益にならぬものをやるはずはないが、私はもっと大局的に見地に立って、日本の基礎研究開発をやるべきではないか、そういう基本的な政策というものを国がやはり持たなければならぬ。きょうは科学技術庁を呼んでおります。そもそも科学技術庁というのはそういう職責を持って全体的な統制、統一も図りながらやるという役所だ。しかし、できてみてもやはりそういう点がうまくいっていないんじゃないですか、機能が。私はそう見ているのです。ですから、もう少し全体的なことも考えながらお進めになっていただかな



いと、何かしら各省の繩張り争いのようなことになり、何かがそれがある。また事実、そういうような傾向になる危険性も出てくる、それを私は警告しているのです。

ですから、もっとそういう一般的な論でなく、あなたのような論で言うならば、これは大蔵省の方も関係があるのですが、今度のは少なくとも三分の一の新電電の株式の配当益でありますね。そうであるならば、私たちが国会の中でも主張したように、電電公社の十兆二千億に及ぶ資産、その中には五兆六千億の負債があるのです。電信電話債券を買っていただいたりしてあります。ですから正味資産は四兆幾らかないわけでございます。ですから、その五兆六千億という借金もあるから、そういうものにも何か回す方法はないか、なかなか難しいけれどもそういう方法はないか、そして電話料金も国民全体のためにできるだけ安くして、そういういろいろな意見があったわけです。その結果よく相談をしてやりますと、おきながら、十二月二十一日にはさつと決めてしまつた。これは国会の審議から見ても非常に問題でありまして、私たちは今もその不満はぬぐい去られておりません。

ですからそういうことはこれから、売却益の問題等もありますので、さらに株式にまつわる問題については大蔵省にもいろいろ意見を申し上げたいと思つておきまして、それは別におきまして、そういういきさつの中ですら、今度の場合は極端に言うならば電電の配当株によって行われるものでありますから、電気通信関係あるいは放送関係の今後の技術開発、応用開発、そういったものを含めましたものをおやりになればいいのですよ、これは。そこへ今度は通産省が鉱工業ということでもって悪乗りをしてきた。だからますますおかしなやつです。

ですから、そういう純粋な意味からいえばそうなんですが、長い苦しみの中から難産をしてきたものですから、いろいろ今日まで通産、郵政の中には過去の長い歴史の中にも意見の相違するところもありました。私も例の特定機械情報産業振興臨時措置法のとくにも随分苦勞をいたした経験を持つておるわけです。ですから、こういう機会を契機にして通産と郵政が本当に一体になって、そしてこの法案に示されているような目的を達成するために全力を尽くしていただきたいということをお心から願つておるのです。

そういう意味から申し上げておるわけですから、これはひとつ大臣、ぜひ左藤大臣ともよく御相談になつて、私が言葉が少し過ぎておればお許しをいただくとして、どうもすっきりいっていなかつたことは、これは事実でございます。これはVANの問題にしても、今度の場合もそうでございます。外庄もあつたりしていろいろ問題がありますけれども、そういう点は通信主権を守るといふ立場に立つて郵政省はやっておるわけですか、その点を深く理解しながら通産との間で緊密な連携をとつてやつてほしいと常々思つておりました。こういう機会を得ましたので、大臣から一言その点についてお答えいただきたいのです。

○村田国務大臣 鈴木委員の御指摘の点は非常に重要な点だと思います。根本的なことをお答え申し上げますと、技術開発の問題というのはこれからの行政分野でも一番フレッシュな、そしてまた一番重要な問題だといふ認識をしておりまして、そういった大きな目的のために通産省とか郵政省とかそういう関係官庁の壁を取つ払つて利益のために、国民のために協力すべきであるという点では、私と左藤郵政大臣とは完全に意見が一致しておりまして、そういった意味の繩張り根性というのは一切持つておりません。御指摘の点、御意思を体してしっかりとやらなければならぬと思つております。

○鈴木委員 それから日高主計官、ちょっとお伺いしたいのですが、三分の一の配当益は六十年年度はまだこれは入ってきませんから、当然一応借金というかセンターの方へお金が出ていくと思つておるのですが、今後六十一年、六十二年、六十三年と

ずつと配当益、国が持つ三分の一は入ってくるわけですね。そうすると、それは法律が変わらない限りずつと産投会計からこのセンターの方に入っていく、こういうふうな理解していいですか。

○寺村説明員 ただいまの電電とそれからたばこ産業株式会社配当金でございますが、これは産業投資特別会計に入りまして、産業投資特別会計は、本年度も実は基礎技術センターに百億円の投資を行つておられます。それは、他の輸出入銀行でございますとか開発銀行からの納付金でございます。そういう歳入と合わせて歳出の方を、その歳入財源を充てているということでございます。六十一年度以降予定されております配当金収入もそういう全体の歳入の中で歳出を賄うというところで考えておられます。

（渡辺秀委員長代理退席、委員長着席）もう一度申し上げます、具体的に直のそれが同額センターに行くことにはなつていないというところでございます。

○鈴木委員 これからどういふ研究がやられていくのか、これによりまして、かなりお金も必要だと思つておるのです。これから入ってくる金額についてはさつきもちょっと話ございましたが、例えば二百六十億です。それから五割として百三十億ですか、それからもし一〇割つければ二百六十億というものが入っていくわけですから、それはすなわち産投特別会計の所屬になつていくわけですね、債券は、株式は、したがって、それがそのまま産投会計に入っていくが、産投会計に入つた金が要するにこの法案のセンターの方の出資金あるいは融資金、こういったものにすつとストレートで行くようにしてもらいたいというのが僕の考え方なんです。それはどこが限度か、今後技術開発がどの程度プロジェクトとして出てくるか、これにもよりまして、少なくともセンターがいろいろと考へて、そして決定したその政策に対しては、電電株式から来る配当というものは原則的にそつちに戻してもらうというふうなことはできないのでございませ

ようか。私はそうしてもらいたいと思つておるわけでもありません。昨年十二月二十一日に一応政府と与党首脳の間で決まりました考へ方は、「配当金収入を技術開発等に活用する」ということになつておりました。具体的にそれでは来年度以降どうなるかという、六十年度以降一体どの程度の技術開発のニーズがあるかどうか、それはやはり毎回予算要求をしていただきまして、そして予算折衝をして、その結果決まりましたものをまた国会で御審議をいただくということになるかと思つておる。現段階でどういふことにはなつておらず、とまだ何とも申し上げられないと思つておる。

○鈴木委員 国会でも審議されることでございます。ここで明確にあなたにお答えをいたしたいと思つておる。ですから、これは私の強い要望でございます。ですから、その点はひとつあなたの胸の中にも入れておいていただいて、今後センターの活動が国民の期待にこたえて十分にできるような御配慮をしていただきたい、こういうふうにお願ひをして、重ねて要請しておきます。

それから、この法案を出されるに当たりまして提案理由というのがここに書いてございまして、これを御覧すると「これまで我が国は、ともすれば、欧米諸国に比べ基礎、応用段階の技術開発の取り組みが必ずしも十分でなかつたのが現状であります。」というふうな述べておるわけでございます。これは先ほどからもお話がございまして、民間に依存しようという他力本願の姿勢が全体にあるものから、どうしても政府の方としてその間に任せつくりするような形になつて、政府本来の方に任せつくりするものに対して手抜けがあつたのではないか。だから自分の怠慢を認めてここに書いたもので、私は私理解をしたわけでございます。

そこで、今後今までのこの法案を提案するまでの経過の上に立つて反省すべきところは反省をし、そして立派なものをつくらうというものがこの提案だと思つておる。しかし内容を御覧すると、国の方

九

でおやりになるうとする点につきましては三項目ございまして、国の財産の利用、これは施設の利用、それから国際共同研究に係る特許発明の実施、それからもう一つ、政令で決める特許の問題がございまして、この政令の内容についてはここではよくわかりません。わかたら教えてもらいたいです。

それから、第五条に「政府は、前二条に規定するもののほか、民間において行われる基盤技術に関する試験研究を円滑化し、民間の基盤技術の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と。その「必要な措置」は何かわかりませんが、この三つしかないのですが、あとは要するに円滑化法案と書いてあるが、基盤技術研究促進センターという特殊法人をつくらせて、ここに業務をやらせる、そして民間の活力を利用してやるという、こういう他力本願的なところがかなりある。ですから、これから事業出資とかあるいは融資とか、こういったものもどの程度を上限として考えていくのかという問題が出てくるわけですね。

ですから私は、大蔵省の方にもさつき申し上げたのですが、そういった面を含めてかなり民間の方々が、なるほど政府がやる気になってバックアップしてくれたというふうな認識を持って積極的に研究開発に取り組めるような体制をつくっていかないと思ふのですよ。ですからそういう意味においてどうも国の方の体制が非常に弱いわけでございます。

それからあと、今言った第五条の措置というのはどんなものを考えているのか、ちょっと教えていただいて、それからセンターそのものが今後郵政大臣の管轄と通産大臣の管轄に二つに分かれる共管の部分もございまして。共管の部分についてはさつき大臣がおっしゃったような気持ちはよく私にもわかりました。ですからその線を貫いてやっていただくこととして、郵政それから通産それぞれセンターにおいてこういう法律に規定されているような問題について、時間が余りありませんか

ら具体的に聞きませぬけれども、ひとつよく検討の上で両省が水も漏らさぬ連携をとって、そして国民の期待にこたえるような立派な運営をしていただきたい、こういうふうな心から願うものですが、第五条の点、それから政令のことがわかたら教えてください。

○福川政府委員 第四条の国際研究協力の政令についてでございますが、これは今後国際研究協力を進めてまいります場合に、諸外国の動向等を踏まえて検討してまいることになるわけでありまして、今通例で申しますと、欧米諸国によりますれば国際研究協力をいたします場合に、その特許権は相手国あるいは相手国の指定する者に無償で通常実施権を供与するというのが通例になっておりますが、我が国の場合にはそのような制度がございませぬので固有になるということでございます。したがって国際研究協力が諸外国のシステムと違うことになって問題が生ずることについて対応を図ろう、こういう趣旨でございます。その政令は、対象となります分野と対象にいたします通常実施権で、廉価または無償で供与いたします対象の範囲を政令で定めることになっております。

第二点は第五条の関係でございますが、これも先ほど御指摘がございました固有財産の廉価使用の場合に關連いたしました。当面、これはもちろん国の試験研究機関の研究の遂行に支障のない範囲で廉価使用を認めて民間の研究に資していくわけですが、その場合に、どういふ施設がどういふところにあるかといったような点について、これからは産官学の連携の一環といたしまして十分PRしていくということが一つあるかと思ひます。もう一つは、国が委託開発をいたしましたときの固有特許の取り扱いにつきまして、これを弾力的に運用していくというようなことをここでは想定いたしておるところでございます。

また、先ほど触れましたように、今回ここでリスクマネーの供給とかセンターのいわゆる技術の情報提供とか委託共同研究とか、そのほか産官

学の連携に資するような事業を実施してまいるわけでありまして、これは民間が基盤技術について、特に基礎研究あるいは応用研究を中心とした試験研究を進めていくための環境条件の整備ということでございます。国はもとより国としてやるべき基礎研究の分野等があるわけでございます。それから、そういう面では、予算上の措置についてはこれからも十分配慮してまいらねえといけないところでありまして、当面六十年におきまして、例えば工業技術院の試験研究制度あるいは大型プロジェクト、大型工業技術開発制度あるいは次世代産業基盤技術研究開発制度といったようなものについての予算の確保も図ったところでございます。

○鈴木(強)委員 まだちょっと時間があるようですから具体的な点で、二伺いたいのですが、法律第二条を見ますと「基盤技術」というのがございまして。この「基盤技術」というのは鉱業あるいは工業の技術ということだと思ふのですが、これは余りにも抽象的でよくわかりません。恐らく範囲が極めて広いと思うのですが、総花的でちょっとわかりませんから、もっと具体的に鉱業、工業とはどういふものかということについて、その技術研究をやるということについて、我々素人にわかりやすく説明していただけないか。

○等々力政府委員 例えば、新素材技術とかマイクロエレクトロニクス技術というように、鉱工業において直接利用される技術を言うわけでございます。もう少し具体的に申し上げますと、例えば将来、発電機とか送電の機器というふうなもの材料として使われる可能性のあります超電導材料の研究、超電導線材の研究というふうなものも一つ挙げられるかと思ひます。それから化学工業で使われます精製分離工程、いろいろな化学原料の精製分離工程等に利用されます高性能で効率の上で分離膜の技術というふうなものが新素材技術として挙げられるかと思ひます。それから、マイクロエレクトロニクス技術につきましては、現在ICの技術が非常に高度化されておりますが、それ

がさらに集積度が上がります。そういう可能性を追求するような超微細加工技術というふうなものが挙げられるかと思ひます。

○鈴木(強)委員 センターをつくらせて鉱工業の技術研究をしなければならぬということですから、それはそれなりの理由もあるでしょうし、専門の皆さんが研究されてそういうことになっておられると思ひますから、せつかくセンターをつくらせてやるわけですから、その成果を我々は期待しております。頑張ってくださいと思ひます。

それから郵政の方に何っておきたいのですが、電電三法審議の際に、附帯決議にもつけました。我が国の通信主権を確保する観点から電気通信の基礎的、先端的技術開発の重要性を指摘して、このために大いに努力してもらいたいというようになっておりますが、具体的にはこのセンターの中で郵政省はどういうふうなことを考えていらっしゃるのか、その点をお伺いしたい。

もう一つは、郵政省の場合には電気通信業、放送業、電波の利用の技術を扱うことになっておりますが、そのためには新電電あるいはNHK、KDDとの連携を十分に図っておかなければいけないと思ふのですけれども、その辺はどうなるのか。

もう一つ、これはセンター全体のことになるかもしれませんが、例えば電電公社が今度民営になりました。したがって、そこに融資あるいは出資することができかねないか。これもセンターも特殊法人だから恐らくそれはできないと私も思ひますが、例えば今度新電電が別の会社という組織をつくって、特別の研究をするようなものをつくったときにはそこには融資、出資はできますか。

○奥山政府委員 何点かあったかと思ひますが、まず第一点の電電改革三法の成立に際しておつていただきました附帯決議の中に盛り込んでございまして通信主権の確保の観点からの技術開発の重要性でございますが、通信主権を堅持すべきことは

I T U 条約、国際電気通信連合条約の前文の中に  
もうたわれておりますので、その精神にのっとり  
まして今後技術開発を進めてまいることは当然で  
ございます。

それから N H K、K D D、新電電等と新しいセ  
ンターとかかり合ひでございますが、これらの  
各法人が新しいセンターができました段階でさ  
まざまな形で私どもは協力をしてもらいたいと思  
っております。また協力をすべき分野が多々ある  
だらうと考えております。

また、逆に N T T に対してセンターの方から出  
融資ができるかということでございますが、新電  
電は新しい電電会社法第二条の責務でうたわれて  
おりますように、みずから電気通信にかかわる技  
術開発研究をやる義務を負っております。また、  
特殊法人としての位置づけからいたしまして、セ  
ンターから新電電に対する出融資ということは考  
えておりません。

○鈴木(強)委員 局長、ストリートに N T T にや  
れというのじゃないですよ。そうじゃなくて、こ  
れは恐らく特殊法人対特殊法人だからできないだ  
らうと思うが、例えば今度は N T T が新しい会  
社、子会社と言つてはおかしいですが、つくった  
というような場合、これは純然たる技術開発のた  
めの会社であつたとすれば、そこには当然融資は  
できるわけでしょう、あるいは出資はできるでし  
ょう、このセンター法に基づいて、これは通産省  
どうですか。

○福川政府委員 新電電につきましては今郵政省  
の方から御答弁があつたとおりでございます。

今御指摘の、新電電がまた別途子会社をつく  
てやる場合にいかにか、こういうことでございま  
すが、これはもちろんこの前、提案のときから申し  
上げておられますように、これはできる限り異業種  
間の技術開発を、基礎研究を進めていこう、こう  
いうことでございまして、事出資に関して言いま  
すれば、複数の企業が R アンド D 会社をつくって  
いく、そうした異業種の分野についての研究協力  
をしながらやっていくということに力点を置いて

おるわけでございます。したがういまして、じゃ新  
電電が別の民間企業と協力をして R アンド D 会社  
をつくる、こういう場合につきましては、これは  
形式的にはその対象になるかと思ひますが、  
その場合には、例えば新電電のその R アンド D 会  
社に対する出資比率がどうであるか、そこは実  
態に応じて判断すべきものと考へております。

○鈴木(強)委員 その道は閉ざされておられない、  
条件だということでありまして、よくわかりま  
した。これはひとつ郵政省の方ともよく連絡をと  
つて、そういうことができればいい、そういうふう  
法ですから大いに研究すればいい、そういうふう  
にしてやっていたらいいと思ひます。

時間がちよつとびつたりでした。どうもありが  
とうございました。

○粕谷委員 これにて鈴木強君の質疑は終わり  
ました。

○松前委員 今回基盤技術研究円滑化法案という  
のが商工委員会が審議が行われておるわけであり  
ますけれども、これは産業投資特別会計その他か  
らの出資、融資によつて基盤技術研究促進センタ  
ーをつくるということがかなり大きな内容になつ  
ておる、そういうところから話がはじまつておるわ  
けであります。したがつて、センターの内容に限  
る審議というのが恐らく大きな話題となつて、中  
心となつてきたのではないだらうか、そういうふ  
うに思つておられますけれども、その内容につい  
ても後で指摘をしてみたいと思ひますが、今こ  
私の問題をちよつと提起したいのは、この基盤技  
術研究円滑化法案、こういうものが郵政省と通産  
省、両方の関係において今こで提出をされて先  
行して議論がされておる、そういう点について私  
はいささか疑問を持つておるわけでありまして、  
というのは、昨日やつと大蔵委員会の方に産業  
投資特別会計の一部改正の法律がおりたという状  
況の中で、その先の問題がこで先行して審議さ  
れる。この先行しなければならなかつた理由とい

うものについて、大蔵省それから郵政省、通産省  
に聞きたいと思ひます。

○日高説明員 各委員会における法案の審議順序  
につきましては、恐らく各委員会における理事會  
で協議の結果順番がつけられて審議が進められて  
いくというふうな考へておられますので、私どもと  
してこの問題についてちよつと今申し上げる立場  
にないという点を御理解いただきたいと思ひま  
す。

○福川政府委員 私どももいたしましては、昨年  
産業構造審議会の御意見もいただき、特に民間に  
おける基盤技術の基礎研究及び応用研究を中心  
にいたしました試験研究が非常に重要であるとい  
うことございまして、このセンターのリスキマネ  
ーの供給をする機関として、あるいはまたこうい  
つた技術、産官学の連携等の事業を行います機  
關といたしまして設立をお願いをいたしておるこ  
ろでございます。

今、別途産業投資特別会計法の改正が提案を  
されておるわけでございますが、これは原案とし  
て、六十年におきましては在来の産業投資特別  
会計の財源をもつて今回のセンターが発足する  
というところで設立を予定しておるという予算上  
の措置に相なつておるわけでございます。私ど  
ももいたしましては、この基盤技術研究円滑化  
法案、これは民間の基盤技術の研究を進めていきま  
す上で非常に重要な環境整備であると考えており  
ますので、私どもとしてはぜひ早期に成立をさせ  
ていただきたいという希望を持つておる次第で  
ございます。

○奥山政府委員 御指摘になりました両法案はい  
ずれも予算関連法案でございますので、政府とい  
はしましての統一の方針によりまして、それぞ  
れ所定の期日におきましてそれぞれ提出省から  
国会に提出申し上げたところでございます。国会  
に付託されました後のお取り扱いにつきましては  
は、それぞれの委員会並びに議連の扱いにおいて  
決められたものというふうな承知をしておりま  
す。

○松前委員 そうしますと、こちらの方の法律が  
成立した、そういう状況の中で、もし産業投資  
特別会計の一部改正案が成立しなかつたというこ  
とになればどういふ財源というものを当てにしよ  
うと思ひますか、その辺についてお答えいただ  
きたいと思ひます。

○寺村説明員 本年度の基盤技術センターに対  
し、出融資百億円は電電株式の配当収入とは直接  
の關係はございませんで、産業投資特別会計の従  
来の歳入の中から割り当てられているものでござ  
います。本年度の分につきましてはそういう關係  
でございますが、提出しました法案につきましては  
は、一日も早く御審議をいただき、成立させてい  
ただきたいと思ひます。

○松前委員 そういふお答えだらうと思ひました  
けれども、今年度の分につきましては、先ほどか  
ら議論のありました電電の株の配当、三分の一の  
部分の配当というものは当てにしないと思ひ  
ておりますが、来年度からはその辺の部分をか  
なり当てにしなければいけないというところはも  
う十分私どももわかつておるわけでありまして、先  
ほどの話の中でもそういうものが出てきておるわ  
けでございます。したがつて、これは今年度がど  
うだからというんではなくて、来年度も一回これ  
について審議をするというならば別でございます  
けれども、恐らく審議はないだらう。そうなる  
と、今現在の審議によつて決着をつけるというこ  
とになりますから、そういう意味で、産業投資特  
別会計一部改正案というものが成立してない段  
階において、これが先に成立してしまつたというこ  
とについて大変私は危惧を感じます。

それでは、理事会がやるからというふうな勝  
手なことを、各委員会やるといふような調子の発  
言がございまして、これは大変国会軽視であら  
うと思ひます。そういうことであるならば、政府  
の方でそれを調整して出してくるのが当たり前じ  
やないだらうか、そういうふうな思ひ方でありま  
すが、政府の方はそういうのは考えないのです  
か。

○日高説明員 六十年年度予算案の編成に当たりまして種々の措置を講ずる、それによってそれらの措置によって必要な法律案は予算関連法案ということで政府が御提案するわけでございますが、それぞれの内容によって各委員会へ付託されるということでございますので、たまたま大蔵委員会におきましては今回提出予定法案が非常に多いということもございまして、まだ産業投資特別会計法の審議が行われておりませんけれども、私どもとしては産投特会法の一日も早い成立を各先生方にお願ひしている、そういう状況でございます。

○松前委員 そうしますと、もし成立しなかつた場合にはこつちの方の財源について多少の修正もあり得る、そういうふうな考えてよろしいでしょうか。

○福川政府委員 私どもといたしましては、いずれも予算関連法案ということで御提出申し上げておるわけでございまして、予算の取り扱いは現在参議院で御審議中でございますけれども、予算に合わせた格好で関連法案を成立させていただくことを希望いたしております。

○松前委員 幾らやっても話は尽きないと思うのでありますけれども、いづれにしろちよつと筋が通らないやり方を政府の方はやられていて、委員会の方の責任という格好でもって今処理されるということでございますので、私はそれについては大変問題があると思ひます。こういうものについてはいろいろの関連がございます。通信委員会から始まって大蔵委員会、そしてここというふうな形で筋道が通つてくれば国民だつて納得するわけでございますが、これだけ先に突出する、何かあるな、こういう目で見られるのが当たり前じゃないでしょうか。私はそういう点で、国会審議という中で皆さん政府側の考え方は非常に甘いんじゃないか、そういうふうな思ひます。これからそういう点はしっかりと気をつけてやっていただきたいと思ひます。

それから、電電三法の通信委員会の審議で電電株の処分益等の使い方についてたくさん議論があつた。ずつとこの委員会でもいろいろな委員の方々から話がありました。それで、十二月十三日の参議院通信委員会の中曾根総理が「国会における審議の経過等を踏まえ政府内において詰めさせる」という答弁をいたしております。国会の審議、通信委員会を中心にして言われたことでありますけれども、国会における審議の経過を踏まえて政府で詰めさせるといふのは、どう踏まえてどういふふうに政府はこれを持ち出すに当たつてその辺の調整を行ったかということについてお答えをいただきたいと思ひます。

○日高説明員 電電三法の国会審議の場におきましては電電株式の売却収入の使い道について種々の議論がございました。例えば電気通信の振興に充てるべきだという議論もあれば、あるいは先ほどもございましたように電電債の償還に充てるべきだという議論もございました。それに対して私ども財政当局としては、いわば国民共有の資産であるということから、特定政策の財源として使うべきではないという主張をしたわけでございまして、そうしたいろいろな議論を総合的に考え政府部内で調整いたしました結果、国民共有の資産である電電株式の売却収入は国民共有の負債である国債の償還財源に充てるのが一番望ましいという結論に達した、それで今回関連の諸法案を提案している、そういう状況にあるわけでございます。

○松前委員 国債償還の部分三分の二以外のこちらの方の三分の一の部分については恐らく郵政省、通産省の間で議論があつたのだらうと思ひます。郵政省と通産省とで議論されたのでしょうか。

○奥山政府委員 先ほど大蔵省から御答弁がございましたように、私どもの方は電電改革三法の審議と並行いたしました。大蔵省の方には概算要求という形で電氣通信関係の技術開発を振興するたのめの一つの特殊法人をつくりたいということで電氣通信振興機構というものを要求しております。他方また通産省の方におかれましては、産投會計から出資等をして産業技術センターというものを

をつくる要求をしておられたようでございませう。それらが両々相まって政府部内で予算編成の過程で審議が行われました結果、二つの法人をつくることは現下の情勢からいっても適当ではないし、また両者の趣旨から見ると、それぞれ基盤的な技術開発研究を促進するという目的においては一致するものがあるということで、一つの法人をつくることで決着をしたわけでございませう。その意味におきましては、当初私どもが想定いたしました電氣通信振興機構といったものがそっくりそのまま完全に実現する形にはなりませんでしたが、今回のセンターを通じて電氣通信にかかわる技術開発の試験研究が行われるという意味において有意義であり、かつまた有効な方策であると考えた次第でございます。

○松前委員 これは先ほど話がありましたように、国民共有の財産ということで、国会における審議の経過を踏まえて政府内で検討、詰めさせるということの中で中曾根総理が答えたわけでございませう。それが郵政省と通産省だけで議論されておる。片方は情報産業の関係、片方は鉱工業というものが出てきておりますけれども、そのところだけこの話が詰められたことについて、これは中曾根首相の言っていることに對してそのとおりやっていないのじゃないか、そういうふうな思ひうわけでございます。

先ほどから議論があるわけですが、国民共有の財産ということならば、すべての省庁のこの科学技術関係に対する円滑化というものについてやらなければいけないはずなのでございませうけれども、その辺が、政府の中でどこが主導といたしますか頭になってまともな役をするかができていないような感じがいたします。今、そういうものまともな役とするとどこができるのでしょうか。通産大臣、お答えできますでしょうか。

○村田國務大臣 基盤技術研究促進センターは、民間に行われず基盤技術に関する試験研究の促進に関する業務を行うというその性格から、民間の主体性が十分発揮できるものとする必要がある一方、産業投資特別会計の資金を受け入れて民間に行われる基盤技術に関する試験研究の促進を図るといふ、極めて公共性の高い業務を行うというその性格から、民法法人ではなく、より公共性の高いものとする必要があり、この二つの要請を同時に満たす特別認可法人とすることが適切である、こういう考え方でございませう。また、基盤技術研究促進センターは、通産省及び郵政省所管の技術について民間の試験研究の促進に関する業務を行うことを目的とするものであるということから、両省が関与することとしたものでございませう。

○松前委員 通産省の方では恐らくそういうことですが、その性格上、やはり国民共有の財産ということなら農林水産省、運輸省、先ほどからお話のありましたいろいろな省庁の基盤技術の研究円滑化に寄与していかなければいけないだろうと思ひます。そういう意味で、政府の方でその取りまとめ役が一体だれになるかがどうも私はよくわからない。先ほど話がありましたが、科学技術庁が本来ならその役を果たしていかなければならぬところなのに、それが現状ではそうならない。今縦割り行政ですつと来ております。横割りのものを科学技術庁がやるべきであるというのに、そこができておらぬということでは、そういうふうに細かくいろいろなものが出てきて、そしていろいろなこういう制度が混乱している。いろいろなものが出てきている、それが本場に我が国の基盤技術促進に寄与するであろうか、総合的に見て、それが私はどうも今のところ疑問に感じておるわけでございます。

そういうことで、これからは政府の中で、郵政省と通産省だけがこれをやるのじゃない、国民共有と言ふならばみんな集まってプロジェクトを組んでやるというふうなこともっと考えていただきたい。そういうふうな強く要望するし、私どももこれから何回でもそれは申し上げて、もしかするとそれをまた政府側に提出する

もしもありません。そういうことを頭に置いていた  
きたいと思ひます。とにかく技術というものは  
いろいろの面に利用されてしまつては困る。政治  
的なものにも利用されたり企業に利用されたり  
と困るわけでありまして、日本の国民生活の  
向上といひますか、そういう面にしっかり使われ  
ていかなければならぬ、そういう意味でこの基盤  
技術という言葉がここで出てきたのであらうと思  
ひます。

そこで一つお聞きしたいのですが、どうも私は  
基盤技術というのによくわからない。先ほどから  
ずっと話を聞いていてもまだ、基礎技術と応用技  
術、それから基礎研究、応用研究、その間に  
ある基盤技術というのの一体どういふ分野を指して  
いるのか、説明していただきたいと思ひます。

○福川政府委員 通常、基礎技術といふ分と、あ  
るいはいろいろ議論が出てまいりますのに基礎研  
究、応用研究、開発研究と三つの段階がございま  
す。基礎研究、応用研究、開発研究といふのはそ  
れぞれ原理的な研究、その応用の可能性を探求  
する研究、あるいはそれを企業化に結びつけるた  
めの開発の研究、通常三段階に分けてその試験研  
究の範囲を分類いたしております。それとは別に  
基礎技術という施策の対象を今回法律の中に織り  
込んだわけでありまして、基礎技術と申しますの  
は、そこに二つの要件が書いてございまして、敏  
工業の技術、それから電気通信業の技術、そうい  
う範囲に關しますものと、それから国民経済及び  
国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するもの、  
この二つを考へ、その基盤技術の点について申し  
ますと、いわゆるその影響度と波及性の高いも  
の、こういうことを申しておるわけがございま  
す。

例えば、今そういう範囲で具体的に考へてみま  
すと、特によく言われますのは一つは新素材に  
關連するものでございまして、確かに最近新しい  
素材といふのが大分出てまいつております。これ  
からの市場規模も相当大きくなるだらうと言われ  
ておるわけがございまして、この新素材の中にはこ

れもまたいろいろの範疇のものがございまして、  
一つは金属系のもので、先ほど工業技術院長か  
らお話がございましたけれども、例えば実用超電  
導線材技術といふようなことで、絶対温度に近い  
状況で超電導効果ができる、こういうことを利用  
するようになつていふ技術といふものがございま  
す。

さらにまたファイナセラミックスの關係とい  
うのもその中で有効なものであらうといふふう  
に思つてございまして、特にこれからME關係と  
申しまして、いわゆる高集積ICといふものに  
対して申しますと、絶縁性とか熱伝導性の双方  
に大変すぐれたファイナセラミックスの材料とい  
つたようなものはこれから大變有用になつてま  
いと思ひます。

また、あるいは高性能繊維強化プラスチック技  
術といふようなことで従来のプラスチックの利点  
を生かしながら、さらにその耐衝撃性とか対疲労  
性とかを繊維で補つた複合材料といつたような  
いわゆる複合系の材料といつたようなものも出  
てまいと思ひます。

また、高性能、高効率高分子膜技術といつたよ  
うなことからいわゆる分離膜を製造する技術、こ  
ういふことになつてまいりますと、これは将来、  
従来の化学反応等で分離してまいりましたものを  
この膜を使うといふことになつてまいりますと、  
これも大變広範な技術になつてまいります。

マイクロエレクトロニクス關連、これも大變進  
歩しております。これも先ほど工業技術院長の方  
からお話がございましたが、本当にマイクロン  
以下の微細加工を実現する技術といふものは、い  
わゆるこれからの高集積度のICの製造に非常に  
効果がある技術であらうと思ひます。

また、バイオ關連でも遺伝子組みかえの技術と  
いふもの、もちろんこれはいろいろの医薬、農業  
係にも使われますが、工業關係でも相当いろいろ  
応用範囲が広がつてございまして、そういった  
ファイナケミカル製品の生産効率を向上させると  
いふようなことにも役立つわけでありまして、ま

たその中で、例えばバイオリアクターといつたよ  
うな技術といふものもございまして、そういうわけ  
で、このバイオ關係でもいろいろと多方面に使わ  
れるわけがございまして、大ざっぱに申しますと  
ば、今申しましたように、新素材の關連のもの、  
あるいはマイクロエレクトロニクス關連、それか  
ら生化学關連、それから、特に情報關連で非常に  
有力な手段となりまして情報通信關係、こういった  
いわゆる国民生活あるいは国民経済に波及性ある  
いは影響度の大變大きい基盤となるような技術、  
こういうものを対象にいたしてまいりたい、こう  
いふふうにお話しておるわけがございまして、

○松前委員 郵政省側の方は大体情報産業關係で  
すから、私も通信委員會をやつていたから大体わ  
かりますのでお答えいたしたかなくてもいいと思  
ひますが、今お話ししたいたしたのは非常に広範  
にわたつております。これが基礎技術なのか基  
盤技術なのか応用技術なのか、そういう区分につ  
いて今余りはつきりわからなかつた。要するに国  
民経済に非常に寄与する程度が高つたといふよ  
うなこととお話があつたわけがございまして、

そうするとほかのものは、今言われたようなも  
の以外のものについては国民経済の健全な發展と  
か国民生活の向上に資するものではない、ないと  
言つては極端だけれども、そんなに資するものじ  
やない、そういうようなことになつてくるのでし  
ょうか。とにかく基礎技術の定義がどうもよくわ  
からぬ。郵政省側の方ですと直接国民生活に影響  
が及んでいく、個人個人に影響が及んでいくイン  
フラストラクチャー、すなわちテレビアとか、  
そういうものがあります。それだと多少はわかる  
のですけれども、しかし、これだとどうも基礎技  
術という定義に対して何かはつきりしない点があ  
るのでございましてけれども、その辺もうちよつと  
明確にしたいだけかもしれません。

○福川政府委員 例へば今お話しのように基礎技  
術といふ、あるいは新技術といふ、あるいはまた  
基礎技術といつたようないろいろな言葉がござい  
ます。私どもとしては、この基礎技術という言葉

は、例へば新技術とか基礎技術といつたように、  
技術の新規性や研究の開発段階に着目した定義で  
はなく、これらは当面民間を予定しておるわけ  
ですが、民間における研究開発が重点的に展開さ  
れつつある敏工業及び電気通信業の分野に着目し  
て、その中で国民経済及び国民生活の基盤の強化  
に相当程度寄与するものといふことを対象にいた  
しておるわけがございまして、

先ほど申しました超微細加工技術、こういった  
ようなものをつとめてみますと、これは高集積のIC  
をつくるということに非常に重要なことでござ  
いまして、これはもちろんコンピュータの製造  
にも使われますし、そのほか、生産、加工を精緻  
化していくという点についても大變効果がある技  
術でございまして、今後のそういった技術を中心  
にいたしました経済の發展をたどる上に非常に重  
要なものもございまして、あるいはまた、バイオテ  
クノロジー關連でも、これも先ほど申しましたよ  
うに、例へばバイオリアクターといつたようなも  
のには、いわゆる酵素等を使いまして化学反応を  
起こさせるということもございまして、在來の化  
学の製造過程を相当大きく変えていく可能性があ  
るといふことでもございまして、こういったものは従  
來の化学工業の發展あるいは合理化といふことに  
大變強く役立つものであるわけがございまして、ま  
た、工業用に使われますバイオテクノロジー、遺  
伝子組みかえの技術といつたようなものについて  
は、これはまた医薬關係にも農業關係にも使われ  
るわけがございまして、例へば医薬關係でもよく  
一般に言われますのは、そういった遺伝子交換技  
術を使いながら制がん剤をつくることといったよ  
うなものにも応用されていく可能性のある技術でござ  
いまして、

そういうわけで、この基礎技術と申しますの  
は、今申しましたように大變各産業に横断的に使  
われるような波及性の高い技術、あるいは特定の  
産業分野におきましても革新的な技術、こういった  
ものを取り上げて今回こういった法律を準備いた  
した次第でございまして、



○松前委員 これから先の経済に非常に波及の大きいものを取り上げてというようにお話でありましたが、その前の、各企業といえますか、今現在日本の中で重点的に取り上げてこれを何とかしようと考えているという方がまだ私はわかつたのでありますが、その後の方になりますと、どれもこれもどんな技術だつて全部将来は非常に革新的なものであつたり、波及効果が非常に大きくなつたりするものでございまして、その辺が非常に不明確であるわけでございます。

したがって、これは、円滑化法案が成立してセンターで取り扱うということになる場合、やはり国民が納得するような格好でこれをセンターで取り扱っていかねければならないというふうに思うのでございます。したがって、いろいろなものがあるからといって、これは取り上げると、これは取り上げないというところについては、恐らく評議員会か何かそういうところではあるんだらうと思つていかなければならぬと思つておりますが、その辺はどういうふうにお考えになつていただけますでしょうか。

○福川政府委員 この法律が成立いたしましたのは、このセンターについて、民間が発起をいたしまして設立手続が進められるというところでございます。また一方、この技術に何を採択し取り上げていくか、こういう点でございまして、もちろん、今後このセンターの重要な運営事項につきましては、評議員会といたつたようなものもあつてこの運営の公正を期していくわけでございますが、これは今後また民間の意見を十分反映させていく、あるいはまた、これが十分効率的な運営をしていくためにセンターの自主性を尊重するということのような運用がその基本原則にあるわけでございます。そういう意味で、この運営の重要事項にはもちろん評議員会といたつたようなもの御意見も徴していただく、こういうことになるわけでありまして、また、この技術については何を採択するかという点は、大変専門的であり、なおかつ客観的な判

断が必要であらう、かように思つたので、今後センターの設立された時に、その事務体制をつくるに際しては、その運営が十分確保できるように組織づくりということに努めてまいりたいと思つております。また一方、その技術自身をどうやって採択したかという点もございまして、先ほども御質疑がございましたように、ある意味では技術上の秘密の保持という点もあるかと思つたので、そこにはそれぞれの企業の秘密保持ということにわたらない範囲で今のセンターの運用の公正を期していくということについての評価、判断というのは何らかの形でできていく、こういうことが必要ではないかと思つております。

○松前委員 国民の前に公表するというのが一番理想的なわけでありまして、今企業の秘密というふうなお話もございました。こういうことになつてくると、このセンターの意義というものは大分そがれてくる。NHKとか電電公社、これは自分の研究成果を毎年一回公開という形でもって公表しております。こういうことをやはりこのセンターでも、公開といつてもそのものずばりをやるわけではないと思つて、そういう何らかの形で国民の前に知らして、これは非常に影響が大きい、将来経済を大分変えるようなものでありますよという点で、そしてそれをまた国民の中に浸透させて活性化を持っていくというのがこのセンターの使命じゃないだらうか、そういうふう

に思うわけでありまして、企業の秘密という点を余りにも守つてやるということになれば、センターは何をやっているんだということになりかねない。ですから、ぜひとも私は公開ということについては考えていただきたい。それは全部が全部出せというのじゃありませんよ。特許を取つてから公開とかそういう手段だつてたくさんございまして、そういう意味で、このセンターの適正な運用、国民のそれが見ても疑問が起らないように、国民の共有財産の一部を使

つてお金を使つてきておるわけですから、そういうふうな要望をしたいわけでございます。それで一つ聞きたいのですが、先ほどの話のお話で、工業関係についてお話がございましたが、コンピュータ技術についてはどういふふうにかこでは扱われるのでしょうか。

○荒尾政府委員 コンピューター技術、申し上げるまでもないわけでございますが、今後の高度情報社会の中で非常に重要な役割を果たすものだと思います。したがって、このセンター等で扱います基礎技術という範囲の中に当然入る。もちろんこのセンターが実施するものでございまして、基礎、応用といったような段階からの出資、融資を考へておるわけでございますので、非常に企業化に近いものは入りませんが、そういうふうな考へておるわけでございます。

○松前委員 このセンターの運用の中で、国有の試験施設の使用を可能とする措置が入つておられますね。この中で、今までこれらの施設、工業技術院傘下十六試験所、電波研究所等々がございまして、民間の使用が全く閉ざされておるわけではなかつたはずなんです。積極的に使用するというような体制にはなつていなかったというのでありますが、今度それを積極的に提供しようというふうなことをこの円滑化法案でやつてしまふということのようで、そういうふうに解釈してはいるのであります。そのときに国みずからの試験研究に支障を及ぼすような場合はやはりやめてもらう、国の施設を利用するのはやめてもらうということになれば、やはり同じように積極的に民間に使用させてやるということにはならないのじゃないだらうか。その辺は大丈夫でしょうか。

○荒尾政府委員 本法案におきまして国有財産、研究施設の廉価使用を定めております趣旨につきましては、ただいま松前先生御指摘のとおりでございます。研究施設の中で非常に高価なものがある、民間ではなかなか設置ができない、一方国の施設としてはそういう施設があるという場合に

おきまして、これが一年間を通じまして国の研究施設で毎日使われておるといふものでなくて、余裕があるというケースがあるわけでございます。こういう場合におきまして民間の利用を促進していく、しかもその場合に廉価ということ、例えば中小企業等も利用しやすい形でこの廉価使用を認めようというものでございまして、したがって、国民の税をもとにいたしましたつてくれまして、研究施設でございまして、それぞれの試験研究所の固有の試験業務というのが優先するということでございます。

この試験業務のほかに、余裕がある場合に民間に利用させようということでございます。そこは両者の中でやはり優先度、プライオリティーをつけながら、あつておきます範囲におきましてはできるだけ有効利用を図つていこう、そういう趣旨でございます。

○松前委員 完全に自由ではないということはお話していただきましたけれども、このセンターの運用はできるだけ民間の希望にこたえられるようにやつていっていただきたい。従来だつて私はできたと思つておるのですが、ここで改めてこう言われると、あれ、そんなに変わらぬはずだ、こういうふう

に思つておるのですけれども、その辺、非常に変わるような形でもやつていただきたい、そういうふうにお話させていただきます。そこで、先ほどからお話をいただきましたが、このセンターでやりますものは非常に広範囲にわたつておる。鉱工業の部分は電気通信部分よりもかなり広範囲のような気がいたします。それでやはり心配なのは、これをうまく選定をしていかなければならない。やはり絞つていかなければ有効な研究というのにはできてこないわけでございます。ですから、聞いておられます財源では、それでは余りにも少な過ぎる。こんなものでは、ただただみんな民間がわあわあ言つてきたところにはばらまいて、結局何にもならないということになる可能性があるわけですね。一方、中曽根首相が電電法案審議の際にも言つ

ておりましたけれども、一部のところに偏在しないように、国民全体の利益になるように、肝に銘じて考える、こう言っているわけです。そういうところから考えると、なるべく多くの利用者に利用させてやりたい、こういうことになるわけでございます。そうすると、お金が少なから一部しか利用させてやらない、そうなるのと公正な選択が非常に必要になってきます。公正な選択のときは、その選択する人が非常に高度な知識を持っておらなければならぬということですから、このセンターの運用というのは大変高度な運用になってくると思うのです。ですから、そういう点について、そのセンターを運用する人、今度、会長その他選ばれると思うのですけれども、そういう人材の力を十二分に發揮できるように、そういう人材というのを選んでもらいたい、そういうふうに思うわけでございます。

そこで、冒頭に申しましたように、将来はやはり全体の基盤技術、先ほどバイオテクノロジーまで話が出ました。農林水産の部分でも今及んでいっていると思いますけれども、運輸省だってあります。その他いろいろ各省庁でやっております基盤技術のすべてをカバーして、やはりこういう恩恵を与えてやるということをしていかないと、個々の通産、郵政の部分だけ恩恵を与えたとことになれば非常に不公平になりますね。産業の育成という形をとるにしても、不公平になる。だから将来はもっと大きくして、全般にわたってやらなければいかぬ。そういう意味で、政府の中でこの辺についてもっとしっかりと整理をして、すべての基盤技術について整理をして、こういうものをつくっていくのだという姿勢を示していただきたいと思ひます。この辺について通産大臣の御意見をお伺いしたいと思います。

○村田国務大臣 松前委員先ほど来、基盤技術という非常に広い範囲、汎用性のある、しかも革新的である語彙についての基本的な疑問、そしてまた、その範囲についていろいろと御質問をいただいたわけでございます。非常によくわかるので

ございます。国益また国民の利益に合致するという意味からいえば、基盤技術は本来そんな狭いものであるはずがない、したがってそれは、通産省、郵政省のみならず科学技術庁、将来は関係各省全部に及ぶような応用がぜひ必要であり、そういった心構えで対処すべきである、このことについては全く同感でございます。

私は、二十一世紀をつくっていくというような技術開発の問題になってまいりますと、郵政、科学技術庁、通産などはその先頭に立たなければならぬ官庁であろうと思っております。したがって将来は、委員の御指摘のような広い範囲にそれを応用していくということで、当面は予算的な裏づけのある通産省と郵政省の所管技術に限定するという意味で運用をしていく、そういう考え方で、中長期的には委員のおっしゃるような方向に向かって努力をしてまいりたいと思ひます。

○松前委員 時間がまだあと数分あるようなので一言だけ申し上げますが、今通産大臣がそう言われましたので、私も非常に心強く思っております。であります、いづれにしろ、たったの百二十億ですか、かなり少ないお金なんです。これをどうしろと言ったって、これはなかなかうまくいくものじゃありませんよ。ですから、もともっと大きく予算を広げるといふような格好に持つていただきたいと思います。それには、ことし一年、もしこれが成立したら、きちんとした運用をやつて、基盤技術とは一体何だ、このセンターを国民が本当に理解できるように代物にしていただきたい、そういうものにしていってもらふことが必要であろう。この一年が恐らく勝負じゃないだろうか、そういうふうな思ふのです。ですから、将来は大蔵省の方からいってばお金をもらえるように、ことし一年うんと頑張ってもらいたい、そう申し上げまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○粕谷委員 これにて松前仰君の質疑は終わりました。続きまして、西中清君の質疑に入ります。西中

清君。○西中委員 最初に、この法案が提出されました背景及びねらいについて簡潔にお答えをいただきたいと思ひます。

○福川政府委員 従来、日本は主として外国技術を導入いたしました。それに改良を加えて、むしろ生産段階の技術を高めるといふようなことで高度成長の過程をたどってまいりました。しかし、日本の技術水準もかなり向上いたしました。これからはわゆる自主技術をどうやってつくっていくかということが重要な段階になってまいりました。そうなることが重要な段階になってまいりました。基礎研究あるいは応用研究の段階から技術開発力を高めなければならぬ、こういうことが要請として出てまいりましたわけでありませぬ。

そういうような観点から、昨年春以来、産業構造審議会におきまして、この技術政策のあり方というのを学識経験者に御審議をいただきました。もちろん、国の果たすべき役割、とりわけ基礎研究、応用研究の中で民間が実施できにくいような技術開発、こういう点については国としても十分力を入れていくように、国と申しますのは、大学の研究機関あるいは国立試験研究機関を指すものがございますが、そういうものを進めていく、特に、リスクが大変大きい、また懐妊期間が長いというふうなことで、民間ができないものは国として十分力を入れていくべきであるというこの御指摘がございました。

また同時に、従来民間は、主として企業化、商業化、さらに試験研究を中心に進めてまいりましたが、試験研究の段階では、開発研究、どちらかといえば開発段階、企業化、商業化に近い段階の技術開発をしておりましたわけですが、これからは外国の技術にも期待できないということであれば自前の技術力を民間としても蓄えるべきである、こういう問題の指摘があつて、そして民間として、従来の開発研究中心から応用研究へ、さらにさかのぼって基礎研究へ、こういうことに力を入れていくべきである、挑戦すべき技術分野は大変

広範でございます。国、民間が相まって基礎研究、応用研究を続けていこうというのがその答申の趣旨でございます。そのような観点から何が必要かということについては、一つはリスクマネーの供給を多様化するということでございます。もう一つは産官学の連携という形で共同研究あるいは技術の情報提供といったようなことを進めていく、こういうことの御答申があつたわけでございます。そういうことのお答申が具体的な促進センターの設置が実現を見、またそのほか民間の基礎研究、応用研究等を進めていきます必要上の国有財産の活用といったような施策がまとまりまして、今回この法律を御提案申し上げた次第でございます。

○西中委員 法案の中身に入る前に、大臣に若干の御質問をしておきたいと思ひます。その第一は、政府の研究開発費の問題についてでございますが、我が国の研究開発は民間が主体になっておりまして、研究開発費に占める政府負担割合は二五％、先進工業国に比べましても非常に低いレベルと言わなければならぬと思ひます。米三〇％、英国が二八％、西ドイツ四一％、フランス四五％、いづれも我が国を上回る水準にあるわけでありませぬ。その上、我が国の基礎研究費の割合も諸外国に比べて極めて低い、長期的には割合が低下をしておるといふような傾向にございます。私は、これを非常に憂うべき傾向と考えておるわけでありませぬ、こういう内容、この実態について政府としてはどういふ認識をしておるかということの問題だと思つておるので

す。政府は財政事情の厳しさということを口にされるわけでありませぬけれども、そういうことでいいのかわるのかということも抜本的に考え直す時期ではなからうかと私は思つております。たとえ厳しい財政制約下でありませぬ、政府はやはり優先選択という意味で、例えば防衛とか海外協力につきましてはシーリング枠外で毎年かなりの着

実な増額をしておられるわけですね。ですから、結局は政府の研究開発に対する重み、これをどういう認識をしておるかということが私は問題だと思っております。日本の将来とか国民生活の安定という点からいきましたならば、政府もさしは口にしておりますように我が国は資源が少い国でございますから、やはり人であり、頭脳であり、そして貿易でありということが非常に比重が重いわけですね。したがって、今我が国の基礎研究等に対する国際的な批判も含めまして、それにこたえるという意味からも、こういった防衛であるとか海外協力と比較してどちらが重いか軽いかという議論をした場合には、どっちが重いかとも言えないような重要性を持っておるのではないかと認識をしておるのです。

そこで、今回民間の力を引き出すために政府としては足りないところを補いをつけようという意味でしょう、先ほどちょっと御説明いただきましたけれども、この法案の提出に至った、こういうことだろうと思っております。これはこれで研究開発が大きく広がっていくことを私は期待をいたしておりますけれども、これで事足りると考えたり、むしろ政府が本来もっと他の先進国並みに力を入れることを主眼とすべきであるものを、民間の力をかりればそれで済むのだというふうな、済むとはお考えじゃないと思っておりますけれども、そういう姿勢に転換をされて将来禍根を残すようなことがあってはならないというように私は思っております。

したがって、これに対する認識、財政上、予算上、これはどういう位置づけをするかということについてはもう一遍通産省を中心として真剣にお考えをいただかなければならぬ。したがって、予算編成に当たるときには一遍発想をきいて変えて、視点を変えてしっかりと予算の獲得をする、こういうように大臣はひとつ御奮闘いただけないものかと私は要望するわけでありまして、けれども、大臣の御意見をお伺いしたいと思います。西中村田國務大臣 予算に関連いたしまして、西中

委員からODAあるいは防衛等を例に挙げられながら、技術開発の重要性についての御激励をいただいたものと承りました。

技術開発を促進する上で、国の負担によって研究開発を行うことが非常に重要な意味を持つておるといふことは委員御指摘のとおりだと思っております。通産省としては、六十年代予算の編成に当たりますと、次世代産業基盤技術研究開発制度でございますと、新たなニーズにこたえるための新規研究開発テーマに着手するなど、国が主体となって推進する研究開発を一層拡充することとしたほか、民間の技術開発を円滑に推進するための資金供給等を行う新たな中核組織として、今御提案を申し上げております基盤技術研究促進センターを設立いたしました。これに対して国から産業投資特別会計の出融資百億円を計上するなど、研究開発予算の確保に大きな努力を行ってきたところでございます。

したがって、この法律案は通産省の新年度施策に対する大きな目玉の一つであることは当然でございますが、もちろんこれのみをもって尽きるものではございません。したがって、西中委員御指摘のように、非常に行財政合理化の厳しい財政状況下ではございますが、技術開発の促進を図るための政府の研究開発支出が今後とも実質的に確保されまして、国民生活の向上を促した二十一世紀以降を指す日本の技術開発が、大いに発展をしますように、主務官庁の一つといたしまして今後最大限の配慮を行っていきたくと思っておりますので、何とぞよろしく御願ひ申し上げます。

○西中委員 それなりの努力はよく認識をいたしておるつもりでありますけれども、私が申し上げたいのは政策の選択の問題でありまして、そのところをもう一度再考いただきたい、こういうふうに要望しておきたいと思っております。もう一つ大臣に、研究というものについて若干お伺いしておきたいと思っております。

基盤技術の研究は膨大な資金、それから独創性の高い研究者、それに長い歳月を必要とするもので、日本はこれまでとかく欧米に依存し、開発研究に偏りがちで、基礎研究とか応用研究が手薄でございます。日本は欧米の技術を導入し、製品化に専念し、国際競争力を強化してまいりました。私は、それはそれなりに日本にとって一つの大きな成功であったと認識をいたしております。しかし、基礎研究や応用研究のおくれというのは将来の日本の技術にとっては大きなハンディキャップを負うことにならうかと思っております。国際競争力を強めた日本への技術輸出ということも、もろろ諸外国は極めて警戒的でありまして、年を追って期待薄になっておると思っております。それどころか、国際社会では、日本も自力で創造的な技術を開発し、世界の発展に寄与すべしとの批判が高まっております。一方、サミットでも技術開発の国際協力を約束いたしました。

我が国の研究開発費を拝見いたしますと、基礎研究一三・八％、応用研究二五・一％、開発研究五九・七％、依然開発研究が主流でございます。政府はこの法案によって、国際社会への貢献を果たすために基盤技術の研究を推進する足がかりとしておられるように思っておりますけれども、後でも具体的に議論したいと存じますが、この程度の施策で目的が達せられるというように御認識かどうか、まず伺っておきたいと思っております。また、この開発研究が主流となっている我が国の研究の現状をこの法案によってどれくらい基礎研究、応用研究の方に比重を高められると考えておられるのか、また期待をしておられるのか伺っておきたいと思っております。

○村田國務大臣 委員御指摘のとおり、我が国の技術水準は欧米諸国に比べて基礎、応用研究段階において一般的に立ちおくれおるといふふうには私は認識をしております。我が国としては、このような認識を踏まえ、基礎、応用研究段階の技術開発に格段の努力を払っていくことが重要でございます。このため、国みずから民間では実施

できない基礎、応用研究を推進するとともに、民間における基礎、応用研究を中心とした試験研究を促進するために、その活力を最大限発揮できるようにその環境条件の整備を図る、そういう趣旨のもとにこの法律案を提案を申し上げました。欧米諸国は官民を挙げて積極的な技術開発を推進をしております。これと肩を並べることがなかなか容易なことではございませんけれども、我が国としては、本法案の適切な運用を含めて、基礎、応用研究の推進に最大限の力を注いでいくことにしてあわせて国際競争力の発展にも貢献をしていきたい、そういうことで今後努力をしてまいります。

○西中委員 どうかその点で、この法案の提出の背景として大きな問題としてあるわけですから、十分なる御留意をいただきたいと思うわけでございます。

そこで、この法案の名前になっております「基盤技術」という問題であります。これは多くの同僚議員が質疑を繰り返しておられるわけでありまして、横で聞いておりました、私が想像力が足りないのかどうか知りませんが、いまだにはつきりしない。これは一体どういうことなのか。法律上初めて出てきた言葉だろというふうには思っておりますけれども、この「基盤技術」というのは一体何なのか、ちょっともう一度御説明いただけないでしょうか。

○福川政府委員 法案の第二条では、「基盤技術」というのは二つの要件を示しております。一つは、鉱工業、電気通信業等の技術のうち通商産業省及び郵政省の所管に係るものというものが第一の要件。第二の要件が国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するもの、こういうふうな定義がござります。この国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するものとござります。これは、ある技術が製品等に体化した場合において、その製品等が有することとなりますが、性質、いわゆる利用分野の広がりでござりますが、

そういつたその技術が体化されました場合においての製品等が有することとなります。いわゆる波及性、それから影響度、影響度と申しますのは、性能あるいは生産性の向上に寄与していく効果であります。これが大変大きく、その結果として国民経済や国民生活の基盤の形成に重要な役割を担う、こういうことと申します。

いろいろ例も先ほど申し上げたいしてありますが、例えば、具体的に申しますと、高集積度のLSIを生産するために必要になります。超微細加工技術、こういうものができると、例えばコンピュータあるいは工作機械、自動車といったように広い分野への応用が可能でございます。これはその波及性が大きいわけでございます。はたまた、この超微細加工技術と申しますのは、製品が小型化していくことになり、また信頼性の向上といった面でその性能の向上に大変大きく寄与していくことになるわけでございます。こういう波及性、それから影響度が高い技術、これを基盤技術となる技術というふうに言っておるところでございます。

よく類似の言葉として、基礎研究、応用研究、開発研究という意味で試験研究の段階を三つに分けました。うちで、基礎研究、こう言っておりますが、これは、いわゆる研究の発展段階のものでございまして、したがって、基礎技術という技術の範囲とは違った概念でございまして、基礎研究と申しますのは、いわゆる学理的な研究といいますが、本当に学術的な研究というように中心に置いた研究でございます。

またもう一つ、何で通産省と郵政省に限ったのかという御議論がございます。この点につきましては、この今回ねらいました法律の趣旨が、民間の基礎技術の試験研究を進めていく、こういうことと申して、したがって、いわゆる民間がそういうようなことをやり得るような状況に連しているもの、こういうことを念頭に置いておるわけでございます。

はそれぞれ特に大波及度の高いものでございまして、これは今民間がそういう基礎技術を進めていく、こういうような段階になってきているものを取り上げることと申します。現段階で判断いたしますれば、通産省及び郵政省の所管に係るものとするのが適切であろう、こういうことと申して、過日の参考人の意見聴取の場合でも、民間ということから言えばこの両省に關する技術が大変重要性が高い、技術のそれぞれの発展段階というのは技術の種類あるいは業種、業態によって違いますが、そこには発展段階の差がある、こういう御指摘があった次第でございます。

○西中委員 範囲はわかりませんが、両省にまたがるものと。そうしますと、この研究の内容は波及性、国民への影響度、効果、そういうものが判断の主体になるということ、段階的に言えば、これは基礎、応用、開発全部を含むことと理解してよろしいのでございませうか。

○福川政府委員 技術センターに関する考え方、これはもちろん予算の運用ということと申しますが、当面、リスクマネーの供給といたしましては出資事業と融資事業を予定をいたしております。やや具体的に基礎研究、応用研究の定義を申してみますと、基礎研究と申すのは「特別な応用、用途を直接に考慮することなく、仮説や理論を形成するため若しくは現象や観察可能な事実に関して新しい知識を得るために行われる理論的又は実験的研究」というのを基礎研究と申しております。応用研究と申すのは「基礎研究によって発見された知識を利用して、特定の目標を定めて実用化の可能性を確かめる研究、及び既に実用化されている方法に関して新たな応用方法を探索する研究」と申して、これは基礎研究からやっております。出資事業に關しましては、これは基礎研究からやっております。基礎研究、それから開発、こうやっていく、基礎研究からやっております。現在条件つき無利子融資ということを予算上考えて

おりますが、融資事業に關しましては、これは当然のことながらリスクが相対的にはやや少ない部分を当初対象といたしますために融資という形態をとるわけでありまして、そういうことから考えまして、融資事業については応用研究から開発研究にいく、こういうことと申します。いずれにいたしましても出資は基礎研究、応用研究等から入っていくことになってまいります。また融資は応用研究から、こういうことと申します。

○西中委員 最初にこの法案の背景を伺ったときも基礎、応用段階の要請が強いということがあって、しかもそれにこたえなければならぬということでお話があったわけでありませうけれども、今の御説明でもまた出資、融資の事業は基礎と応用、応用と開発というようにおっしゃっておられるのだと、この御説明があったのですから、ちょっと理解がもう一つ進まないのですが、わざわざこのような言葉を使わなければならぬ理由は何にあったのだろうかというふうな気がしてならないわけでありませう。

なぜ私はこれを問題にするかという、今まさしく御説明になったように、出資や融資ということは極めて厳格にやらなければならぬ性質のもので、何となく漠然として、何でもいけるような、幅広いもので効果が大きくて通産、郵政両省のものなんだと、こういう漠然たる範囲を示されるだけでは、どうも、これでもやらなければならぬような感じもするし、そうでもないような感じもするし、どうも明快でない。ですから、法律が歩き出したときには出資、融資の基準というものはびしりと定まっていかなければ、どなたの質問かわからぬけれども、大臣も言葉としては御説明になったけれども、はっきりしたものはわからないというように、やはりそれなりにきちっとしたものがないければ、これは産投の

金なりそのほか開発銀行の金なり政府の金なり民間の金なり、いろいろの金を使つてやる事業でありますから、こういうものをあまいな範囲でやっちゃうということになれば、これは極めて不明朗なものになると私は思うのです。

ですから、やはり基礎技術というものはこううしかじかというものを、ある程度きちっとした基準が示されないと、言葉の説明で何だかわかったような、だけれど何となくわからないというふうな、こういう繰り返しがもうずっとこの質疑の中で行われておるといふことは非常に問題だと私は思います。この点について何かいいお考えはないか、明快にされるお気持ちはないか、ひとつお考えを述べていただきたいと思ひます。

○村田國務大臣 せんだつて私がお答えしたことに關連して西中委員の御質問でございますから、もう一回申し上げたいと思ひます。

この言葉は実はテクニカルチームでございまして、「基礎技術」ということをもし百科事典が何かで引いたら非常に抽象的な答えが出てくるだろうと思ひます。したがって、この法律案をつくるまでに私どもの内部でもいろいろこの問題の検討を行いました。また関係各省も多岐にございまして、一体どういふ言葉が一番適切であろうかということ、私はずつと参画をしております。よく私もわからないのですが、どういふ表現を申し上げたのにはあるいは誤解を招いたかもしれないのですが、よくわからないのですが、どういふ意味は、「基礎技術」という本来の日本語の意味がなかなかよくわからない、こう申し上げたわけ、テクニカルチームということであれば、法二条におきまして、鉱工業、電気通信業等の技術のうち通産、郵政両省の所管に係るもの、非常にはっきりした限定をしていふのです。それから一番目は、国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するもの、この二要件で明確に定義をされておるといふふうな理解をいたしておりました。これからこの法律を通していただいて、いよいよ運用をしていくという段階になって、それではこ

れはどうか、あれはどうかという事については、恐らく年を追ってこれは非常に深く、さらに広く広がっていくものだと思いますし、また先ほど来の先生方の御質問にもありましたように、本来は国民生活全般に関連をする、科学技術の關係も含めたものにすべきでありましようから、そういう将来の広がりをしながら、現在は法一条によって定義をしたものによって定義づけられておる、こういうふうな承知をしていただきたい、こういう意味でございます。

○西中委員 当初の法案の背景が、基礎、応用段階の要請が強いということ、これがあるわけですから、本来ですとここに焦点を合わせればつきりしたと僕はあると思うのです。「国民経済及び国民生活の基礎の強化に相当程度寄与するもの」となると、これはニュアンスとしては応用から開発の方が比重がかかってくるのと違うかなという感じもしないわけではないです。ですから、その辺のところはどうもはつきりしないというところ、私たちの疑問があるわけなんです、何遍やっても、これは定義としてここへ出ているのですからこういうことなんだと言われればしょうがないのですけれども、しかし融資、出資にかかわることでございますから、ひとつさらなる検討をしていただきたい、こういうふうに思います。何かありますか。

○福川政府委員 確かに、基礎技術といふ基礎研究、応用研究といふ類似する表現が出てまいりませんので、大変御理解賜りにくい点があるかと存じますが、焦点を置いておりますのは、基礎技術の基礎研究、応用研究に主眼を置こう、こういうことでございまして、基礎技術と申しますのは技術の種類範囲でございまして、基礎研究の応用研究といふのはその研究を行っておられます段階の学術的な研究であるか応用に向けて、基礎技術にかどうかということでございます。基礎技術について基礎研究、応用研究に重点を置くのだ、かように御理解を賜りたいと思うわけでございます。

なおこの点について、じゃ、その範囲が明確ではないのじゃないか、運用上困るのではないか、こういう御指摘でございますが、今申しましたように、この法律の二つの要件、法律で規定されておりますこの二つの要件に即しまして、センタIとしては適切な運用をいたしていただくわけですが、確かに、技術の進歩発展と申しますのは、これは大変日進月歩でございます、いろいろな新しい技術が出てくる。特に基礎研究の段階という事になりますと、本来ねらわれないところのもので新しいものが見つかるといふことも多々あるわけでございます。技術の進歩といふのは大変著しいところでございまして、また、もちろんこのセンターは民間の活力を十分に發揮さしていくということ、運用の自主性、民間の意見の反映といたしまして、そういう意味では、この運用に当たりますと今御指摘のようないく、一体当面どういうような範囲に重点を置いていくんだというような運用の面につきましては、誤解が生じませんように、先生の御指摘も踏まえまして運用については遺憾なきを期したいと思います。

○西中委員 この程度で終わりますけれども、できる限りわかりやすい形にしてみたいかという事でございまして、それから第五条について伺いますが、「政府の責務」ということが言われているのですが、「民間の基礎技術の向上を図るために必要な措置を講ずる」というようになっておりますが、どういふ措置を講ぜられるのか、お伺いしておきたいと思っております。

○福川政府委員 第五条におきましては、第三条の国有施設の使用、第四条の国際共同研究に係る特許発明等の実施、これに規定するものほか、「民間において行われる基礎技術に関する試験研究を円滑化し、民間の基礎技術の向上を図るために必要な措置を講ずる」ということとございまして、当面考えておりますのは、これらの前二条の關係がございまして、例えは

試験研究施設、この廉価使用を認める、こういうこととございまして、必ずしもこの国有の試験研究施設というの是一般民間に十分情報提供がされないかと思ひますが、そういった利用の円滑化を図りますために、例えばPR等に十分努める、情報提供に努めるといったようなこと、あるいはまたこの委託研究の成果といたしまして国有の特許権、これは通常、委託研究の場合にはその特許権は委託をいたしました国の特許になるというのが現在の建前でございまして、そういう国有の特許権の一部を受託企業に譲渡するといふようなことによりましてその特許権等を共有化する、こういうような措置を講じまして委託研究についての円滑化を図ってございまして、こういうようなことを今考へておるわけでございます、この中にはまた今後の展開によって別のこともあるいは出てくるかもしませんが、当面考えておりますのはその二つでございます。

○西中委員 これに関連しまして、国有の試験研究施設を使うときに、同時にまた機械器具等のいわゆる物品について使用をするというケースが当然出てくるわけでありまして、これについては現在でも、試験研究に用いる場合に無償または廉価で民間に貸し付けることができることになっておりますが、企業が単独で試験研究をしようとするとき、これは廉価使用は認めておらないというように思ふのですが、政府の責務としてなし得る仕事の一つとして廉価使用を認めること、これも非常に大事なことでないか、私はそのように思ふわけでございますけれども、この点はいかがでございますでしょうか。

○荒尾政府委員 物品につきましてはたたいま御指摘のとおりでございます。物品の無償貸付及び譲与等に關する法律というのがございまして、この中で、試験研究に用いる場合には貸付料を無償または原価とすることができ、法律上はそうなっておりますわけでございますが、現実には、その法律を受けまして試験研究用機械器具等貸付規則というこの規則によりまして、国と共同研究を行

う場合の相手先とか、あるいは国から委託を受けた場合の委託先というふうなものに限定をされておるわけでございます。したがって、一例として、今回この法律によりまして国有財産の廉価使用を認めようとしておるわけでございますけれども、そういう場合に物品もあわせて廉価または無償で使えるようにどうかというふうなケースも考えられるわけでございます。そういうことを含めることにつきまして今後財政当局等と十分協議をいたしていきたいと考えております。

○西中委員 しっかりとこの点は実現をさせていただきたいと思ひます。やはり国の研究施設が廉価使用できる、一方で物品は対価使用なんだということになりますと、施設は使わなくても機械だけ、こういう表現できるかどうかかわかりませんが、機械だけ使わせてもらうときに、これは対価ということになればちょっと整合性に欠けるのではないかとこのこととございまして、今も財政当局と詰めたというお話がございまして、極力これはお考えをいただき、廉価使用しないは無償使用を実現していただきたい、このように思います。

次に、国有の試験研究施設はこれを廉価使用させるというふうなことでございまして、この法律で言う施設は通産、郵政に限られるものなのか、それ以外の国の試験研究施設は含まれるのか含まれないのか、その辺はいかがでございますでしょうか。

○荒尾政府委員 この法律で対象にいたしておりますのが、先ほど来御議論をさせていただきますように基礎技術ということでございまして、通産省、郵政省の所掌に属する技術範囲の中に限定されるわけでございます。そういう点から考えますと、私も十六の試験研究所を持っておりまして、この十六の試験研究所、及び郵政省が持つております一つの研究所、実態上これに限るといふことにならうかと考えております。

○西中委員 両省以外の国の試験研究施設を希望



されたらあつせんというふうなことはやらな  
いのですか。

○荒尾政府委員 この趣旨をできるだけ基盤技術  
研究の促進のために生かしていただくという点か  
ら考えますと、こういった制度がある、それから  
どんな施設があるかとか利用するにはどうしたら  
いいかという点につきまして、私も政府レベル  
及びセンターにおきましてPR等を行いたいと思  
えております。

○西中委員 今の点については、大臣も御尽力を  
いただきたいと思ひます。

通産省所管の研究施設は十六ということでありま  
すけれども、これは全部の試験研究所を開放され  
るといふことをごさいますか。

○荒尾政府委員 具体的には「政令で定めるところ  
により」ということで政令の中で決めるわけで  
ございしますが、私どもの持つております十六の試  
験研究所の中で国有施設の設置されております状  
況等を考えまして今後決めていくわけでございま  
すので、十六すべてが対象になるかどうかという  
点につきましては、もう少し実態をよく詰めた上  
で決定されることになるわけでございします。

○西中委員 今後の話めは残つておると思ひます  
けれども、少なくともどれくらいの施設を使うく  
らい大ざっぱなところはもうわかっていると思ひ  
ますが、その点はどうなりますか。十六全部じ  
やないのでしょうか。

○荒尾政府委員 持つておる施設につきましては  
私も、どの施設に幾らあるかということ、大体  
六十弱でございますが、あるということ把握い  
たしてございます。今申し上げました趣旨は、むし  
ろそういうものについてそういうニーズがあ  
るかどうか、それから研究所の側としては廉価使  
用を認めることができるかどうか、そういう点  
を含めまして今後検討をいたしたいということ  
でございます。

○西中委員 これは先ほども指摘がありましたけ  
れども、やはりその気にならなければ実効は上が  
らないと思ひます。どこだつて遊んでるわ

けじゃないので、それなりにいろいろ研究なさつ  
ているわけですから、あいていといえあいていな  
いんだという状態が普通だろうと思ひます。で  
すから、この点についてはある程度割り切つて判  
断していかなければ、いろいろとクレームつた  
らだとも使つていこうがない、貸すところがないの  
だというふうな結果に陥りかねないということ  
を危惧いたしておるわけでございますので、この問  
題については政令で示されるようでありま  
すが、単にそれを例示するだけではないで、一〇〇%こ  
れが効果的に使用されるように十分なる工夫が必  
要だと思ひますので、この点を強く要求しておき  
たいと思ひます。

次に、センターの問題であります。このセン  
ターの役員、職員はどの程度の陣容をお考えにな  
つておるか、まず何つておきたいと思ひます。

○福川政府委員 センターの組織、人員につ  
きましては、民間のニーズに対応いたしましてその業  
務が円滑に遂行できるようになるというこ  
とが目でございます。具体的な組織、人員につ  
いてはこれから設立までの過程で固まつていくと  
思ひます。法律ではこの役員は九名  
というわけでありまが、法律ではこの役員は九名  
ということにいたしてございします。職員の点がこ  
れから固まつてまいと思ひます。職員は五十八  
名として積算がいたしてございします。他の新設の  
場合でも、もちろん設立までの間に具体的な状況  
に応じてこの辺の数字が変わることがあると思  
ひますが、私どもとしては、多分大体当面数十名  
という規模でやりたいと思ひます。

○西中委員 センターの融資業務について伺つ  
ておきたいと思ひますが、この貸付条件はどうい  
うふうになっておるか、伺つておきたいと思  
ひます。

○福川政府委員 融資事業の対象といたしますの  
は、先ほども御議論がございましたように基盤技  
術に関する試験研究であつて、主として研究の段

階で申しますと、応用研究段階から実施する技術  
開発プロジェクトというものを対象にいたすこと  
を考へておられます。

またこの貸付条件につきましては、試験研究終  
了後における技術開発の成功、失敗の判定に基  
づいて、成功の場合には資金運用部の長期貸付金利  
相当の金利による利息、現在は七・一%でござ  
いしますが、それと元本の返済をしていただく。また  
失敗いたしました場合には元本のみの返済を求め  
るということでございます。私も、俗に条件  
つき無利子融資と言つておられますが、成功いたし  
ました場合には資金運用部の長期貸付金利相当の  
金利をいただく、こういうことを考へておりま  
す。

○西中委員 償還期間と据置期間はござい  
ますか。

○福川政府委員 償還期間等は今後さらに財政当  
局で詰めてまいります。かなりリスクがある  
と申しますか、償還期間が長いということ  
でございます。私どもとしては償還期間の点につ  
いては今後相談いたしたいと思ひますが、ある程  
度それを、懐妊期間に対応するような期間を考へ  
たいと思ひます。

そのほかの点は、今後さらにセンターができて  
いろいろ、貸し付けに関する諸条件を決めていき  
ます中で明らかにしてまいりたいと思ひます。

○西中委員 ただいまの御説明によりまして、研  
究が成功した場合は年七・一%で元本の返済、失  
敗したときは無利子で元本の返済、こういうこ  
とでございますけれども、失敗と成功の判定基準  
はどういうことになるのですか。

○福川政府委員 この成功あるいは失敗の判定で  
ございしますが、これは研究開発の目的とかその成  
果等に応じて判断をいたすわけでございしますが、  
この点についてはかなり専門的な判断、専門的な  
評価が必要だ、こういうことでございますので、  
そこについてはその評価をする機能を整備いたし  
まして、公正な判定をいたしたいと思つておりま  
す。

○西中委員 基準というふうなものはおつくり  
になるのでしようか。

○福川政府委員 このプロジェクトを採択いたし  
ますときには、その開発の目標というものを定め  
るわけでございまして、そういった開発の対象と  
なりませぬ、これが実現できたかどうかという  
ことを判定するということになると思ひます。

○西中委員 これは非常に大事なことで、金利  
や、返済してもいいの、しなくてもいいの、  
勝手に済むのか、こういう問題でありますから、  
恣意的に判断されると非常に問題が起るの  
です。ですから、この点はやはり何らかの歯どめが  
必要だろうというふうには思つております。

例えば、今、目的をまず出して、それに達した  
か達しないかで判断するのだということござい  
ますけれども、研究のスタート時点に示した目  
標、目的、これは達成できないで終わった、とこ  
ろが、その失敗の過程に別の新しい特許の芽が出  
た、また特許ができた、これは失敗なんですか、  
成功なんですか、こういうことはしばしば研究段  
階ではあると思ひます。いかがでしょうか。

○福川政府委員 大変難しい御質問でございま  
すが、私どもとしては、試験研究の終了時点にお  
いて、採択時に決定した技術開発目標の達成度、そ  
れから経済情勢等を総合的に判断して行うとい  
うことでございます。

今、研究の過程で別途の研究成果が得られた、  
それは、確かにおっしゃる通りに、そういうケー  
スは技術の場合は時折あり得ることだと思ひま  
す。その得られました技術成果が、研究開発目標  
ということに照らして関連があるかないかとい  
うこととの絡みで判断をすることになると思ひま  
すが、御指摘のように、これは技術的なかなかな難  
しいし、またそれは、返済条件等に差があります  
ので、おっしゃる通りに、確かに公正かつ的確な  
評価が必要だということでございますので、これ  
については専門的な技術に関する知識を要する  
ということ、その得られた研究成果と技術目的  
を対比させながら公正に判断していく仕組みを、

今後センターができた段階で考えてまいりたいと思います。

○西中委員 ですから、これは非常に難しいのですね。研究というのは目的があつてそれに向かつてやるのだけれども、しばしば横つちの方へ進んでいって、思わぬ成果が出るということもあるわけですね。ですから、その場合は成功なのか失敗なのかということが、これはその場その場で、判定する人の主観によって決まってしまうというところであれば、これは公正、公平な運営は期せないのでありますから、僕は何らかの判定基準というものがなければならぬかと思つておるのであります。今すぐ答えが出ないかも知れませんが、これは一遍十分研究をしていただかなければならぬ問題だと思つたので、この点についても強く要求をしておきたいと思つた。

次に、出資事業について伺いますけれども、これの資金計画はどういう事業を指しておられるのか、伺つておきたいと思つた。

○福川政府委員 出資に關しましては、対象としたしまして、二以上の企業等が共同して行うプロジェクトでございますが、その中には二つの範疇を想定をいたしておりますが、基礎研究または応用研究段階から実施する技術開発プロジェクト、もう一つの範疇は、技術開発要素に富む基盤的、先導的プロジェクトであつて、公共性を有し、収益の懐妊期間が長いもの、こういうものを想定いたしておるわけでありませう。

出資事業につきましては、当面事業の予算では二十億、基本財産といたしましては、産投出資から六十億と民間出資二十億、合計八十億を基本財産として想定をいたしておりますが、予算としては、今申しました、二以上の企業が共同して行うものについて、二つの範疇の事業を出資の対象に予定をいたしております。

○西中委員 基本財産部門で八十億ということでありませうけれども、この運用収入は幾らになりませうか。

○福川政府委員 これは、今のこの運用益は、出

資事業の事務的な経費と、それから産官学の連携等の共同研究事業等に想定をいたしますが、基本財産については全体として運用することとしておりまして、その運用益はおおむね四億程度になりませうかと思つた。

○西中委員 四億ですね。四億のうち、共同研究事業と運営費ですか、これは比率はどういうふうになりませうか。

○福川政府委員 出資事業等に關しましては、一般の管理費とそれから共同研究事業等に充てます運営費とございますが、今大体予定をいたしておりますのは、共同研究事業等に充てますものを、大体六千万程度を予定いたしております。

ただ、なおこのほか、民間からの委託研究の収入というものもございませうし、あるいはまた、外国人の研究招聘のために公益信託等での運用収入を別途予定いたしておりますので、実際のこの共同研究等の事業の費用はこれよりもっとふえることになつておると思つたが、これは民間からの金の拠出ということになつておるので、今申しした金額には入つておりませう。

○西中委員 先ほど御説明のありました懐妊期間の長いプロジェクトは、何年ぐらいを想定されておられますか。

○福川政府委員 大体五年から十年程度を考へておられます。

○西中委員 この事業は、具体的に言つるとテレトピアとかニューメディアコミュニティを指す事業について伺つておきたいと思つたので、この事業に關して先ほど議論しております基盤技術という点で、特にこの法案の立法に至つた背景から判断して、必ずしも全く合致しないとは言ひませぬけれども、ちょっとニュアンスが違つておるなという感じがしないわけでもないのですが、その辺はどういうふうにお考えになつておられるか、伺つておきたいと思つた。

○福川政府委員 今申しました出資事業の第二の範疇の中では、ニューメディアコミュニティあ

るいはテレトピアの推進法人というものも含めて考へておるわけでありませう。これにつきまして、今後のいわゆる地域情報化ということから考へますと、大要研究開発要素に富むもの、こういうことが要件として書いてございませうが、特に基盤的な先導的なプロジェクト、こういうことで考へておられますので、私ももとしましては、そういうことであつておるので、私も含めて考へた基盤的なものというところで考へてみますと、これも一つの基盤技術ということに入り得るものと思つておられます。

○西中委員 この推進法人への出資率はどの程度をお考えになつておられるか、伺つておきたいと思つた。

○福川政府委員 この出資の対象と考へておるわけでございますが、今、このニューメディアコミュニティは八地域、テレトピアは二十地域指定をされておるわけでありませうが、現在、そのプロジェクトの計画を固めておる段階でございます。今後どの程度の中で出資をしていくことになるかというところにつきましては、今後、その案件ごとに、プロジェクトの重要性とか成熟度を吟味しながら検討してまいりたいと思つた。現段階で二十億のうち幾ら振り向けるかというふうなことでございませうが、あらかじめ想定しているわけではございませぬで、今後センターが、その今申しましたようなプロジェクトの重要性、成熟度を十分吟味した上で判断していく、かように考へておられます。

○西中委員 まだはつきりしないようでありませうけれども、これは極めて重要な問題だと私は判断しておるのです。というのは、先ほど出資事業の運用益は、大体共同事業に六千万円ぐらいというお話がありました。ほかの部門の、恐らく融資部門の基本財産部分を指すのだからと思つたのですが、それを合わせた上でどうするかというわけではございません。ですから、テレトピアとニューメディアコミュニティが二十八カ所ということになりませうと、それぞれに出資の要求は強く出

てくると私は見ております。そうしますと、わずかに一億足らずの運用収入で、二十八カ所のテレトピア、ニューメディアコミュニティの出資の要求に對して一体どれほどのことが出来るのかという疑問を私は持つておるのです。逆な言い方をしますと、三十一号以下の事業でいわゆる海外からの研究者の招聘の民間資金を除いた部分、この事業を全部やるのに一体こんなもので何が出来るんだらうという疑問を持つておるわけなんです。特に、ニューメディア、テレトピアとも全国的に強い要求があるわけですから、おのおのたくさん出資をぜひお願いしたいというセンターに對する要求は強まる一方だと思つた。

こういうことを考へると、この前も参考人がおいでになつて国際協力が進むとか言つて非常に評価をされておりましたけれども、ほかの事業も含めて、具体的に資金の面からいくと、これは微々たる内容になりかねないと思つた。これは微々たる内容でありませうが、先ほど出資率を聞いたのもそこに問題があるからだと思つた。認識のもとで聞いているわけなので、この辺の資金計画は一体どうなつておるのか伺つておきたいと思つた。

○福川政府委員 今お尋ねの点は、まず事業費に關する部分では、出資事業は二十億ということであつて、事業二十億の中でいわゆる基盤技術のR&Dに對する出資に當たる分と、ニューメディアコミュニティ、テレトピア等に行く分とございませうが、今後この出資事業につきましては、今先生から、この事業に對してのニーズが高いのではないかと、こういう御指摘をございませうが、まさに私も私も、一般のR&D、基礎研究からやります基盤技術のR&Dとニューメディアコミュニティ、テレトピアをどういうふうに分けていくかということも非常に重要な問題でございませう。

また、さらに重要なもう一つの問題は、これは十月に発足をするとおつたこととございませうが、半年度予算というところで出資事業二十億ということになつておられますが、六十一年度以降は今後また

新たに事業予算を要求をいたしてまいります。その点につきましても、まだ大変少額じゃないかという御指摘でございますが、今申しましたような趣旨から、今後技術のニーズに合わせまして、予算の要求等について六十一年度以降その運用に支障のない形で財政当局と御相談をいたしてまいりたいと思っております。

また、今の出資事業以外の共同事業の受け入れといったようなもの、あるいはそのほか技術情報の提供といったような事業がございますが、そういった点につきましては、先ほど共同事業の点について振り向けられるのが一億弱と申し上げましたけれども、また一般の管理費等も、センターの事業の効率を高めていく上での適切な運用を図っていくということを考えておりますので、二号以下の業務につきましても、そのような運用の適正化と同時に、民間からの別途の資金の拠出ということからその事業に支障のないようにいたしたいと思っておりますが、また今後、事業の進捗状況に応じて六十一年度以降財政当局ともいろいろ話をしたいと思っております。

○西中委員 出資事業はこれからの来年度以降の予算の要求によってどういようように対応できるか、いろいろ道はあると思うのです。共同研究事業は、今も申し上げましたように二号以下のいわゆる民間資金以外の事業、これに充当するわけでありませんが、もう時間もありませんから、私は、この中で一番大事な点の一つ御質問なりまた御要望しておきたいと思っております。

それは、三十一号の五号「基盤技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供する」というこの仕事でございますけれども、これは極めて重要な仕事だと思っております。というのは、我が国の基盤的、先端的分野の技術情報は蓄積、流通とも非常に少ない、データベースの充実が緊急の課題である、これはあちこちへ行ってもよく聞くわけですね。現在我が国が使用している技術のデータベースの三分の二以上はアメリカのものであるといふ、こういう現状にあります。したがって、

産業技術開発を効率的に進める上においては、このデータベースを自前のしつかりしたものをつくるということが極めて重要でありまして、将来の展望からいっても、アメリカあたりからデータベースがどんどん入ってくるでしようけれども、肝心ななめ、または最先端のデータということになりますと入手がなかなか、やはりオンリーUSAということになるケースが非常に多くなるわけですから、こういうことについては、この共同研究事業の中でもいざこれをグレードアップするといふか、特別扱いをやるといふことにして、しっかりと予算をつけてやらなければ、これはとてもこの運用益の一部を使つてやるなんというふうな仕事ではないと私は思っております。ですから、それから、これはこのセンターの事業の中でも大きなものとして、当面はこれで運用することになるのでしようけれども、本腰を入れてひとつセンターが当たるように、来年度以降の予算は考え直していただきたい、こういうふうに私は思っておりますが、いかがでしょうか。

○福川政府委員 技術に關しますデータベース、特にここでは民間の基盤技術の研究を促進していくという目的でつくる基盤技術の情報収集、整理、提供、これは御指摘のように非常に重要な問題でございます。産業構造審議会からの御報告の中にもその点がつとに指摘されておるところでございます。今後センターの設立に向けて準備が進められるわけでありまして、今後の運用におきまして、民間のそれぞれのニーズ等を踏まえまして、先生の御指摘の趣旨も念頭に置いて適切に対応してまいりたいと思っております。

○西中委員 時間が参りましたので以上で終わりますけれども、政府の研究費の負担割合が極めて低い。さらには、一つ一つの事業を検討してまいりますと、つけ足してやるような仕事ではないよなことがいっぱいあって、それが十分な資金手当てができておらぬということ、私が今申し上げてきたとおりなんでございまして、こういった点について本日は大蔵大臣に聞いてもらいたい

だけども、政府がこういう問題については、当初私が申し上げましたように防衛であるとか海外協力費と同じように、私に言わせればそれ以上に、我々日本が選択すべき政策として十分なる手当てをしなければならぬ課題だといふふうに思うのです。これはシーリングで突出したって我々は文句言いませんよ。ですから、そういう点で、本日に通産省はもう少し声を大にしていただいで、次の予算編成の時点においてはひとつしっかりと構えて臨んでいただきたいということをお願いいたします。私の質問を終わります。

○粕谷委員長 これにて西中清君の質疑は終わりました。

続きまして、宮田早苗君の質疑に入ります。

○宮田委員 研究者の養成と国際交流の促進についてお伺いをいたします。

最初に伺いたいいたしますのは、創造性豊かな人材の育成は緊要の課題であるということ、この見地から産業構造審議会の間報告は、先端技術分野では人材育成教育と技術開発とが表裏一体の関係をなしていることに着目しておられるわけでありまして、そうして既存の大学、研究機関の枠にとらわれることなく、新たな高等教育研究機関の設立の必要性を指摘しておられるわけでございます。政府としては、この指摘を受けて今後どのような構想を具体化される方針か、考えがあればお聞かせ願いたいと思っております。

○村田國務大臣 宮田委員御指摘の創造的技術立国を図っていくために、人材育成は極めて重要であります。民間においても関心が高まっております。民間においても関心が高まっております。

○宮田委員 次に伺いますのは、ハイテク大

○宮田委員 次にお聞きいたしますのは、ハイテク大

○荒尾政府委員 研究者の内外におきまして交流の意義でございますが、これにつきましてはただいま先生から御指摘のとおりでございます。科学技術が非常に急速なスピードで発展をしていくわけでございますが、そういった場合に国内あるいは海外との関係におきまして技術動向あるいは研究情報を把握する、これらは公表されたあるいは文献情報となりまして段階ではもう既に遅いわけ

もお伺いします。

○荒尾政府委員 先日の参考人の御意見の中でも大島先生からハイテク大学の構想の御説明があったわけでございますが、民間の出資により現行のハイテク大学構想につきまして、現在財団法人の工業開発研究所というところで調査が進められておる段階でございます。こうした民間におきまして調査、あるいはただいま大臣からお答え申し上げましたような臨臨教育の御意見、御議論等を踏まえまして、通産省として今後どのような対応が可能であるかという点につきまして検討してまいりたいと思っておりますが、私ども、昭和六十一年度から工業技術院の調査の中で、非常にわずかの金額でございますけれども、創造性豊かな人材育成のニーズとあるいは方策等について調査をする予算が認められておりました。こういった予算を活用しながら将来どのような対応が可能か検討してまいりたいと考えております。

○宮田委員 研究者の内外の交流は、研究水準の向上を図る見地から推進すべきであるわけですね。特殊法人の研究機関におきましては、現実には出張費の予算が制約されておるために学会に出席するのも容易ではないのが現場の研究者の悩みと聞いておられるわけでございます。研究者にとりまして学会での情報交換といふものは死命を制すると言つていいほどの重要な仕事と思われております。政府の研究者の内外の交流の意義をどのように考えておられるかということ、もう一つは研究開発を推進するに当たりまして研究者の旅費規程を抜本的に見直すべきじゃないか、こう思いますが、その二つをお聞きいたします。

○荒尾政府委員 研究者の内外におきまして交流の意義でございますが、これにつきましてはただいま先生から御指摘のとおりでございます。科学技術が非常に急速なスピードで発展をしていくわけでございますが、そういった場合に国内あるいは海外との関係におきまして技術動向あるいは研究情報を把握する、これらは公表されたあるいは文献情報となりまして段階ではもう既に遅いわけ

でございます。現実には学会とかあるいは個人的な交流等を通じてこういった情報等を早急にかむことが非常に必要でございます。そういった点と、もう一つは技術者同士が交流することによって相互に啓発し合うという意味が非常に大きいわけでございますので、非常に重要なことであると考えておる次第でございます。

しかしながら現実の問題として、御指摘のように国内のみならず海外にずれつきましても旅費について非常に厳しい制限があるわけでございます。これにつきましては申すまでもないわけでございますが、財政状況非常に厳しい中で、特に旅費、庁費といったようなものにつきましては厳しいシーリングがかかっているわけでございます。私も必要性、重要性を非常に認識しながら、現実の問題といたしまして、毎年努力をいたしておりますけれども増加が図られていないというのが実態でございます。必要性を十分に認識しながら今後この充実を努力をしていきたいと思っております。

○宮田委員 今後我が国が技術開発の領域において積極的に国際社会に貢献していくためにも、研究者の国際交流の促進は重要な課題と言えます。今回法案にセンターの業務として外国人研究者の招聘制度を盛り込んだことは評価できるわけでございます。

そこで、民間篤志家からの資金拠出はどの程度期待しておいでになるかということが一つと、もう一つは、施策の重要性にかんがみまして国としても税制あるいは財政の面から入力を考える必要があるのじゃないか、こう思いますが、その件についてお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○荒尾政府委員 センター業務として考えております外国人研究者の招聘の規模でございますが、当面は年間十名程度というところで考えております。この制度につきましても認識、評価を高めていくことによりまして、民間篤志家からの拠出を拡大していただくといった努力を通じましてこの

規模を将来にわたってふやしていきたいと考えておるわけでございます。

そういった拠出を増加する意味で税制あるいはその他の面で政府としても努力すべきではないかというところの御指摘でございますが、この点につきましては、まず税制の点につきましては、現在におきましても税制上の特別な取り扱いがございませぬ。この制度は御承知のとおり公益信託を利用するものでございませぬが、この公益信託に關しましては、公益信託の信託財産から生ずる所得につきましては所得税法の規定に基づきまして非課税になつておるわけでございます。それから、公益信託への拠出金でございますけれども、これにつきましては法人が公益信託に拠出した場合には、当該法人の寄附金としての損算入を認められる限度額までは各事業年度の所得の計算上損金として取り扱われるということになっております。また個人につきましても、公益信託に拠出した財産につきましては、相続財産の評価に当たつてその部分は評価額から控除されるというふうな取り扱いになっておるわけでございます。したがって、税の上では既に相当な手当ができておると考えます。

それから、財政面から入ることとございませぬが、今回のこのセンターに対して産投會計出資があるわけでございますが、この出資の運用益によりましてセンターで研究者の選定あるいは受け入れ機関へのあっせん等の招聘事業を行いますけれども、そのための資金を運用益の中から支出をするということにいたしておるわけでございます。

○宮田委員 外国人研究者の招聘に当たりまして、住宅問題それから医療保険、子女の教育等の社会的な基盤を整備することが肝要と思えますが、政府はこれに対してどのような対処をなさつておるか、この辺もお聞かせ願いたいと思えます。

○荒尾政府委員 外国人の研究者を招聘いたします

際に、御指摘のように住宅問題、医療問題等々いろいろな問題があるわけでございますが、そういった問題をできるだけ解決して、快適な環境の中で外国からおいでいただいた研究者の方に研究活動に従事していただくことが必要なことは御指摘のとおりであると思えます。もちろんこの問題はセンターだけであるいは通産省だけでやれるということではなく、一般的に社会的なそういう基盤を充実していく、整備していくということが重要ではないかと思われませぬ。そういう点で、非常に幅広い政府全体としての対応が必要だと考えますが、個別具体的なケースで考えますと、センターがお世話をお願いするわけでございますので、例えば研究者の医療等の問題につきましては、せいかくおいでになった方の健康を維持するという点から、例えばセンターがセンターの負担におきまして保険をつけるというふうなことも考えたいと思っております。また住宅等につきましてもあつせんサービスを行うというふうなことも考えたいと思っております。

○宮田委員 現在、我が国の企業が外国人の優秀な研究者を採用したいと思つても、国内雇用の安定のため、日本人にはない技能の持ち主以外は外人労働者の導入をしない、こういう原則が政府にあるやに聞いております。このために実現が非常に困難になるわけでございますが、ハイテク分野で優秀な人材を国内だけで確保するのが難しいところ、民間企業レベルでの内外の研究者の交流の見地から、弾力的に対応しなければならぬと思つておるわけでございますが、お考えを聞かせていただきたいと思つておるわけでございます。

○荒尾政府委員 一般の外国人の労働者につきましては、ただいま宮田先生御指摘のとおり、昭和五十一年六月の閣議了解におきまして、外国の労働者の本邦における労働活動は、基本的には認めないという方針が定められておるわけでございます。

ただ、優秀な外国人研究者の場合には、出入国管理令の第四条第一項第十二号の規定がございませぬ。

して、「産業上の高度な又は特殊な技術又は技能を提供するために本邦の公私の機関により招へいされる者」につきましては、出入国管理令上の所要の手続が必要ではございませんけれども、日本に受け入れることは制度的には可能であるということになっておるわけでございます。現実にも若干そういった形で来ておられる方がおられるわけでございますが、この問題は、一方ではやはり外国人労働者を全体としてどう考えるか、国内の雇用との問題という非常に難しい問題もいろいろあると思つておるわけでございます。先端技術の研究促進のためには、非常に優秀な海外の研究者との交流を進めるといふ必要性もあるわけでございますので、そういった両者の要請をどういう形で調和をしていくかという点であろうかと思つておる。

御指摘の点につきましては、今後労働者あるいは法務省等々関係のところと御連絡をして適切な処置を講ずるよう努力をいたしたいと思つておる。

○宮田委員 次に、技術開発の促進税制についてお伺いをいたします。

今回の法案には、新たな税制上の具体的措置が盛り込まれていないわけでございます。欧米各国におきまして、技術開発振興策を見ますとわかりますように、技術開発促進税制は、極めて重要な施策でございます。

こういう見地から、今後の政府の対処方針を聞くわけでございますが、その第一は、六十年代税制改正で、政府の新規のハイテク減税として、基礎技術研究開発促進税制及び中小企業技術基盤強化税制、これを盛り込んでおるわけでございますが、アメリカ等のハイテク減税に比べますと、規模は余りにも小さいんじゃないか。今回の新規のハイテク減税の経済波及効果をどれくらいに見込んでおいでになるか、また減税の規模、対象を拡充して抜本的なハイテク減税を確立すべきじゃないか、こう思つておるわけでございますが、その点についての見解をお聞かせ願います。

○福川政府委員 今御指摘の税制でございますが、一つは、基盤技術開発に關します税制で、従来からございました増加試験研究費の税額控除制度の拡充という形で、一定の研究設備を取得した場合に七％の投資税額控除を認めるといふ制度を拡充いたした次第でございます。

これにつきましては、初年度の減税額百三十億円、平年度ベースで六十億円の減税額を予定をいたしておるところでございます。

私どもがこの税制を考えますときに、関係方面にアンケートいたしましたところ、こういう新しい制度が付加されれば、八七％の企業が現在の技術開発費の増額を検討する、こういうことが言われておるわけでございます。

したがって、特に最近この研究設備というのがかなり高価なものになっておるといふことから見ますと、今後、基盤技術の開発のために研究設備の取得を誘導するといふこの制度は、私どもとしてはかなりの効果があるものと期待をしていられるわけであります。

特に、これはまあ一般に基礎研究が劣っているといふことの反映であるわけでありますけれども、かなり試験研究用の設備の性能が、日本の場合劣っているといふことでございますので、こういった研究設備の整備といふことについては大変力があるのではないだろうか、かように考えておるわけであります。

また、中小企業につきましても、従来から増加試験研究費の税額控除制度がございましたが、これが過去の試験研究費の支出の最高額を上回った場合にのみ適用される、こういう制度でございます。中小企業の場合には、これが必ずしも十分活用しにくいという情勢がございまして、今回、これも増加試験研究費の税額控除制度の一環といたしまして、中小企業につきましても研究開発費の増加部分ではなくて、開発費そのものについて六％の税額控除を認めるといふ制度を、増加試験研究費に選択適用として認めることとしたわけでございます。

従来、増加試験研究費の税額控除制度というのは中小企業では余り使われておりませんが、全体の活用額の中で、まあ二〇前後ではないかと言われておりますので、今回、この試験研究開発費そのものを税額控除するということになりますと、これは研究開発の推進には相当私どもとしては役立つ制度ではないか、かように考えておるわけであります。

欧米との対比でのお尋ねでございますが、これは欧米も大変力を入れておる。またアメリカでは投資税額控除等もある、こういうようなことでございまして、もっとこの規模を、対象を拡充すべきではないかという御提案をいたしました。私どもとしても、企業の活力の保持ということが非常に重要であり、その一環で技術開発が大変大きな源泉となるものだという点については其感を覚えるものでございますけれども、今の厳しい財政状態といふことを考えてみますと、このいろいろな制度もできるだけ効率的にしていかなければいかぬ、こういうふうな思われ方をしております。今回諸般の事情を考え、大変有効な効果を上げるのではないかと、この二つの税制を、増加試験研究費の税額控除制度の拡充ということによって実現を見た次第でございます。

さらに、これを将来拡充するかどうかというお話でございますが、当面は現在の財政状況を考えますと、今回のその制度というものが精いっぱいのものであったと考えておるわけでございます。将来どうするかという点につきましては、今後の事態の推移を見て、今後そのあり方を考えたいと思っております。

○宮田委員 技術進歩が急速に進展するのに伴いまして、設備の老朽化、陳腐化の問題があらゆる産業に広がっております。半導体製造装置を例にとりましても、大蔵省令の定めます法定耐用年数は五年でございますが、技術進歩のため三年から三年半で集積度の高いICが開発されて価格が急激に下がるといふ実情にあるわけであります。二年ないし三年で製造設備の

更新に迫られていると聞きますが、現実の経済的陳腐化の度合いを踏まえて技術進歩の実情に即した法定耐用年数の短縮に踏み切るべきではないか、こういう見解が非常に強いわけでございます。その点についてのお考えを聞かしていただきたいと思っております。

○福川政府委員 IC産業につきましては、御指摘のように、技術革新が極めて急速でございます。また、製造設備の技術的陳腐化というものが著しい状況にございます。このような状況にかんがみまして、技術革新の特に急速な素子数百以上のICの製造設備につきましても、昭和四十五年度から暫定的に耐用年数を、原則七年のところを五年に短縮いたしております。さらにその措置を昭和六十年度の耐用年数に關する大蔵省の省令改正によって二年延長する、こういう措置をとっておるわけでございます。

耐用年数と申しますのは、設備の物理的寿命と経済的な陳腐化によりましてその耐用年数を定める、こういう原則になっておるわけでございまして、私どもとしても必要に応じて、その事態に即してその耐用年数はいろいろの吟味をいたしておるところでございます。

特に、最近、これからまた技術革新が進む、こういうことでございますが、私どもとしても、従来そういつた物理的寿命と経済的陳腐化ということを中心にして対応いたしてまいりましたわけであります。今後その耐用年数の見直しにつきましましては、業界の実態等を十分に把握いたしまして適切な対応をいたしたいと思っております。

○宮田委員 我が国の製造業の設備年齢が近年急速に高齢化の傾向にあるわけであります。これに對して、アメリカを例にとりましますと、年間十二兆円もの設備投資促進税制を講ずるなどして設備年齢の若返りを図っておると言われております。この素材産業で比較してみますと、四十五年当時、設備年齢の差が二・八年あった。日本が四・三年、アメリカが七・一年。五十六年になりますと、〇・四年に縮小いたしました。日本が六・九

年、そして米國が七・三年。この日米の政策当局の姿勢を考えますと、将来日米間の設備年齢が逆転しかねない状況になってきておるといふのが、政府は設備年齢の上昇に對してどのような認識を持っていらっしゃるか、また、設備更新を助長するため思い切った設備投資促進税制を講ずる考えはないかどうか、この辺について伺いいたします。

○福川政府委員 設備年齢の比較がいろいろなところで議論をされております。この厳密な算出比較というのは、いろいろ技術的な制約、設備の状況の技術的な把握ということになかなか困難な点がございまして、確かに傾向といたしましては、特に基礎素材産業を中心にいたしました設備年齢、設備のベンテージが上がっておりますといふことはいろいろあると思っております。その設備自身の実態には、例えば補修を加えているとか、いろいろな要素がございまして、それが生産能率にどう響いているかという点はなかなか難しい点がございまして、大ざっぱなことといたしましては、先生御指摘のように、特に基礎素材産業を中心にしてどうも設備年齢は上昇傾向にある、こういうことであるように私どもも思っております。

しかし、なかなかこの絶対的な比較が難しいわけでございまして、確かにアメリカはやや若返っておりますが、日本はやや老朽化しているといふことでございまして、内容をとって見ると、例えば基礎素材産業がどうか、あるいは高度組み立て型産業の場合はどうか、こういうことになってまいりますと、それが競争力の比較という面についてどのような影響を与えるかといふのはなかなか判断しにくい点があると思っております。

しかし、この設備といふのがいろいろ経済の発展の源泉であるという点は私どもも十分に認識をいたしてございまして、耐用年数につきましましては先ほど申しましたようなことで対応をいたしたいと思っております。設備投資の促進といふことを考えま



すときに、政策に重要度の高いものやうに、五十九年度においてはエネルギー利用効率化等促進税制というものを、また、特に中小企業に、中小企業新技術体投資促進税制という新しい制度を、たして、こういって特に重要な部分についての設備投資の促進税制を、こういって、

また、六十年度におきましては、今御審議をいたしておりますような技術政策というに並びまして、税制で特に技術に焦点を当てた増加試験研究費の税額控除制度の拡充というに重点を置いたわけであります。こういって技術開発の促進ということが、また一つ、設備投資を引上げていくという要因になっていくということでございますし、また他方、中小企業につきましても、中小企業の技術基礎の強化税制というものが、増加試験研究費の税額控除制度の一環として拡充をいたした次第であります。これもまた中小企業の技術力が強くなる、こういうことが設備投資の誘因になっていく、こういうことでございます。

もちろん、設備投資の重要性という点については十分認識をいたしておるところでございますが、今後、この現存の諸制度の運用の成果等を見きわめ、また、経済の実態に即して今後の設備投資のあり方については研究を続けてまいりたいと思っております。

○宮田委員 先端技術の開発には資金がかかり、ベンチャービジネスと呼ばれる研究開発型中小企業は、先端技術開発に伴うリスクに対処するために、損失準備金を有税で積み立てていると聞いておるわけですが、これを無税扱いにすれば先端技術開発の推進に大いに役立つとともに、政府の公的融資と違ひまして民間企業の活力を引き出す意味からも重要な政策課題と思つておるわけでございます。政府は、研究開発型中小企業に對しましてこの

ような税制上の施策を実施する考えはないかどうか、この辺もお聞きします。

○福川政府委員 今お話し、研究開発型の中小企業が将来の開発費のために準備金を積み、こういうことでございます。これが、税法上の取り扱いということになります。これが、将来の費用の支出の引き当てということについて、うまくリンクが、できるかどうかという点についていろいろ議論がございまして、

私もいろいろ検討をいたしたわけであります。私どもとしては、この六十年度の税制改正におきまして、中小企業を含めまして、このベンチャービジネス、ベンチャーの中小企業を含めまして中小企業全体の技術開発活動を引上げていく、こういうことで、先ほど触れましたように、試験研究費の増加部分だけでなく、根拠の試験研究費の六割の税額控除を認める、こういうことにいたしましたわけでございまして、私どもとしてはむしろこういう税額控除制度、これは絶対減税といつてもございまして、このような形では大変強いわけでございまして、このようにこの税制上の取り扱いを実施をいたしたわけでございまして、意欲的に研究開発活動を実施する中小企業が、この措置をむしろ積極的に活用していただくというのを期待をいたしているところでございまして、

○宮田委員 ベンチャーキャピタルは、企業の先端技術研究開発に對しましてリスクマネーを供給する機関として今後その活躍が期待されるわけですが、このセンターの金融業務との競合は起こらないかどうかという点でございます。

もう一つは、公的融資も肝要と思つておるわけですが、同時に、民間資金の円滑な調達を確保するための施策も重要であると思つておるわけですが、ベンチャーキャピタルの投資活動を助長するために税制上の新規施策を検討すべきじゃないかと思つておるわけですが、その辺はどうか、お聞きします。

○福川政府委員 今御指摘のように、ベンチャーキャピタルがいわゆるベンチャービジネスに對し

て資金供給を行つておるわけでございますが、今回センターで予定をいたしております資金供給は、主として基礎、応用の段階の出融資ということでございます。これも当委員会ではいろいろ御議論がございまして、これも当委員会ではいろいろ御議論がございまして、いわゆる技術的基礎が高い、また、技術的な、専門的な知識が要る、こういうことでございまして、民間のベンチャーキャピタルあるいは民間の金融機関ということについてはなかなかこの金融業務が行い得ない分野であるというふうに思つておるわけでございます。そういう意味で言へば、このセンターが行います出資または融資というのがむしろ民間のベンチャーキャピタルの融資の呼び水になっていく、あるいは次の研究開発段階についてベンチャーキャピタルから資金が供給をされていく、こういう関係がございまして、私どもとしては、むしろ今回のセンターの出融資事業というのは、そういうベンチャーキャピタルなどの民間資金の呼び水になっていくということ、特に競合ということにはならないのではないかというふうに思つておるわけでございます。民間金融を圧迫するというよりは、むしろその資金需要の拡大をもたらしていくということでございます。また、そのような効果が出てくるような運用を圖つてまいりたいと思つておるわけでございます。

もう一点、ベンチャーキャピタルの助成策という点について何か考えはないか、こういうお話でございます。現在約六十ぐらい日本にもベンチャーキャピタルがございまして、投資活動を行つておるわけですが、これも着実にふえておるわけでありまして、これについて特に特別の税制ということが必要であるかどうかということでございます。これも今この税制ということを、もしそういう特別のことを考へるといふことになりまして、税制の基本的な枠組みにかかわつてくる問題でございます。特にベンチャーキャピタルについてのみ特別の税制上の措置を講ずることが果たして可能であるかどうかという点については、かなり

税制の基本にかかわる問題でございますので、私どもとしても、むしろ慎重な検討が必要ではないかと思つておるわけでございます。

○宮田委員 次に、貿易研修センターの関係について、三御質問したいと思つておるわけですが、まず第一は、国際社会の相互依存関係が一層高まり、また、我が国が世界経済の一割を担つておるわけでありまして、こういう状態の中で諸外国との相互理解の増進や国際経済人の養成がますます重要になっておると思つておるわけですが、今回貿易研修センターの組織変更が行われたわけでありまして、それはどういふお考えかということにつきましてお聞かせ願ひたいと思つておるわけでございます。

○鈴木(直)政府委員 世界経済におきます我が国の経済的影響力が高まってまいりました。また、世界経済との相互依存関係も高まってまいっております。先生御指摘のように、貿易研修センターが行つておられます国際経済人の養成といふことは、一方におきまして、複雑化、多様化してまいります。一方におきまして、複雑化、多様化してまいります。国際経済情勢に對しては、国際人の養成に對しては、ニーズもまた変化してまいりますので、それを的確に把握いたしました。研修事業を機動的に効率よく進めていくことも重要になってまいっております。

そのような要請にこたへまして、今回私どもは行政改革というような要請も踏まえ、かつまた、民間活力の一層の導入というようにも配慮いたしまして、今回貿易研修センターを財団法人化するのを可能とするという法案を提案した、こういうことでございます。

○宮田委員 この貿易研修センターは、財団法人となつた後も従来からの実績、それからノーハウの蓄積を生かして研修業務の充実に努めるべきであると思つておるわけですが、このセンターが行います研修業務の重要性にかんがみまして、政府として、その円滑な実施に支障を来すことのないよう、引き続き支援をしていく必要があるのではないかと思つておるわけですが、その点のお考えについてお聞



わないと研究費が出てこない、これはまことに困ったものだということでした。全体として基礎的な研究費が年々下がっていったという中には、大企業が輸出をどんどん伸ばしていき、その製品化に一番近いところで科学技術関係の投資もいろいろ行おう、その要望にはこたえる、しかし、本当に基礎から研究を、学問を、学術を、科学を築いていくという一貫性がなかったために、今みたいなことが起きていくのじゃないかということをは強く感じるわけです。

そこで、今度の法案の性格の問題として、この前も大島参考人に御質問して大体そういうお答えだったわけでありすけれども、今の日本の基礎的研究の立ちおくれ克服という課題を前にして、本当はその中心的役割を果たさなければいけない、国立研究機関とか大学、そこでのやり方を大きく改めるといことがかなり重要である、ある意味では決定的に重要である。それとは別に、もちろん民間での基礎的研究をどうやるかという問題もあるでしょうけれども、この法案は後者の問題にかかわるところで始める、大体そういう範囲だと考えて差し支えないと思いますが、どうでしょうか、通産大臣。

〔田原委員長代理退席、浦野委員長代理着席〕  
○村田国務大臣 今工藤委員が御指摘になりました「我が国産業に係る技術開発の現状と課題」産産の報告では「はじめに我々は今や新技術文明の幕あけの時代を迎えようとしている」こういう書き出しになっております。そして、現在の技術文明のあり方、意義あるいは今後の進め方というようなことに對して総合的な思索を行っていただくわけですが、この法案の位置づけという点につきましては、我が国が今後創造性に富む技術力の充実強化を図るためには、これまで欧米諸国に比べて取り組みが十分と言えなかった基礎技術分野における基礎、応用研究段階を中心とする技術開発に格段の努力を払うことが重要である、こういった前提で、こうした技術開発の推進

に当たっては特に基礎、応用研究段階において国の果たすべき役割が大きいことは言うまでもありません。これは、今委員御指摘のとおりであり、一方、民間企業が我が国全体の技術開発費の約七割を支出しております。  
こうした現状にかんがみまして、民間の活力を最大限に発揮し得るようにその環境条件の整備を図ることが喫緊の課題である、こういう理解をいたしまして、この法案は、こうした認識のもとで、一に、民間の試験研究に必要な資金の供給を行う基礎技術研究促進センター、特別認可法人でございしますが、これをつくる、そして二に、民間の試験研究円滑化のための特別措置を内容とするものでありまして、技術開発において民間の活力を最大限に発揮させるということにそのねらいが置かれておるものでございます。

○工藤(農)委員 今大臣の述べられた認識というのは、産産総合部会企画小委員会の中間報告の線とはほぼ近いのじゃないかと思えますけれども、私はちょっとこれは違うと思うのです。違うところというのはなぜかという点、さっき言いました科学技術会議の第十一号の諮問に対する答申の中でも、やはり基礎研究の中心的役割を担うということも言っているのです。やはり一番大事な大学や国立試験研究機関がもっとも強化されなければならないという、やはり民間とある分担当がある、分担当があった上で協力する、やはり基礎的な分野はどかが負うかという点、さっき言いました、そこで研究費が減っていくという深刻な問題がある、だから、ただ民間民間というわけにはいかないじゃないかということ、科学技術会議の線からいってもちょっと違うような感じがしました。この産産の中間報告を見た限り、基礎的研究のおくれを何とかしなければいけないということを直ちに技術開発予算の拡充と民間の技術開発推進の環境整備というところに求めて、そこで何でも片づくかのようなそういう書き方で、それは私は不十分であるし、正しくないと思うわけですが、続いてちょっと法案の内容にかかわって

質問を続けたいと思えます。  
それは、税制の問題、先ほど来いろいろ取り上げられてきたと思うわけですが、問題は、これはわかり切ったことで、一応念を押しておくわけですが、増加試験研究費の税額控除というのがありまして、それから今度ハイテク減税というのがあります。これは新素材、バイオ、先端エレクトロニクスその他いろいろの対象に出されていく。問題は、センターの業務でいわゆる出融資があります。リースキーなマネーを供給するの、そういうと企業の側からいうと出融資を受けたお金の、それで研究費がふえる。ふえると同時にまた増加試験研究費の税額控除を受けます、それからまた、それでさっき言った分野であって、いろいろそれに該当する税額控除を受けるような設備を購入するとそれでも受けるということに、つまりリースキーマネーは受けるわ、同時にそれに伴って増加試験研究費があれば税額控除もふえる、そういうふうにならぬってその効果と刺激が出てくる、そういうふうな理解していいのですか。

○福川政府委員 今のセンターの出融資とそれから税制との関係でございますけれども、これは、この技術関係は今先生お話しのように、増加試験研究費で試験研究費を伸ばした、あるいは今回、研究設備の取得についてそれを伸ばした、こういうことにつきましては税制の適用があるわけでございます。税制上の取り扱いをいたしまして、その資金の源泉が補助金であるか、あるいは自己資金であるか、このようなセンターからの融資であるかということとは問わないわけでございます。したがって、そういう意味では双方の適用があるというわけでございますが、私どもとしてはこれはリースキーマネーの供給ということでそれを進めていく、またさらに、それを税制上で別途、増加試験研究費等で試験研究費をふやしていくということにつきましては、今申し上げておきますように、民間の基礎研究、応用研究、特に基礎技術の点については基礎研究、応用研究等を伸ばしていく、こういうことが政策的に必要であるという

ことでございます。先生の御理解のように、双方で適用があるということでございます。  
○工藤(農)委員 そのほか恐らく、それで新しい技術開発ということになると、税制で言う技術と海外取引に係る所得の特別控除というのがございまして、これで外国にその技術を売るとまたそのあれも受ける、これは減税、これは所得控除です。それから税額控除と違いますが、ともかく税額控除と違ったら補助金と同じですね、これはまるまる入ってくるわけですから、それで、これも先ほど来、中小企業はなかなか利用できなかったというより、ほとんど大企業です。  
そこで、科学技術白書の中でも、産業の研究費全体の約六〇％が化学工業、電気機械工業、輸送用機械工業の三業種で占める、また資本金百億円以上の大企業百八十七社が全研究費の五八％を占める、特に基礎研究ということになりますと資本金百億円以上が約六四％を占めるというのがこの白書に書いてあります。したがって、今度の法案の趣旨で民間民間と行って促進しようという、直接恩恵を受けるのはこの資本金百億円を中心とした大企業になる、こう思うわけでありす。しかも、それがさっき言ったように、リースキーマネーの供給をいい条件で受けるだけではない、あわせて補助金みたいな税額控除なんかいろいろ出てくる、こういうことなんです。

ここで私は率直にこういうことを言いたいのですが、日本の大企業はもう少し自分のところの研究費、基礎的な研究費も含めてもっと出す力があるし、出すべきだと思っております。というのは、昨年来日本は世界一の資本輸出国になるのではないかと、このが大変話題になりました。昨年本邦資本のネットの流出は五百六十九億ドル、つまり二百五十億円で円に換算すると十四兆二千億円を越えるようなお金である。それで、海外投資というのは本来、国内での設備投資とか研究投資をやつてなおゆとりがあるときにやるものだろうと私は思うわけなんです。それで、国内での研究投資、産業で約四兆円と言われますから、その三倍

近いお金を海外にぼんぼん投資しているわけですね。僕は余裕がないとは言わせない、そう私は言いたいのですね。だから、大企業に至り尽くせりのことをしなければ基礎的な研究をしないというのではなしに、もっとやらせるようにしむけることも必要なんじゃないでしょうか。その点、大臣、いかがでしょうか。

○福川政府委員 今、海外の資本流出との対比において研究開発費をもっと大企業も支出すべきではないか、こういうお尋ねでございました。私どももこの法律案を提案するに当たり、あるいはまたほかの諸政策を展開するに当たり、大企業に特に重点を置くことを考えているわけではございませんで、また今回の法律案におきましても、それぞれの基礎技術の研究開発の必要に応じて、中小企業につきましてもあるいは中堅企業につきましても、同様にその重要性を置いて運用してまいりたいと考えておるわけでありませう。

また一方、海外の資本流出との対比のお話もございましたけれども、この技術開発、特に基礎研究あるいは応用研究ということになりますと、従来から企業のビヘービアといたしまして将来直ちに収益につながるような企業化、商業化に近いような開発段階、これに重点を置くわけではございませんが、どうしても不確実性の高い研究開発というのは企業としてはやりにくい、むしろやらない傾向にあるわけでございます。

そういうことで、先ほど先生が御指摘になりました国としての果たすべき役割というのがあるわけでございます。また一方、国の財政が制約があるという現状においては、現実民間が研究開発費の七割も負担していることであるれば、それをできる限り応用研究にさらにまた基礎研究にさかのぼって支出される方向に誘導していく、こういうことが今回の制度の私どものねらいであるわけでございます。

技術特にその基礎研究、応用研究というのが将来

の日本の経済発展の糧であるということを考えますれば、その部門に民間の支出も振り向けて、民間の活力を振り向けていく、こういう環境条件の整備をしていきたい、かように考えておる次第でございます。

○工藤(見)委員 私の質問時間短いで、局長の答弁、ぜひもう少し手短にお願ひ申し上げます。中小企業も考慮しているといいますが、さつき私は科学技術白書を引用して、資本金百億円の百八十七社が全体の研究費の五八%、基礎研究費に至っては六四%を占める、こういう実態で、いわゆる民間にサービスすればどうなるかということをお尋ねしているだけなんです。

そこでちょっと大蔵省に伺いますが、今度のセンターのいろいろな仕事の資金源になる電電の株式で政府保有が義務づけられている三分の一の分を産投会計に帰属させて大体その配当金収入がどのくらいになるであろう、これは先ほどの答弁でもお答えいただかなくていいわけでありませうけれども、ちょっと伺いたいのは、たばこの株式の二分の一の分は何か今度のセンターの資金源と関係があるのかないのか、これが一点、それからもう一つ、長期にわたってこの基礎技術研究促進センターにお金があるのか、それはい体何なんですか。それだけちょっと伺いたいと思っております。

○寺村説明員 六十年年度予算の編成の過程におきまして政府・与党間で合意を見ましたことは、日本たばこ産業株式会社株式の二分の一、五百億円でございますが、これも産業投資特別会計に帰属させることになっておりまして、かつその配当金収入も日本電信電話株式会社の配当金収入と同じように技術開発等に活用する、こういうことになっておるわけでございます。

○工藤(見)委員 そうしますと、配当一〇%とすると電電の分が二百六十億円、たばこの分が五十億円、計三百十億円というお金があつて、今の取り決めが将来生きていくとするならばこのセンターに優先的に回ってくる、大体そういうふうに理

解するわけでありませう。

さてそこで、私は次にこのセンターの性格についてもう少し伺いたいわけでありませうが、もう一度、先ほど来のことの復習みたいになりますけれども、リスタマナーの供給は、出資の場合は基礎的な応用研究、開発研究、そういう意味ですね。だから結局開発研究も含むのだ、そういうふうな理解していいですね。それはイェスカノカでお願ひします。

○福川政府委員 そのとおりでございます。

○工藤(見)委員 それからも一つ、このセンターの業務は、一方では金融機関の業務といいますが資金をいろいろ配分するということと、それからもう一つは、こういう種類の技術の研究開発を促進するのだという研究開発推進機関的な業務と二つあるという点で、新エネ総合開発機構や、この前のIPA、情報処理振興事業協会と共通性があるのじゃないかと思つて、その辺もイェスカノカでお願ひします。

○福川政府委員 両方の性格があると思つて、政府は、センターの事業の運営に当たっては、民間の創意と活力が十分発揮されるよう、その自主性を最大限尊重することとしております。こういう大臣の提案理由でありませう。

そこで、今言った公的資金をもとにしたがら融資業務なんかやるといふと、金融機関みたいな役割と、それからこういう技術、日本の国益からいってつくり出さなければいけない、こういう研究を進めなければいけないという研究推進といふ研究ですか、そういう二つが混在しているわけだ、それがさつき言った新エネ機構、IPAなんかも共通していると思つておるわけですが、こういうあり方そのものに私は根本的疑問を感じておるわけですね。これがかなり優先的に流れてく

る。これをさつき言ったように、今民間でも研究研究と言つて研究をやっているのは何といつても大企業ですから、そこへ配分するといふとき、民間活力でやるのだといふときに、どうしてもその利益を受ける側の代表がいるこの中に入つてきて、言つてみれば資金の分捕り合いみたいなやつてしまふのじゃないか、いわゆる民間活力で言つてしまふのじゃないか、公共性を持たせて、まさにそういう利害関係者を一人も入れないで、そうして厳正に資金を配分するといふことないんだけれども、今言ったような民間活力といふとどうしても入つてしまふのじゃないか、これが一つです。

それからもう一つ、それならばあるこういう目的に沿つて研究を進めるのだとか技術をつくり出すのだといふなら、もっと権威のある学術科学の代表者が中心に居座つてやつていかなければいけない、こういうことにもなるのだけれども、私も先日IPAの関係で質問したわけですが、どう見ても願ふればそういうふうに見れない、悪く言えば天下り官僚と各産業界の代表が集まつて理事だとかあるいはまた評議員をやつて、どうせ今度のこのセンターもそうならざるを得ないと思つておるわけですね。だからそういう点で本當に公的資金を厳正に配分する、その保証としての人事の機構だとかそのあり方、それがなまじつ民間活力な人というからどうしてもそういう形にならないのじゃないか。もっと言うならば、認可法人という形ではそれはできないのじゃないかと思つておるわけでも、その辺どうでしょうか。

○福川政府委員 もとよりこのセンターは出融資の業務と同時に、産官学の共同研究事業等もあわせ行つていくわけでありませうが、私どもとしては、そういういろいろな技術の問題と、選択については、そういう問題もありませんし、選択についてもいろいろ技術的な専門的な知識が必要である、こういうことでございますので、こういった総合的な機関といふことの方が効率性が高いのではないかと、かように考えておるわけでありませう。

それからもう一点、人事等について運営の公正が期せられないのではないか、こういう御指摘でございましたけれども、私どもはその評議員については、これは基盤技術について学識経験を有する者から会長が任命する、こういうことでございまして、これはむしろ業者の、業界の代表という意味ではなくて、個人としての基盤技術についての学識経験ということで着目して任命するわけでございます。

もとより、この特別認可法人にいたしました趣旨は国のお金が入っておるといふことでございまして、そういう意味で民間の発意に基づいて設立はいたしますが、この運営についてはその公平を期することから監督規定を盛り込んだ特別認可法人ということでございますので、今先生御指摘のように、結局民間が寄り集まって分捕り合戦をするのではないかと、こういうことにならないようにいたしますために、このセンターの業務については、もちろん民間の意見を反映させることが前提でございますけれども、それが公正を損なうことのないように十分監督してまいらねばならないと思っております。

○工藤(晃)委員 学識経験者と書いてあると僕らが安心すると思つたら大間違いで、IPAの定款の中にも評議員というのは学識経験者から選ぶと書いています。それで学識経験者というのを見ると、日本商工会議所専務理事の井川さんとか経団連の専務理事の三好さんとかあといっぱいあります。日本興業銀行の頭取とか。それが学識経験者か。学者と言へる人は渡辺茂さんぐらいで、あとはどう見てもそう言えないようないわば業界団体とか経済団体の代表でしょう。だから学識経験者と言へば我々が安心すると思つたら困るので、決して安心できない例はいっぱい見ているのです。

ついでに聞いておきますと、新エネ総合開発機構の理事の名簿を見ますと、今兼任してないと思つたのですが、日立製作所の副社長、副理事長、開銀の理事、前歴にそう書いてあります。

ところで、新エネ総合開発機構の役員欠格条項は今年度のセンターの役員欠格条項と同様に、政府、地方の職員はなれないというふうなことにありますけれども、新エネ機構の方では役員兼職禁止の規定があつて、これは第三十四条ですが、それで営利目的の団体役員になれない、営利事業に従事できない。ただし、通産大臣の承認があればこの限りにあらずといふことで、さっきの日立製作所の副社長はどうなつてゐるか、これは私、今聞かなくていいけれども、ともかくそういう営利事業に従事してはならないという規定がある。特殊法人だから一段と厳しいと思つたので、けれども、いわゆる認可法人の場合はこういう営利事業を同時にやってもいいのだといふことになるわけですか。少なくとも法案とかそういうものにはそれは見られません。すぐ答えてください。

○荒尾政府委員 これは立法例としては両方あるわけでございます。NEDOの場合は御指摘のとおり兼職禁止の規定があるわけでございますが、これも先生の御質問の中にございましたとおりNEDOは特殊法人です。特別認可法人でございます。この基盤技術研究促進センターの場合でございますが、今回、先ほど来お話が出ておりますような民間の自主性、創意を尊重するということから会長、理事長等を置くことになっておりますので、そういった点で両方制度としてはある中で、できるだけ規制色といひますか、そういうものを薄くすることから置いていないわけでございます。(工藤(晃)委員「兼任してもいいのですね」と呼ぶ)はい。

○工藤(晃)委員 それですますますよくわかつたわけですが、一つだけ貿易研修センター法について伺つておきたいのですけれども、これも役員を見ると、会長が経団連会長で理事長が三井物産相談役、評議員十五名のうち一名、全国中小貿易業連盟理事長を除くとどう見ても大企業の代表の方ばかりですが、これまで五十七年度から五十九年度、研修生全体で大企業、中小企業、政府関係の人は幾らか。最近の年度、一年度を挙げていた

でも結構であります。  
〔浦野委員長代理退席、委員長着席〕  
○鈴木(直)政府委員 貿易研修センターにはいろいろなコースがございます。十月の本科コース、三月の貿易実務者コース、それ以外に外国の研修生を受け入れておりますプログラムもございまして、日本の方々を対象といたしますのは本科コース、貿易実務コース。  
今おっしゃいました二つの内容について申し上げますと、三年という御指摘でございますが、一応資料は五年でつくつてございますので、過去五年の実績を申し上げますと、一千五十七名が総研修生でございます。それで大企業関係は約八四〇、八百八十五人、中小企業関係は六、一〇、六十四人という状況でございます。  
○工藤(晃)委員 この問題はそれくらいにして次に移ります。

次に、一つ大事なことは、センターの業務として三十一条の第三号業務というのがあります。民間会社から委託があつてセンターが基盤技術の試験研究を行う。しかし、センターには固有の研究員はいない。それから試験研究設備もない。そこで、例えば国立の試験研究機関の研究員に退職出向という形で来てセンターの職員になつてもらう。場合によれば、民間からもセンターの職員になつてもらうのかもしれない。とにかく公務員が退職出向する。そして、設備がないから民間会社の研究所の施設のどこかをセンターが借り上げたという形でやつていくことになるわけですね。その場合、民間会社からの委託に無条件にこたえていくのかといふことなんです。さっき聞くとこのところによると、センターの仕事の守備範囲は基礎研究まで含むことになつてゐる。また実際の開発と基礎とのかかわり合い、これは科学技術白書もいろいろ例を挙げておられますけれども、あとこの問題が一つ解決すれば実用化できるというふうな技術的な問題を抱えていて、特に基礎的な研究が要するといふ場合、それを解けばすべあとは

うまくいって全部成功するといふ基礎的な研究もあるし、恐らく企業からの要望が来るときはそういうたぐいが多いと私は思うのです。まず、そもそもから始めてやりましょうという。そのとき国家公務員だった人がいよいよ退職出向という形をとるとはいえませんが、戻るので、こういう形でセンターにいくと事実上民間の要請にこたえた公務員の出向、法律にはからなければいけません。何かこれを滑つたような形になるのじゃないか。ちょっと私の言い方がよくないかもしれませぬが、その辺どうなんでしょうか。

○荒尾政府委員 第三号業務は御指摘のように、民間からの委託を受けてセンターが試験研究を行うことになっておるわけでございますが、言うまでもないことでございますけれども、最近の技術開発は非常に変化が激しいでございます。また範囲も広いわけでございます。そういう点から業

際研究といひますか、いろいろな業種が共同研究を行いますように、産官学の研究が必要であるといふことがあるわけでございます。この制度は、そういう点から民間の共同研究あるいはそれに加えて公務員の退職出向の形あるいは場合にによりましては大学の先生方の助言とか指導とかいったものをあわせて、民間における基盤技術研究の促進を図ろうとするものでございます。しかし、このプロジェクトの選定におきましては、この試験研究が基盤技術として国の研究の進展のために有効であるかどうか、国立試験研究所の研究開発能力の活用が必要であるかどうか、あるいは技術自身国民経済の発展、国民生活の安定に必要であるかどうかといふ公共的な判断をした上でどういった委託研究を受けるかどうかという判断をするわけでございますので、国の研究機関の職員、これは当然退職出向で公務員の身分はもろん保持してないわけでございますが、その場合におきかどうかといふ点はチェックしながらこの委託研究を行うおとすものでございます。



○工藤(晃)委員 今いろいろ科学技術の研究の様相が変わったからといって、やはり公務員は全体への奉仕者である、一部への奉仕者ではないというので、民間企業の営利的な目的の仕事に余り簡単に任せては困るよう思うのですけれども、もちろんこの場合、断わっておきますけれども、一応退職という形をとっているから、それは身分がありませんから触れないということになるけれども、これまで割合多かった、休職してどこかへ行って研究活動をやる。この制度は人事院の規則の中にもありまして、しかし、休職して、だけれども身分が公務員であることは変わらないから、その場合行く先というのは非常に厳格に限られて、公的な機関で、しかもはつきりした内容の仕事をやるといふことで縛られていたのですが、逆に今度退職出向という形をとることによってそこところは極めてルーズになって、事実上また戻っていく公務員です、それが民間企業へどんどん行くようになる、そういう道を今度のこの法案が定めることになるのではないかと、これを私は心配し、また事実そうだろうと思つてそれで何うわけですが、時間もないので次の質問に進みたいわけでありませう。

それ一つ問題は、今度のセンターに対して国は最大限介入はしないんだ、しかし監督しなければいけない一つの理由として、国立試験研究機関等の研究情報や企業機密を扱うため秘密保全が確保される必要があるという説明も、これは商工委員会の調査室の資料に出ているわけですから、そういう考えだというふうな受けとめて質問を進めるわけでありませうけれども、そうすると今度、さつき言った官民の共同研究をやったり、あるいはさつき言ったように民間へ行つたような人が帰ってきていろいろ学会で発表したりすることが、秘密保持、秘密保持ということをやたら制限されることにならないかどうかということですね。原子力基本法は民主、自主、公開というふうにして、先端的な技術ほどそういうことでなければいけないと言っているんだけれども、公務員の研究が

そこへ行ったがゆえにセンターに縛られて、秘密保全で、学会で発表もできない。その辺どうでしょうか。

○荒尾政府委員 秘密という言葉、どんな内容かということにもよると思つておきますけれども、例えば国立研究所の場合でございますと、官民連帯共同というふうなことでやるわけでございますが、研究の過程におきまして、例えば特許を出願する以前の段階において研究内容が漏れるということは非常に困るわけでございます。しかし、特許になりました後は、当然これを公開し、公表し、あるいはその普及に努めるということでございます。センターの業務におきまして、その過程におきまして例えば出融資事業等を行いますので企業秘密を漏らすということがあつてはいけない、職務上知り得た秘密を漏らすことがないようにということ。公務員の場合は罰則の適用規定が置かれておるわけでございます。

公務員自身につきまして考えますれば、公務員である間、公務員の身分のあります間は当然国家公務員法の規定に基づきまして公務員としての秘密保持義務がかかるわけでございます。それがセンターに行きましたときに同じように運用されるということ、この趣旨は、秘密保持という意味がそういう職務上知り得た秘密を漏らさないようにということ、決して情報公開を妨げるという趣旨ではないわけでございます。

○工藤(晃)委員 私、今ちょっとそれで新しい点伺つたわけですが、さつき言った退職出向したら公務員の身分がないわけですね。だから過去に公務員のとときに職務上知り得た秘密を漏らしてはいけないというのとはわかるけれども、そこでは公務員じゃないわけですから、いわゆる委託研究に従事したとき知り得た秘密に対して公務員だった人を縛るの何のあれもないんじゃないですか。何が縛るのですか。企業とセンターとの間で何かそういう契約をつくるわけなんですか。これは非常に重大な問題ですね。

○荒尾政府委員 本法案にも書いておるところでございませうけれども、この特別認可法人は民間の出資に基づくものでございませうけれども、法律に基づく公的な機関でございませう。したがって、融資その他の過程におきまして企業秘密を知り得る立場にある。これは、公務員が行政の過程におきましてそういう秘密を知り得る立場にあるのと同じような状況にある場合があるわけでございます。そういう場合につきましては、職務上知り得た秘密でございませうのでそれを公開しない、秘密を守るといふのは、公務員に準ずる立場ということからいへば当然ではないかと考えます。

○工藤(晃)委員 一方においては、退職出向だから、公務員ではないんだから民間へ出向して何でもやれるといふことを言いつつながら、一方では、依然として公務員であるから秘密保持をしなければならないといふ大矛盾したことを言つて、事実上の穴をあけるようなことをやっていると申す。

もう一つ、秘密保全ということ、伺いたいんですけれども、例えばこれはいろいろ民間に資金を出資とか融資するとき、民間企業のどういふ目的に対してこのセンターがお金を出すのかということ、これは国民に公開しますか。ちゃんと、何のためにどの企業に幾らという条件で、そして出しただけではないか、その返済がちゃんと公正に行われているかどうか、それは国民はどうして知り得ますか。それも秘密保全ということで、企業秘密と言つて隠してしまふんじゃないですか。

○荒尾政府委員 出資または融資しました案件につきましては、そういう決定が行われた後におきましては公表をいたしたいと考えております。ただ、その途中の段階あるいは融資決定をしないといふようなものにつきましては、公開するといふのはちょっと問題があるかと思つておるので、そういうものは公開しないように考えておるわけでございます。

それから返済等の状況につきましては、全体として営業報告、決算報告等を行いますので、その範囲の中で公表することを考えておるわけでございます。

○工藤(晃)委員 それは全体の数字でやられたらさつぱりわからないので、どの企業に対してどうだといふことがいづれもわからないから聞いているわけですが、大変不満足であります。

最後一つ大臣に伺いたいですけれども、今、日米経済摩擦の問題が大変深刻な時期にありまして、これまでの機情法というのが六月末で一応切れるという後にこの基礎技術研究円滑化法案が出てきたわけでありませうけれども、機情法をこゝろに法案の形をとるに当たっては、前の法律の形に対してはアメリカから相当非難があつたかどうか、こういう形をとるのは、それとも何らかの関係があるかどうか、あるいは今後この法案が仮に成立したようなとき、そういう問題は考えられるのかどうか、その辺について伺いたいと思つておる。

○福川政府委員 技術開発の重要性につきまして、ベルサイユ以来サミットでも各国首脳の間で議論され確認をされておるところでございます。こゝろにいたる基礎研究、応用研究を中心とした基礎的な技術開発を進めていこうというの、むしろ先進国各国の共通の認識であるといふふうに思つておるわけでございます。

機情法の点に触れられましたが、この機情法は、私どもとしてはその目的を一応達成したという判断で今後それは延長しないということ、対応をいたす方針でございますが、この問題につきましては、むしろ基礎研究、応用研究、大変先進国がこれから共通の悩みであるということもあり、日本が特に困つておる。日本はむしろ基礎研究、ただ乗りじゃないかと言われる批判があるわけでございます。そういう意味では、私どもは今回このような対策あるいは法案を準備をしたということについては、これが特に貿易摩擦の原因になることではないかと考えておる。

○工藤(晃)委員 大臣はどうでしょう。

○村田国務大臣 この基礎技術関係の法律は、現

在における技術開発の重要性ということで、新たな構想のもとに提案を申し上げているものと理解しております。

○工藤(晃)委員 これでは終わります。

○粕谷委員長 これにて工藤晃君の質疑は終わりました。

続いて、水田君の質疑に入ります。水田君。

○水田委員 我が党からも既に五人質問しておりますので、基本的な問題についてはまず大臣に伺いたいと思っております。この法律を出す背景となった日本の現在のいわゆる技術開発についての基本的な考え方の問題なり、あるいはその背景には、これからの日本の産業構造がどういふ方向でいかなければならぬ、そういう基本的な問題について大臣の所見を聞きたいと思っております。

私、戦後を振り返ってみますと、昭和二十年から三十年まで、この十年間でほぼ戦前の生産規模に回復して、それから後に高度成長を続けてきたわけですね。この内容というのは、私も実際現場でやってみまして、戦後の荒廃の中では、アメリカがドイツから持って帰ったPBRポットのトリスとイットのことから日本の科学技術というのは出た発したと思うのです。それから高度経済成長を振り返って見ても、既に外国で開発された技術を導入する、そしてそれに改良を加え、それをスケールアップしていく、そういう技術は日本が特別すぐれておいて今日の発展を遂げてきたわけですね。しかし、四十八年以後の二回のオイルショックによってその基本になるエネルギーあるいは原料である石油というのが大変高くなってきた。同時に日本の商品が世界の市場にはならん。そういう中で日本でも開発途上国からある程度日本に対する輸出がふえてくると、これ以上の技術移転はちょっと遠慮するというのは、当然のことです。ですから、今や日本の技術でヨーロッパなりアメリカにおかれておる先端技術については、当然そういうところからの導入は難しくなる。しかし、そういう中で一方では開発途上国から追い上

げられていく、端的に言えばゴム製品であり繊維であり合板であり、こういうものはかつて日本がアメリカに対する大変な輸出国であったのが、今日ではまさに輸入国に日本の業種そのものがつぶれていくという状態になっている。そういう中でいわゆる創造的な技術開発というは大変大きな課題であるわけですね。そういう点でこれまでの、そういう変化が来るのに対して既に十数年がたつておるわけですね。そういう中で我が国の技術開発についての政府のとってきた施策で欠けておったのは一体何だか。そういうものをどういふか。同時に基本的には大臣は考えながら今後の日本の産業構造をどういふ方向へ持っていくか、これは通産省の一番大きな仕事であります。そういう基本的な物の考え方についてまず大臣に伺いたいと思っております。

○村田国務大臣 水田委員の戦後の我が国の産業の発展についての御指摘を承りました。我が国の技術水準は量産化、商品化技術を含む開発段階の一部を除きまして欧米諸国に比べ、基礎研究、それから応用研究、そういった段階において一般的に立ちおかれておる、これはいろいろな統計が示すところでございます。

最近の技術開発に当たりましては、多くの分野にわたってより基礎段階にさかのぼった研究が必要となつてきており、技術開発における基礎研究、応用研究の重要性はますますふえております。また国際的にもみずからの創意と工夫による創造型の技術開発が求められておりまして、今後我が国としては基礎研究、応用研究に格段の努力を払っていくことが肝要だと思っております。まさに技術開発は日本が戦後、後進国からやがて現在の先進国になるまでの過程を歩んでいるわけでありまして、かつての日本の位置が例えばNICSと呼ばれる韓国であるとか、いろいろなそういう後から非常な勢いで追いついてくる国々があるわけでございます。こういって今私がお話し上げ

たような点が、これから努力をしていかなければならぬ、そういう基礎的な認識を持っております。

○水田委員 そうしますと今度の法案というのは、額的に言えば私ども非常に少ないものだと思います。これまでの質疑の中で、日本とアメリカのいわゆる研究開発費、基礎研究に対する割合が三〇%にすぎない。しかもアメリカの場合は、NASAなりあるいは国防費等を含めれば大変な研究費をかけておる。ですから、追いつく場合には本来相手よりはたくさん研究費を使わねと追いつけぬわけですね。それがなおかつ十分の一とかというようなことで、これは政府の仕事なんですね。基礎研究については、いわゆる企業というのは株主に對して利益を配当しなければならぬという利益を追求する団体ですから、長期にわたってリスクがあつて、失敗すれば会社がつぶれるかしのれないということは、実はやっちゃんならぬわけですね。

ここで出しておるのは、これはまた後でお伺いしますが、その中の部分であります。全体的に言えば、これは通産省なり科学技術庁等、ここに出ている問題ではなくて、もっと大きなプロジェクトでのいわゆる基礎研究費の出しようがある。これは文部省の予算も含めて、そういう点ではこれから国務大臣としてそういう方向でやはり努力をするということがなければ、これだけを通せば、それはアメリカやヨーロッパに対して日本の科学技術が追いついていくのだとはどうしても考えられぬわけですね。

このもらつておる資料を見ても大変な差があるところへもつてきて、それからこれは民族的なあれかもしれないけれども、ゲルマン民族なんかすばらしい発想をやるわけですね。ですから、これからの発想というのは、例えば五種真空管がICにかわつたというのは大変な質的な転換があるわけですね。あるいは翼型理論で飛ぶ飛行機がロ

ケットにかわるというのは大変な飛躍があるわけですね。そういう発想というものがこれからの研究開発の中に必要だろつと思つておるわけですね。

そういう点について、大臣は方向は言われたけれども、私はこれまでの反省がなければならぬと思つておる。そういう点がおくられてきたのは、やはり基礎研究に対する金の出しようが、今すぐ出せと言つたつて金がないから出せぬけれども、そういう中でも最大限の努力をする、そしてその周辺を整備するための今度の法律だ、こういうことになければ意味がないと思つておるのですが、その点はいかがですか、ひとつもう一遍。

○村田国務大臣 ゲルマン民族が優秀だと言われましたが、まさにそのとおりだと思つておる。日本民族も極めて優秀な民族ではないでしょうか。私は、創造的ないろいろな努力だとか、それからまた欧米先進国がいろいろ開発をしたものを比較的短期にしっかりと取りかちつて後をつけていくという点でも抜群の能力を持っているという自信を持っております。今までの出しておる技術関係の金が足りない、これは水田委員の御指摘のとおりだと思つておる。やはり、アメリカ等に比べて潜在的な財政力というものを比べれば非常に少ないわけでございます。したがつて今回の法律案の場合には、民間活力を最大限利用して、いろいろな基盤技術の研究促進を行う。

それと同時に、水田委員の御指摘になられました、国の関与する分野につきましても、国務大臣として申し上げますれば、これは通産省は言うまでもなく文部省関係も科学技術庁関係もあるいは郵政省関係も、これはまさに横糸としてつながつて技術開発を促進していかねければならぬ、官民相提携をしてやっていく、非常に大事な御指摘であらうかと思つておる。

○水田委員 それでは次に、いろいろな質疑を聞いてみてどうしてもいまだにわからぬのが、この法律で対象とする研究項目というのはどういふものかということですね。これは何千億も金があるのでしたら総花で、いらつしゃい、研究開発の我と思

つておるわけですね。

う者は持つてきなさい、それで出せばいいのですけれども、額が限定されておるわけですから、これはある程度の選定をしなければならぬ。やるのはどこかの機関でやるわけですね。だからそこがやるにしても、ある程度こういうものという限定がなければやはり問題が起こるだろうと思うのですね。これは何回聞いても、一つ言われたのは超微細加工技術、これはわかりませんが、例えばそういうものだということが局長の答弁の中であつたわけですが、それ以外言われぬわけですね。大臣の答弁は、もう常に法案の提案説明のとおり、国民生活にとりか、経済にとりか、そういう話ばかりなんで、わからぬですね。

私は、時間の関係もありますからこちから言いますと、いろいろ調べてみてこういうことではないのだからかという気がするの、一つは、これは産権審の企画小委員会と産業技術審議会の企画小委員会が合同で会議をいたしまして、その中に融資の部分で書いてあるけれども、対象として答弁を含めてこういうことではないだろうかと思つたのですが、その点はどうかということをお答えいただきたいと思います。それは新素材、バイオテクノロジー、先端エレクトロニクス技術、高性能ロボット、先端生産加工技術、この中にいわゆる超微細加工技術なんかも入るわけですね。それから極限環境技術、革新的プロセス技術といった基礎的、先端的技術分野、こういう表現があるわけですね。一つは、こういう限定で考えられておるのではないかと。

もう一つは、この出資事業の中に、いろいろありますが、テレトピア推進法人、ニューメディアコミュニティ推進法人を含む、こうあるわけですね。というところ、大体そういうところを考へておるのかかわらず、今まで何も質問に対する答弁の中で言われなかつたのではないかと。大体そういうものと理解していいのかわるか、その点をお答えいただきたいと思います。

○福川政府委員 確かにこの基礎技術の範囲は非常に広うございまして、私どもも、この新素材の

関連の技術の中で、実用超電導線材技術、絶縁伝熱ファイバーセラミックス技術、高性能繊維強化プラスチック技術、あるいはマイクロエレクトロニクスでは今先生御指摘の超微細加工技術等を例として申し上げましたし、また高性能産業ロボットコントロール技術といったようなものもこの中に入るであらうと思つております。これも基礎技術の範囲というところでございまして、今申しましたように、センターとしてどこまでその技術が熟してこの中に取り上げてくるか、こういうことは今後センターとして判断されるわけでございます。

そういうわけで、産業構造審議会でいろいろ議論がございしました点は、私どもとして念頭にありますのは、今申しましたような新素材、マイクロエレクトロニクス、それからバイオテクノロジー、その具体的なものは今先生が触れられたようなものが大体基礎技術の範囲の中に入る、その中で重要度あるいは成熟度に応じてセンターが選定をしていく、こういうことになるわけであり

ます。それから、出資の点についてお触れになられました、ニューメディアコミュニティ、テレトピアというようなことを例として申されましたが、出資については二つ考へておりました、まず、出資は全体として二以上の企業等が共同して行うプロジェクトというところで、これはむしろ異業種間で寄り集まつてそういう基礎研究を行うという、今後、いわゆる産界と申しましようか、あるいは学際と申しましようか、そういうところを掘り下げていくという点に異業種の連携というものが一つの要素になるわけですね。そういうことを前提にいたしまして、二つのものがあつて、基礎研究または応用研究段階から実施する技術開発プロジェクトと、もう一つ申しましたのが、技術開発要素に富む基礎的、先導的プロジェクトであつて、公共性を有し、収益の懐妊期間が長いものという

ことで、ニューメディア、テレトピア等の推進法人が二の中に入るわけでございます、前の一の

中には、先ほど先生がお触れになられたようなものが基礎技術としておおむね頭の中にある、こういうことでございます。

○水田委員 そうすると、財源が限定されておるものでしたら、大体今私が指摘したような範囲の中で熱度の熱しているものからこれに決定して出していく、こういうことですね。これは通産省と郵政省の共管なんです、新素材とかバイオテクノロジー、これはまあ農水も関係があるかも知れませんが、先端エレクトロニクスあるいは極限環境技術とか先端生産加工技術、こうやって見ると全部通産省ですね。私が申し上げたの郵政省絡みというのはテレトピアの放送だけなんです。今度の法案で考へているのは、郵政、通産の共管というけれども、内容的には当面郵政はそのぐらゐのものだといふぐらゐに理解してよろしいですか。

○奥山政府委員 テレトピア関係につきまして、先ほど福川局長からお話がありましたニューメディアコミュニティとテレトピアは同様な扱いになることになりまうけれども、郵政省関係の今回の対象となるべきプロジェクトというものはテレトピア推進法人に限るわけはございませぬ。当然のことながら電気通信にかかわる基礎的な技術開発が対象になるわけはございまして、例えば光ファイバー、移動体の通信あるいは新しい放送技術といったような電気通信あるいは放送業あるいは有線放送業あるいは電波の利用にかかわるようなもの、かつ基礎技術に相当するものは、いずれもこの対象になり得る可能性のあるプロジェクトであるといふふうに考へております。

○水田委員 ちょっと聞かえにこつた点もあるのですが、例えば通産の挙げておる技術というのは、こういうものだとおっしゃるのよくわかるのですが、郵政の場合は、革新的ないわゆるこれからの通信の関係の技術開発はどういうものに今取り組まれていて、例えばいろいろ基礎的な研究がされておる、その中でこういうものというのを明らかにしたい、これはセンターで運営する場合に限

られた予算で取り合いになると思つたのですが、その点でもう一遍何と何とを、例えば有線放送であるとか放送技術であるとかそんなものは今でもあつたわけですから、その中のこういう部門を郵政としては現在考へておるということ、片一方の通産の分は今大体限定して答弁いただいたものから、ちょっと二つ三つ特徴的なものがあれば答弁いただきたい。

○奥山政府委員 一、二例を挙げたいと思つたが、これからの電気通信の発信から受信までの全過程を通じて一番基本的な通信手段となるもの一つに光の通信方式がございまして、光ファイバー自体はこれまでも既に企業化され、実用化されておりました。例えば電電公社のINS計画、あるいは世界的な用語で言えばISDN計画ということでも、もう着々とそのネットワークが構築されておりますけれども、現時点での光ファイバーというものでは、これから先の二十一世紀を展望した場合の大容量かつ高速の電気通信の需要に対応するにはまだ不十分であるということが、既にさまざまな調査結果からも予見されておりました。したがって、現在開発されておる光ファイバーのケーブルではございませぬ、もっとトータル的に通信の全過程を光によって貫くというような構想がございまして、つまり、端末から端末までのあらゆる過程を光で、電子的に変換することなしに、例えば交換あるいは蓄積、処理といったようなものを光そのもので行うという方式が考へられておりました。それは現在の技術では全く不可能なわけでございますけれども、これが実現することによりまして、いわゆる伝送上の損失、トランスミッションロスというものがほとんど限りなくゼロに近づいていくということでございますので、通信の方式としては理想的な形態であらうといふふうに考へられております。

また、別の例で申し上げますと、最近のマイカー時代を反映いたしました、例えば自動車あるいは飛行機といったような移動体における通信というものがかなり急速に普及しつつあります。例え

ば自動車電話もその一つでございますし、新幹線の電話もそうでございますが、このような現在開発されている移動体の電話、あらゆるモバイルといましようか移動、人が歩くのも移動、航空機も移動、船舶も移動、自動車も移動、とにかく動くものはすべて移動ととらえて、私どもの生活あるいは社会活動において存在して、移動しながら通信をするものを一つのトータルなネットワークとして構築するという通信の将来の理想像がございます。これなども現在の、例えば自動車電話の技術などは格段に違ったといましようか不連続の技術になるわけでございまして、家庭であってもあるいは歩行者であっても自動車であっても飛行機であっても多様な伝送需要にいつでもアクセスできるような技術が開発される、開発しなければならぬというのが全世界的な移動体通信のこれからの方向でございます。CCITTというITUの委員会がございまして、ここにおいてテレマチック計画というものがございまして。これにはポスト電話、電話社会後の新しい電気通信の方式というものが描かれているわけですが、欧米を問わず、このようなものが電気通信における基盤技術の一つの典型的な例ではないかと考えております。

ただ、これらを通じて言えることは、電気通信といふものはいずれもターミナルからターミナルへのネットワークでございますので、素材も絡んでまいりますし、素子も絡んでまいりますし、伝送技術も絡んでまいりますし、交換技術も絡んでまいりますし、それから処理技術も絡んでまいりますので、あらゆる面にそれらの電気通信を支える技術というものが開発されていかなければならないというのが基本的な考え方でございます。

○水田委員 共管の問題については、最後の方でもう一通通産、郵政、両省にお伺いしたいと思っております。

この法案の論議を通じまして、これはこの委員会だけじゃなくてほかでも常に民間活力という

言葉が出るのですが、民間活力というのは民間の金を使うということですか、知恵を使うということですか、技術開発についてはどっちを当てにしたいものなのかということをお答えいただけますか。

○村田国務大臣 これは大変難しい御質問ですね。現内閣がよく言っておりますが、私も総理から直接よく聞くのでございますが、民間活力を最大限利用せよ、それからデレギュレーション、そういったことによつて今まで非常にやりにくかったことをどんどんやっていけよという御指示で、これは私は感覚的に受けとめて非常にすぐれた提案だと思っております。まさにこれは民間の資金力を利用しなければいけないし、それから民間のすぐれた知恵も大いに活用する、この両方を含めておると思っています。

具体的な表現の態様を見てみますと、よく予算委員会でも問題になりましたような国有財産の払い下げであるとか、あるいは関西国際空港に対して民間が多くの出資をするとか、ああいうことが一つ一つ対応してまいるのでしようが、要は、民主主義国家、自由経済国家が非常に進んできたものから、そうなるべくと官の行役というものは相対的には小さくならざるを得ない、小さな政府という理想ということから考えますと、民間の資力も知恵も最大限利用して本当に高度の民主主義国家をつくらう、こういうふうな理解をいたしておるわけでございます。

○水田委員 都市再開発における民間活力というのは全然違うと私は思うのです。先ほども言いましたように、基礎研究に関する限りは本来企業が長期にわたる大きなリスクを負うことはなかなかできない。そして国際的に日本の産業構造を考えると、どうしてもそれに立ち向かうことをしなればならぬ。それは政府の役割、政策的な役割というものは非常に大きい。そういう中で民間活力というのはむしろ知恵じゃないかと思っております。知恵が出しやすくなることを考えるべきじゃないか。

そこで、この法律と直接は関係ない、外国との共同研究では若干そういう点で考えておるわけですが、国がいろいろの研究を委託してはいますね、委託研究費というのを出して研究をやっている。これをやりますと、この成果である特許権は国有、国のものになるわけですね。企業というのは利潤を追求していくという一つの本質的なものを持っているから、こういうやり方だけでは、どうせ特許権は向こうに取られるんだ、企業の命運をかけるような超一流の研究者をそこへ全部つぎ込んでその委託研究をやるということにはならぬということが、常に国が出しておる民間の委託研究費については言われているわけですね。もちろん金は国民の税金から出すわけですから、それをストレートに企業にだけということにはならぬと思っております。そういう実態をよく考えて、民間でも優秀な人もおるわけですから、国も持っている優秀な研究機関の中で民間のそういう優秀な知恵を今の段階でどうやって有効に利用していくかということも、この法律だけじゃなくて考えていく必要があるのではないかと、こういうぐあいにも思っております。いかがでしょうか。

○福川政府委員 先生の御指摘ございましたように、私どもとしても民間の活力、これはもちろん企業の経営能力、企画能力、技術能力、それからまた資金的な面もあるかと思っておりますが、今お話しのように国が委託開発をするということになりますと、金の方は委託ですから国が全額持つわけですが、民間においてもいろいろ知恵を出す、あるいは技術の蓄積をそこに出す、集積していく、こういうことになるわけでございます。そういう意味で私どもも、民間の持つておるそういうものをどうやってうまく技術開発に結びつけていくかという点は大変重要な課題として検討してまいりたくてございまして。今回も委託開発によって得られました国有特許について、どのように民間に委託研究をやりやすくするような方法を考えていくかという点の一つの重要な課題でございます。私どもとしてもまだ最終的な成案を得ているわけ

けではございませんけれども、国有特許について要件が一定の場合には、例えばその国有の特許を民間と共有するというようなことも一つのメリットになるかと思っております。今後、そういう方向でその要件も詰め、また現行の法律の中でその仕組みを変えていくというようにすることをさらに検討してみたいと思っております。

○水田委員 ぜひその点は検討いただきたいと思っております。

そこで、国際共同研究については今度の法律の中でこれまでと違った仕組みを考えておるようでありまして。しかし実際には各国によつて特許法は違ふわけですね。ですから、そういう中で共同研究をやつて、お互いに取つてもその国によつて扱いは違ふ、そういう不公平なことは一体起きないのであるかということ、もう一つは、金を借りる、あるいは出資をしても、実際にやるのはセンターかあるいは民間会社が向こうの国の機関とやるということになりますね。そうすると、特許の関係でいいますとそれぞれ国有特許になるわけですが、そういう場合、法律も違ひましようし当然契約をしなければならぬ、一体契約の当事者はどこになるのだから、実際、研究をやるところが向こうとやるというんじやとでもじゃないが太刀打ちできないだろう、そういう点では法律の趣旨なり国益を守るといふ立場から、一緒に研究をやるにしてもそういう点での契約等はきちっとすべきだろうと思っております。そういう点は何の機関がやるのか、あるいは特許法の違いによつて不公平な扱いが起こるのではないかと、お伺いしたいと思っております。

○福川政府委員 ここで想定しております国際共同研究でございますけれども、ここで考えておりますのは政府間の共同研究を考えておるわけでありまして、欧米の場合、通常自主取り決めというのが交わされるわけでございます。欧米の例をとりますと、共同研究のパートナーであります各国政府やその国の国民に対しては、当該特許権

は、民間でございませぬけれども、国有特許について要件が一定の場合には、例えばその国有の特許を民間と共有するというようなことも一つのメリットになるかと思っております。今後、そういう方向でその要件も詰め、また現行の法律の中でその仕組みを変えていくというようにすることをさらに検討してみたいと思っております。

○水田委員 ぜひその点は検討いただきたいと思っております。

そこで、国際共同研究については今度の法律の中でこれまでと違った仕組みを考えておるようでありまして。しかし実際には各国によつて特許法は違ふわけですね。ですから、そういう中で共同研究をやつて、お互いに取つてもその国によつて扱いは違ふ、そういう不公平なことは一体起きないのであるかということ、もう一つは、金を借りる、あるいは出資をしても、実際にやるのはセンターかあるいは民間会社が向こうの国の機関とやるということになりますね。そうすると、特許の関係でいいますとそれぞれ国有特許になるわけですが、そういう場合、法律も違ひましようし当然契約をしなければならぬ、一体契約の当事者はどこになるのだから、実際、研究をやるところが向こうとやるというんじやとでもじゃないが太刀打ちできないだろう、そういう点では法律の趣旨なり国益を守るといふ立場から、一緒に研究をやるにしてもそういう点での契約等はきちっとすべきだろうと思っております。そういう点は何の機関がやるのか、あるいは特許法の違いによつて不公平な扱いが起こるのではないかと、お伺いしたいと思っております。

○福川政府委員 ここで想定しております国際共同研究でございますけれども、ここで考えておりますのは政府間の共同研究を考えておるわけでありまして、欧米の場合、通常自主取り決めというのが交わされるわけでございます。欧米の例をとりますと、共同研究のパートナーであります各国政府やその国の国民に対しては、当該特許権

は、民間でございませぬけれども、国有特許について要件が一定の場合には、例えばその国有の特許を民間と共有するというようなことも一つのメリットになるかと思っております。今後、そういう方向でその要件も詰め、また現行の法律の中でその仕組みを変えていくというようにすることをさらに検討してみたいと思っております。

○水田委員 ぜひその点は検討いただきたいと思っております。

等について通常実施権を無償または低廉で許諾するというのが通例になっておるようでございます。米國あるいは西ドイツ等のヨーロッパ諸國の間では、そのような体制になっておるわけであり、日本の場合には、先ほど先生御指摘のように、國有ということになっておるわけでございます。その制度の仕組みが國際共同研究というものがやりにくくなるということでございます。今、今回の範囲は政令にゆだねながらそういう道を開きたい、こういうのを今回の趣旨の一つに織り込んでおるわけでございます。

したがって、やや法律的に言えば、財政法九条といったような、現行の法制は、今申し上げましたような國際共同研究をやりにくいということについての例外を設ける、こういうことにはいたした次第でございます。

もとより、今御指摘のように、これを進めていきます場合には、諸外國がどういう実施取り決めに結ぶかということが非常に前提になるわけでございます。私どもとしても、今後國際共同研究、今までも若干エネルギーでありますとか、いろいろな分野で進めておりますけれども、そういう國際共同研究については、諸外國がどういう仕組みをやっているかという点は十分調査をいたしました。今後双方の技術的な蓄積を生かし合うような格好でやっていく道を見つけたかと思っております。

その場合に、当事者がどうかというお尋ねでございますが、通常、民間の國際共同研究であれば民間の契約でやるわけでございますけれども、今の財政法の絡みで出てまいりますのは、政府ベースの國際共同研究ということでございまして、この場合、日本の政府と、それから相手方は相手國の政府あるいは公共団体あるいは國際機関ということが想定されるわけでございます。それとの間で実施取り決めに結びます場合に、私どもとしては、諸外國がどういう状態であるかということ、十分把握いたしました上で、この國際共同研究、第四条に書かれました規定の実施を図ってま

いりたいと考えております。

○水田委員 それでは、次は、こういう先端技術の研究開発というのは大変リスクの大きいものだというところは、さう言われてきたわけですね。成功した場合は金利を含めて払え、成功しなかった場合は金利をまけてやる、こういう仕組みになっておるわけですね。成功したか、しないかというのは何で判断するのか。例えば特許権を取ったときも、あるいは実際にいわゆる開発研究が成功するということの時点で考えておるのか、その点はいかがでしょうか。

○福川政府委員 確かに御指摘のように、研究開発はいろいろの段階がございます。私どもが当面考えておりますのは、この試験研究の終了の時点におきまして、そのプロジェクトを採択いたしましたときに決定をした技術開発目標がどの程度達成しているかといった達成度、あるいはまた、そのほか全体の経済諸情勢ということも考慮に入れなければならぬかと思っております。そういうことを想定して、採択時に特に目標を置きました技術開発目標、これが達成したかどうか、こういうことを中心に考えて成功あるいは失敗の判断をいたしますのがよろしいのではないかと考えております。

○水田委員 そうすると、特許権も別に関係ないわけですね。

そこで、そこまで例えば成功したと判断する、そうすると特許権はない、そこで開発された技術というの、これはどうなんですか、ほかへは公表しないわけですか、ノーハウとして持つわけですか、どうなんですか。

それからもう一つは、ついでに言いますと、例えばこれは成功しなかったという判断を下した、しかし、その間に至る研究開発で、大変違った周辺のノーハウを研究に携わった者がたくさん身につけるといふ場合、それは自由に使えるということになるのですかね、そこらあたりのところが成功、不成功、これは金を借りて金利を払うか、払わぬかにかかわるわけですから、しかもそれは、

いわゆる國の金を使うということですから、明確にする必要があるのではないだろうか。

それからもう一つは、今言う不成功の場合、金利を払わなくていい、しかし、そのものについては成功しなかったけれども、その周辺のノーハウは完全にその研究者が自分のものにしていいの、どうか、そういう点はいろいろ御検討をなさっておりますか。

○福川政府委員 通常成功をいたしたという場合に、確かにその成功、不成功の判断をすること、特許権を取れたか取らなかったかということと直接リンクはございませんが、成功した場合には、通常特許を出願する、少なくとも特許を受ける権利は当然ある、こういうことになると思っています。通常、その発明をいたしました、開発成果があるわけですから、通常の場合であれば特許を出願する、こういうことになると思っています。したがって、成功した場合はそういうわけですから、その特許を申請するということになれば、それは当然それなりに世の中には公表されるということになります。

失敗した、不成功に終わった場合でございますけれども、不成功に終わった場合には、確かにその周辺の技術データというのは、その実施をいたしました企業の中には属することになると思っています。それは失敗をしたそのファクトベースの技術データというのは、それはそれなりに、ある意味ではノーハウに残るといふことはございますけれども、今はそれは実施をいたしました、不成功に終わったというわけでございますから、こういう融資については、元本は返していただきますが、利子はいたたかない、そういうことになりまして、けれども、その場合には、その周辺のノーハウといふのは企業に残る、こういうことになると思っております。

○水田委員 そうすると、成功、不成功は、まあ成功したら当然特許を取るだろうということですが、特許を取る、取らないが成功、不成功の判断

の目安ではない。いわゆる研究項目を決めてこれに至るといふ、それがどこまで到達したかというのを技術的に内部で検討し、判断する、そういうぐあいに理解してよろしいですか。

○福川政府委員 先生、御趣旨のことで考えておりますが、ただ特許を申請する、あるいは特許を受けるという点は、今の成功、不成功を判断する上の重要なメルクマールにはなると思っております。

○水田委員 それでは、先ほどもちょっと触れましたけれども、このセンターというのは通産省と郵政省の共管で、通産省の方は大体わかりました。こういうものだなという判断、その中のある程度熟度のついたものから、持っていく。

郵政省の方は、お伺いしたけれども、なかなかよくわからぬですね。本当にそういう点が厳密に論議されて、こういうものをこの中でやる、そして熟度が高まっておるものというところに、なかなかさっきの答弁では理解しにくいわけ、例えば革新的な技術と言えぬのかどうか。光ファイバーの容量を、さらに今からふやすというものは全然違ったものじゃないわけですね。いわゆる導線、電話回線で何百本、何千本通しておるのを、あの細い全然違ったもので、光で電波を搬送するという技術です。これは革新的な技術なんですね。それを大容量にするというふうなことになるわけですね。

ですからICをLSIにかえる、これは革新的な技術じゃなくて、小さいものに幾らたくさん量のもの、記憶装置をぶち込んでいくかという微細技術ですから、質的には大変革新的なあれじゃないわけですね。

そこで心配するのは、共管でありながら、私どもの議員からたくさん質問があったように、この内容そのものは私どもは不十分だと思っておりますよ、さっきから言うように。大体政府がもつて金を出すべきだ、けちけちするべきじゃない。そこで電電のもうけとか専売のもうけをこっちは持ち込んで、向こうの話は参議院でまだ小委員会



でやるというのに、先に使い道だけ考えておる、  
こういう点に私どもは大変に不信感を持って  
だけで、内容的にはそういうことなんです、同  
時に、実は共管になっておるけれども、そうい  
う財源のあれから考えて、私どもは商工委員で  
通産省の程度か、まだ少ないなと思ってる  
のですが、郵政の關係の仕事が十分これで實際保  
証されるかどうか。

それから内容的に、今の答弁からいって、通産  
はある程度ものを頭に描きながら、既に研究に  
取り組んでおるもの等を選定する、郵政省の方が  
大変仕事量で少なくなってくるのじゃないかと  
いう心配もあるし、同時に、人事その他は通産省が  
握るわけですね。共管にはなっておるけれども、  
実際には郵政省の担当の研究開発分野というのが  
縮まっていくのじゃないかという感じがし  
ます。そこで、そうならば、通産省、郵政省の  
間にいろいろ縄張り争いというのが起こって、う  
まいこといかないのじゃないか。これは何人から  
も言われたと思うのです。

生い立ちからいって、そもそもお互いに、通産  
省は、産業技術センターで一般財源と開帳の金で  
やろうとしたのです。それはそれで、それをふ  
やしてあげば通産省としては筋が通る。郵政省の  
方は、電気通信振興機構というのをつくって、そ  
ういうものにその金をぶち込んでいこう、こうい  
う構想が、これは大蔵省等のあれもあり、なか  
かまとまらぬでこういうことになった。だから、  
生い立ちが、最初からそういう点で、何年も論議  
をして熟して、それじゃ、これとこれとお互い  
にやろう、その中ではこういうぐあいにはやろうと  
いう、いわゆる仕分けがまだはつきりできていな  
いと思つて、そういう中ですから、今後につ  
いてはどうしても心配になるのですが、これはそ  
ういう点で心配のない運営ができるのかどうか、  
これは通産省と、郵政省もおいでいただいでおる  
と思つて、両方からお答えをいただきたい  
と思つて。

○福川政府委員 この運用に関してでございます

けれども、私どもは、確かに御指摘のように、産  
業技術センターという構想で予算の要求をいたし  
ましたが、最終的には、政府予算を決定する段階  
で郵政省の基盤技術の研究開発と一体として行  
う、こういうことになったわけでございます。  
しかし、私どももいたしまして、この情報化  
というのは、一般の産業のハイテク化と並びまし  
てこれからの重要な点でございますし、また特  
に、これから情報化社会が進む、あるいはハイテ  
ク化が進む、その他また新素材、バイオテクノ  
ロジー等いろいろ出てくるわけでありまして、振り  
返って考えてみますれば、そういった各産業ある  
いは国民生活に広く使われていく一番基盤となる  
ような技術、この基礎研究あるいは応用研究を  
中心にやっていくという必要性は政策的に大変高  
いという意味では、確かに郵政省の通信技術と共  
通する面があると思つてございます。確かに、  
通産省の所管いたしますいろいろな機械、ハ  
ードの部分あるいは情報処理の部分と郵政省の通  
信関係というのは大変密接に絡む面があるわけ  
でございます。そういう意味では、国民経済ある  
いは国民生活の基盤となるものという意味では両  
省のものが共通する、かように考えておるわけ  
であります。

したがって、私どもとしても、この法律を  
つくりまして、成案を得ます過程におきまして、郵  
政省とは緊密な連絡をとってこの成案を成文化し  
てまいりました。また、センター自身も、できる  
限りセンターの自主性を尊重する、こういうこと  
で運用をしてまいるのでございます。あるいは  
とかくいろいろ御懸念がございまして、私どもと  
しては郵政省とも十分連絡をと  
り、先ほど申しましたような趣旨でござい  
ますので、基盤技術の促進に十分効果あらしめるよう  
に、あのセンターの運用にいろいろと  
動きとすることが出ないよう、十分郵政省とも  
連絡、協調を保ってやっております。

○奥山政府委員 結論を申し上げる前に、郵政省

関係の技術開発のイメージがわからないということ  
でございますので、もう一言だけ申し上げさせて  
いただきます。例え、光通信の話は先ほど申し上げましたけ  
れども、現在の光ファイバーといふのは光を  
電氣的信号に変えるわけですが、将来の光通信  
は、光そのものを直接増幅してあるのはスイッチ  
ングをするといったようなことが可能になること  
が子見されております。つまり、光そのものを全  
然何らの変換、変更もなく通信技術として使おう  
ということでございます。その中には光の交換  
技術もございまして、光のIC技術もございまして、  
光のメモリー技術も入ります。さらにそれを、そ  
ういった技術を開発するために具体的な研究テ  
マとして一体何があるかと申し上げますと、半導  
体の電子構造にかかわる研究もございまして、結  
晶の中の分子構造、分子運動にかかわるものもあ  
ります。高分子半導体にかかわるものもござい  
ますし、あるいは電子光物性にかかわる分野もあ  
ります。オプトエレクトロニクス材料あるいはそ  
の素子といったようなものもございまして、そ  
の意味におきましては、もし先生が通産省の技術  
開発の方にイメージをはつきりと抱かれるので  
ございましたら、基本的には、私どもの技術開  
発として目指すものも同様なお考えに御理  
解いただけるのではないと思つております。

なお、先生が先ほどおっしゃいました、これか  
らの通産省とのいわゆる連絡、連絡の問題でござ  
いまして、先ほど通産省の方からお答えがござ  
いまして、今回の法案がございまして、この予  
算の編成過程以降の経緯を私どもも十分かみしめ  
まして、法案の立案過程はもちろんでござい  
ます。今後法案が通りました時における実際の設  
立並びにその後の運用におきましても、通産省と密  
接に連絡、連携をとりながら取り運んでまいり  
たいと考えております。

○水田委員 議事進行に協力の意味で、もうあと  
一問で終わります。

を廃止する法律であります。これは特別認可法  
人から財団法人に組織を変更されるわけであり  
ます。これは仕事が終わったわけではなくて、仕事  
はこれからは必要組織なんですね。ただ、いわ  
ゆる行革といふ必要組織なんですね。ただ、いわ  
ゆる行革といふのは、こういう項目で、一つつくるた  
めになくするということなんです。実際には、実  
体はなくならぬわけですね、新しく一つできるわけ  
です。これは、いわば形式だけを整えて本  
当の意味での行革にならぬ。そういう点では、本  
来の行革なら、役の終わったものではなくして、そ  
れで似たようなものなら一緒にする、そうやって本  
当の意味での改革をやるのが私は行政改革のあり  
方だと思つて。

ですから、内容的には、貿易研修センターは大  
変必要だし、この法律で、今度の基盤技術のセン  
ターについても必要だ。そこらあたりは、単  
に形式的ないわゆる行革絡みというふうなことで  
はなくて、要するものはふやす、要らぬようにな  
らぬやめる、こういう点を明確にしてやらぬと  
国民の行革に対する信頼を裏切る、ごまかしたよ  
うなことになる、そういうことだけ意見として申  
上げて、それでいいというなら、その見解を  
聞かしていただきたいと思つて。

○鈴木(直)政府委員 今回の法案におきまして  
は、従来貿易研修センター法といふ特別法に  
基づきまして、認可法人といたしまして貿易研修  
センターがございましたが、その特別認可法人を  
廃止するということが、一応これは行政改革の趣  
旨に沿つておると私どもも考えております。  
同時に、今先生御指摘ございましたように、国  
際経済情勢の変化に対応した新しい方向とい  
います。国際経済人の養成というものを、より民間  
活力を活用して機動的に今後運営していくとい  
うことで、民間法人化、民間活力活用というも  
同様にまた行政改革の趣旨に基づいたものではな  
いか、かように考えておる次第でございます。

上げたように、そう簡単に使ってもらっては困る。何でも民間活力で、とにかくこれを特殊法人、公益法人から財団にするとか、そんな言い方はやめてほしいと思うのですよ。そんな意味じゃないでしょう。本来、私が言ったように、どっちも必要なんです。貿易研修センターをなくするんらいいですが、そういう法律を出せばいいんです。必要はますます深まっております。そして、もう一つ法人を通産関係の中でつくるからそれは減しなさいという臨調の指摘によってやっております。そういうごまかしをやめたらどうですか。それに民間活力なんというのはつけぬ方がいいです。だから、必要なんだということを我々も否定はしません。

これ以上言いませんが、以上で終わります。  
○粕谷委員 水田君の質疑は終了いたしました。これにて、両案に対する質疑は終わりました。

○粕谷委員長 この際、貿易研修センター法を廃止する等の法律案に対し、野間友一君外一名から、日本共産党・革新共同提案による修正案が提出されております。まず、提出者より趣旨の説明を求めます。野間友一君。

貿易研修センター法を廃止する等の法律案に対する修正案  
〔本号末尾に掲載〕

○野間委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、日本共産党・革新共同を代表いたしました。その趣旨を御説明申し上げます。

貿易研修センター法につきましては、昭和四十二年の制定当時、我が党は、同センターが大企業、大商社の海外進出のための人材養成センター

であり、したがって、同センターを政府関係機関として設立するには反対であるという態度をとりました。

実際、この間の同センターの研修生の受け入れ状況を見ますと、通産省の説明でも、大商社、大手メーカー、大銀行等から派遣された研修生が全体の八割以上を占め、中小企業の利用は八割程度という状況であり、まさに我が党の指摘を裏づけています。

今回政府より提出されている法案は、同センターを財団法人化するといえ、別途提出されている基礎技術研究円滑化法案による新規の特別認可法人を設立するための、いわゆるストラップ・アンド・ビルドのための法案にすぎず、その精神は、同センターの組織形態を変えただけで、大企業中心の同センターの機能は従来そのまま温存しようとするものであります。このことは、同センターの財産を、一般会計、政府関係機関より出捐した十五億円も含めて、定款変更についての通産大臣の認可のみを条件に、そっくりそのまま財団法人へ引き継がせようとしていることから明らかであります。

政府は、国家財政が逼迫しているとの理由から、健康保険や年金等、福祉、教育についての施策、国民の真に必要としている施策すら切り捨てており、また、大型間接税の導入すらその検討を開始しようとしております。

その一方で、政府は、今回の法案のごとく、その出捐した政府関係資金を、民間の財団法人へ、それも実質は大企業しか利用しない財団法人へ、そのまますくくり引き継がせようとしております。

我が党は、こうしたやり方には反対であり、次の修正案を提出する次第であります。

修正案の内容は、第一に、特別認可法人として同センターについては、まず解散し、清算すべきとするものであります。解散後、必要があるならば、同センターは、別途民法上の手続によって新しく財団法人として再スタートすべきであります。

す。

第二に、同センターの解散、清算後の残余財産については、国家財政の破綻が大問題となっている折から、その残余財産のうち政府関係出捐金に相当する部分は当然国庫へ回収すべきとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○粕谷委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○粕谷委員長 これより討論に入ります。基礎技術研究円滑化法案並びに貿易研修センター法を廃止する等の法律案及びこれに対する修正案を一括してそれぞれ討論を行います。討論の申し出がありますので、順次これを許します。田原隆君。

○田原委員 私は、自由民主党・新自由国民連合、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の三党を代表して、両法律案に賛成の討論を行うものであります。

まず、基礎技術研究円滑化法案について申し上げます。我が国は、戦後四十年間、比較的恵まれた国際経済環境のもとで欧米諸国からの先進的な技術を導入し、国民のたゆまざる努力によって経済発展をなし遂げてまいりました。今後におきましても、我が国が資源エネルギーや国土等の諸制約を克服し、国民の価値観の多様化や生活の質的向上へのニーズの高まり等に適切に対応しつつ、経済社会の発展基盤を中長期的に維持し、充実させていくためには、技術の進展がその原動力として重要な役割を果たしていくことは言うまでもないこととであります。

今日、世界経済は、新たな技術革新の胎動期にあると言われております。とりわけ、新素材、マイクロエレクトロニクス、電気通信、バイオテク、ノロジなどの分野における技術開発は、国民経済

や国民生活の基盤の強化に大きく寄与するものであり、基礎技術として位置づけられております。こうした基礎技術の研究開発を一層促進し、技術革新の胎動を一段と確実なものとして大きく開花させていくことは、我々の世代の責務であります。

こうした技術開発の重要性に対する認識は、今や世界各国においても共通なものとなっております。欧米諸国では、現在、国を挙げて先端的な技術開発に取り組んでおります。我が国としても、国際経済社会の有力な一員となった今日、技術開発は、世界経済の発展と人類の福祉向上に資する観点からも積極的に取り組まなければならない課題ともなっております。

そのためには、創造性に富む自主技術の開発促進が重要であり、また、産業経済活動や国民生活の充実を図る上で波及効果の大きい基礎技術の研究開発の推進が必要であります。それには基礎、応用研究段階からの取り組みが特に重要であることは言うまでもありません。

しかし、我が国は、欧米諸国に比較して基礎、応用研究段階の取り組みが必ずしも十分でなく、今後、これに格段の努力を傾注していくことが必要であることは、議論の余地のないところであります。

基礎、応用研究段階においては、従来から国が大きな役割を果たしてきておりますが、我が国の研究開発活動は、その投資額で民間企業が約七割を占め、民間主体で行われているという現状にあります。したがって、我が国の基礎技術の研究開発を、効率的に推進していくためには、民間がその活力を最大限に発揮していくよう環境条件の整備を図ることが喫緊の課題となっております。

本法律案は、以上のような認識のもとに、民間において行われる基礎技術に関する試験研究を円滑化し、民間の基礎技術の向上を図るための措置として、国有財産を弾力的に活用し得る道を開くほか、民間において行われる基礎技術に関する試

験研究を円滑に推進するための機関として、特別認可法人基盤技術研究促進センターを設立するものであり、まことに時宜に適した措置であると考へます。

特に、基盤技術研究促進センターについては、民間が行う試験研究に必要な資金を供給する出融資業務を初めとして、国立試験研究所と民間とが行う共同研究の促進、海外の研究者の招聘、情報の収集、提供など、民間において行われる基盤技術に関する試験研究の促進に資するための業務を総合的に推進するものであり、民間の創意と活力が十分發揮されるよう適切な運営を図ることにより、我が国の基盤技術の向上に大きな効果が期待できるものであります。その意味で、本法律案では、センターの自主的運営の確保が図られることになっており、この点からも評価できるものであります。

二十一世紀の到来を控え、我々の世代は、次の世代に残すべきものを真剣に考へていかなければなりません。最近における先端的な技術の萌芽は、二十一世紀における新技術文明の幕あけを告げるものとも言われております。これを将来に大きく開花させていくためにあらゆる努力を傾注していくことが、我々の世代に課された責務であります。

基盤技術研究円滑化法案は、まさに我々に課されている責務に具体的にこたえていくためのものであります。私どもは、本法律案にもろ手を挙げて賛成の意を表する次第であります。

次に、貿易研修センター法を廃止する等の法律案について申し上げます。  
本法律案は、今後、ますます複雑多岐化が想定される国際経済情勢に適時適切に対応できる人材を養成するためには、貿易研修センターの運営を民間にゆだね、民間の活力と創意を生かす体制をとることが、より効果的であり効率的であるとして提案されたものでありまして、引き続き公益的立場で展開される事業活動に対し、設立当時に支出された財政資金が活用されることは、国民経済

的観点から見ても十分理解できるところであります。したがって、貿易研修センターの解散を目的とする修正案は断固拒否すべきものであります。

以上、基盤技術研究円滑化法案に賛成し、貿易研修センター法を廃止する等の法律案に対する修正案に反対し、原案に賛成するものであります。以上をもって討論を終わります。(拍手)

○粕谷委員長 浜西鉄雄君

○浜西委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、基盤技術研究円滑化法案に対する反対理由を五つに絞って述べることいたしました。まず一つ、基盤技術研究を円滑化するという発想についてはいささかも反対するものではありません。特に、技術立国を目指す我が国においては重要な課題であると考えます。

重要な課題であるがゆえに、長期展望と多角的分析を行い、この際、我が国の基盤技術とは何かについてできるだけ明確にし、総合的な見地から技術開発に取り組む立場をとるべきであり、その条件整理ができていないと判断するので反対するものであります。

二つ目、本法案は、この定義において通産省または郵政省の所掌に係るものに限定されているが、この際、総合的に各省庁が連携して技術開発を進めるべきであると考えます。

また、今回の定義についてははなはだあいまいな点があります。郵政省の所掌に係るものは、おむね通信技術、ネットワークなど、そのガイドラインはおよそわかるが、通産省の所掌に係るものは複雑多岐にわたっており、どの分野まで及ぶのか整理が困難であるが、これはいすれ整理をすべきであります。

三つ目、日本が技術立国として生きていくためには、ハイテク時代になくはならない新素材の開発を含めた先端技術の研究開発に向けての基盤づくりが必要となります。このことは、三月二十

九日、本委員会に出席された四名の参考人の見解も、多少の差異はあるにしても、工学、化学などの基礎研究の必要性を述べておられるのは納得できます。ところが、現状は研究の内容と所掌がはつきりしていない、そういう問題がいろいろあるわけですね。例えば、シリコン半導体にかわって、ジョセフソン素子、HEMT半導体素子、ガリウム砒素半導体素子の集積化の研究開発が進めばコンピュータの計算速度は数十倍アップすると言われているが、このような金属と言われない元素まで含まれるレアメタルの抽出技術、応用についても所掌があいまいであります。

四つ目、本日、四月三日来日するアメリカ国防省の調査団が強い関心を持っているといわれるミリ波とオプトエレクトロニクス、これはもともとアメリカの産軍複合体が日本の技術をねらっている十六分野の中の二つであります。前に述べたガリウム砒素素子やミリ波、マイクロウェーブ集積回路、これなどの先端技術は従来からスターウォーズ計画に参画させられているのではないかと取りざたされていたものが、今回の国防省調査団の来日によっていよいよその感を強くせざるを得ないのであります。

基盤研究が我が国の運命にかかわるような問題あるいは国際競争、国益にかかわる場合、その安全対策、対応の権能が發揮でき、責任の所在を明らかにできる所管庁をつくるべきであり、そのため基本法をつくる前提で本法案を審議すべきであると思ひます。

五つ目、通産、郵政のみの所管にとどまらず、建設、農水、運輸、厚生などの所管のものを含め、我が国の総合的な基盤技術の研究開発は今後ともさらに重要となつてくると思ひます。が、本法案がその前提に立っていないとしたら、事業費は余りにも少額であります。現在でも既に七兆円の研究費が主として民間大手企業の手によって支出されており、アメリカIBM一社だけでも年間五千億円の研究費であります。しかるに、本法案では年間事業費はわずか四十億円という小規模であります。

やはり何といつても基礎、応用の研究分野にウェイトを占める大学とのタイアップを重視した、いわゆる産学官一体となった研究開発に大幅な予算の裏づけを行って、国を挙げて取り組むべきであると思ひます。しかも、民間の意見の反映に最大限努力することはもちろん、新電力の株式が産投会計に帰属することに十分に留意した運営にすべきであります。

以上、五項目の問題点の解決について今後とも検討改善すべき事項を留保し、このままの内容では賛成するわけにはいかないことを表明して、反対の討論いたします。

なお、貿易センター法を廃止する等の法案に対する修正案についても反対するものであります。以上であります。(拍手)

○粕谷委員長 工藤晃君

○工藤委員 私は、日本共産党・革新共同を代表し、基盤技術研究円滑化法案に対する反対討論を行います。

本法案に反対する第一の理由は、大企業への国からの多角的支援で、その国際競争力強化を促進してきた機情が本年六月末期限切れとなる後を受けて、それを形を変えながら事実上引き継ぐ大企業への国からの多角的支援法だからであります。

支援策の内容は、国の試験研究施設、委託研究にかかわる国有特許を大企業に廉価で利用させる基盤技術研究促進センターを創設し、条件つき無利子融資、出資事業、官民連帯共同研究や国の研究者の民間への出向に事実上道を開く受託研究などの推進など、大企業に対する新たな助成の数であります。

しかも、大企業は無利子融資などを受けた上、税制面で増加試験研究費の税額控除、それに加えての基盤技術研究開発促進税制などの恩典を拡大することができ、さらに同一企業は幾重にも張りめぐらされた補助金も同時に受けられ、まさに大企業を受ける恩典集中の利益は拡大するばかりであります。

以上、五項目の問題点の解決について今後とも検討改善すべき事項を留保し、このままの内容では賛成するわけにはいかないことを表明して、反対の討論いたします。

本法案に反対する第二の理由は、それが国民本位の行政改革に逆行するものだからであります。認可法人基盤技術研究促進センターの創設は、産投会計に帰属する日本電信電話株式会社の株式の三分の一の配当収入などをセンターを通じて大企業の思いのままに配分することや、国の研究者、試験研究施設、特許権などを大企業の思いのままに利用させる規制緩和措置など、国民が願う行政改革に全く無縁であるばかりか、政治家の癒着構造を一層拡大することは明らかであります。本法案に反対する第三の理由は、基礎的研究、創造的研究を前進させるため、我が国の科学技術政策全般を改め、その方向で確立しなければならぬとき、本法案はその方向に全く沿わないからであります。

政府も認めている我が国の基礎的研究のおくれを克服するためには、その面での中心的役割を果たすべき大学、国立研究機関の基礎的研究費を抑えたり減らしたりすることをまず改めるべきであります。本法案は、政府の科学技術政策のこのような転換なしに出されてきただけでなく、大学や国立研究機関がこれまで育ててきた高い研究開発力を一層直接的に大企業の利益のため奉仕させる危険性を持っておりあります。

本法案に反対する第四の理由は、国からの助成の結果である研究開発の成果を軍事的に利用させない保障が全くないからであります。中曽根首相・レーガン大統領への日米諮問委員会報告が「技術が新しい防衛システムの開発に決定的な貢献をしようる時代においては、「両国の防衛政策責任者が決める優先順位にしたがって、民間企業間の個々の取決めに依りて、研究・開発協力を積極的に推進していくべきである。」として、それが現実の事象とならうとしているとき、私は、我が国の科学技術政策において先端的技術の平和利用の原則を確立することを強く主張するものであります。以上の理由により本法案に反対することを述べ、討論を終わります。

続いて私は、貿易研修センター法を廃止する等の法律案について、修正案に賛成、原案に反対の討論を行うものであります。

以下、その理由を述べます。今回政府提出に係る原案は、別途提出されている基礎技術研究円滑化法案による新規の特別認可法人を設立するためのスクラップ・アンド・ビルドによる、いわば教合わせのためであり、しかも貿易研修センターを財団法人化し、組織形態を変えただけで、大企業中心の同センターの機能をそのまま温存しようとするものであります。

このことは、同センターの財産を一般会計及び政府関係機関より出捐した十五億円も含めて、定款変更についての通産大臣の認可のみを条件に、そっくりそのまま財団法人へ引き継がせようとするところからも明らかであります。これは、我が党としては到底容認することのできないものであり、その正は既に提案された修正案による以外ないと考えるものであります。

以上の理由によって、私は修正案に賛成、原案に反対の意思を表明して、討論を終わります。

○粕谷委員長 これにて討論は終局いたしました。

○粕谷委員長 これより採決に入ります。まず、基礎技術研究円滑化法案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○粕谷委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○粕谷委員長 本案に対し、渡辺秀央君外二名から、自由民主党・新自由国民連合、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。長田武士君。

○長田委員 たいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしましたして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

基礎技術研究円滑化法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、基礎技術に関する試験研究の一層の円滑化を図るため、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 基礎技術に関する基礎研究、応用研究を中心とした試験研究を積極的に推進するため、基礎技術研究促進センターの事業運営に必要な資金の充実に努めること。

二 基礎技術研究促進センターの運営については、民間の活力が発揮されるようセンターの自主性の尊重と民間の意見の反映に留意し、いやしくも、縦割り行政の弊害が生じないよう対象案件の重要性に即した効率的な資金配分に配慮すること。

三 中小企業が本法の施策を十分に活用することができるよう、その運用に万全を期すること。

四 国による委託研究開発制度の運用については、民間の研究意欲の向上に資するため、その成果たる特許権等の取扱いの弾力化を図ること。

五 創造的な技術開発を推進していくためには、産学官連携の強化が緊要であることにかんがみ、国と民間との研究者の交流、予算の取扱いについて早急に現行諸制度を見直し、所要の改善に努めること。

六 国際経済社会への積極的貢献を果たすため、国際研究協力の一層の推進に努めること。

七 民間では実施できない試験研究を積極的に推進していく観点から、国の試験研究機関の研究開発費の充実に努めること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審議の経過及び案文によって御理解いただけると存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○粕谷委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議について採決いたします。

渡辺秀央君外二名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○粕谷委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○粕谷委員長 次に、貿易研修センター法を廃止する等の法律案について採決いたします。

まず、野間友一君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○粕谷委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○粕谷委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○粕谷委員長 本案に対し、渡辺秀央君外二名から、自由民主党・新自由国民連合、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。宮田早苗君。

○宮田委員 たいま議題となりました附帯決議

案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

貿易研修センター法を廃止する等の法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、組織変更後の貿易研修センターが引き続きその機能を發揮するよう、教課内容の改善、国際交流の充実等の事業運営について十分な指導、協力を行うとともに、寄附金に関する税制面について適切な措置を講じ、民間資金の円滑な導入が図られるよう配慮すべきである。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審議の経過及び案文によって御理解いただけると存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○粕谷委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議について採決いたします。

渡辺秀央君外二名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○粕谷委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決いたしました両案に対するそれぞれの附帯決議に関し、通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。村田通産大臣。

○村田国務大臣 ただいま御決議をいただきましたそれぞれ附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重して遺憾なきを期してまいる所存でございます。

○粕谷委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたい

と存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○粕谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○粕谷委員長 次に、内閣提出、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。村田通産大臣。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○村田国務大臣 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び趣旨を御説明申し上げます。

商工組合中央金庫は、昭和十一年に政府と中小企業者の組合との共同出資に基づいて設立され、自來約五十年にわたり、いわゆる組合のための系統金融機関として、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化に大きく貢献してきているところであります。

しかしながら、近年、中小企業金融をめぐる環境は、著しく変化しつつあります。特に、金融自由化の進展を背景として、一方において国債等を組み合わせた高金利、複合サービス機能を有する新しい金融商品が相次いで登場するとともに、他方において中小企業が金融機関に求める金融サービスに対するニーズもこれまでになく多様化しているのが実情であります。仮にこのような環境変化に商工組合中央金庫が早急に対応できない場合

には、その所期の役割、機能を十分に發揮し得ないことが懸念される状況となっております。

したがって、商工組合中央金庫が、その課されている使命を十分に達成し得るよう、六十一年十月の存立期間の満了を待たず、所要の法改正を行う必要があります。

かかる趣旨にかんがみ、今般、商工組合中央金庫法の改正を提案することとした次第であります。

次に、本法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一に、昭和十一年の設立認可の日より五十年となつて存立期間に関する規定を削除いたします。

第二に、金融環境等の変化に対応して業務の整備充実を図ります。

その一として、商工組合中央金庫の資金調達の大宗を占めている商工債券の販売力を今後とも維持していくため、債券総合口座、国債割引口座等の金融商品を他の債券発行銀行並みに提供し得るようになります。すなわち、新たに、国債等の窓口販売等を行い得るようになります。所定の範囲内において、商工債券または国債等の所有者からの預金の受け入れ、当該商工債券または国債等を担保とする貸し付け等の業務を行い得るようになります。

その二として、所属団体またはその構成員に関する業務の充実を図るため、長期貸し付けに係る期間及び方法の制限の撤廃、国債等の窓口販売その他の業務、有価証券の貸し付け等の業務を行い得るようになります。

その三として、所属団体等の事業活動の円滑化に資する等のため、所属団体等が設立した海外現地法人、中小規模の事業者による共同出資会社等に対し貸し付けを行い得るようになります。

第三に、余裕金の運用に関する規定の整備、副理事長の設置等役員に係る規定の整備を行うほか、付随業務規定の整備その他所要の規定の整備を図ることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○粕谷委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○粕谷委員長 この際、参考人出頭要求に関する件につきましてお諮りいたします。

本案審査中、商工組合中央金庫から参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選及び日時につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○粕谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、来る五日金曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時一分散會

貿易研修センター法を廃止する等の法律案に対する修正案

貿易研修センター法を廃止する等の法律案に対する修正案

貿易研修センター法を廃止する等の法律案の一部を次のように修正する。

第二条から第四条までを次のように改める。

(貿易研修センターの解散)

第二条 貿易研修センターは、この法律の施行の時において解散する。

(残余財産の帰属)

第三条 貿易研修センターは、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを、貿易研修センターの設立のた



めにええんをした者に対し、そのええんをした額の限度において、そのええんをした額に応じて分配しなければならぬ。

2 前項の規定の適用については、国がその資本金の全額を出資している法人のしたええんは國のしたええんとみなす。

3 第一項の規定により残余財産が分配された後において、なお剰余を生じたときは、その剰余財産は、國庫に帰属する。

(再就職の援助等)  
第四条 国は、貿易研修センターの職員が再就職の援助その他その職員の職業及び生活の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(罰則)  
第五条 第三条第一項の規定に違反して、残余財産を分配せず、又は残余財産についてええんをした額に応じない分配をし、若しくはええんをした額を超える分配をした貿易研修センターの清算人は、三万円以下の過料に処する。

附則第一項中「公布の日」を「昭和六十一年四月一日」に改め、同項ただし書を削る。

附則第七項を附則第八項とし、附則第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げる。

附則第二項の見出しを削り、同項中「(第二条に規定する貿易研修センターについては、同条の規定によりなお効力を有することとされる旧法の失効前)」を削り、同項を附則第三項とする。

附則第一項の次に次の見出し及び一項を加える。

(貿易研修センター法の廃止に伴う経過措置)  
2 旧法(第二十二條及び第二十三條を除く)は、貿易研修センターの解散及び清算に関しては、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案  
商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案  
商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)

の一部を次のように改正する。  
第三条第二項を削る。  
第四条を次のように改める。

第四条 削除  
第五条中「左ノ」を「左ニ掲グル」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第十五条第二項第一号中「第四号、第七号及第十六号」を「第六号及第十五号」に改める。  
第二十三条中「第一項第四号」を「第一項第一号及第四号」に、「及理事」を「副理事長及理事」に改める。

第二十四条中「一人」の下に、「副理事長一人」を加える。  
第二十五条第二項中「理事長」の下に「及副理事長」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

副理事長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ理事長ヲ補助シ商工組合中央金庫ノ業務ヲ掌理シ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長欠員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

第二十六条第一項中、「理事」を削り、同条第二項中「理事」を「副理事長」に、「監事」を「理事及監事」に、「三年」を「二年」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

副理事長及理事ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ理事長ヲ受ケ理事長を、市街地再開発組合の下に「(以下此等ヲ出資資格団体ト総稱ス)」を加える。

第二十八条第一項中「左ノ」を「左ニ掲グル」に改め、同項第一号中「五年以内ノ定期償還貸付」を「貸付又ハ手形ノ割引」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「保証」の下に「又ハ手形ノ引受」を加え、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 所屬団体又ハ其ノ構成員ノ貿易取引ニ係ル外國為替取引ヲ行フ銀行其ノ他ノ金融機關ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ為ニ債務ノ保証又ハ手形ノ引受ヲ為スコト

第二十八条第一項第五号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 左ニ掲グル者ヨリ預金ノ受入ヲ為スコト  
イ 出資資格団体及其ノ構成員  
ロ 所屬団体又ハ其ノ構成員タル法人ノ役員ハ 次条ニ規定スル法人  
ニ 第二十八条ノ四第一項第二号イニ掲グル法人ニシテ同号ノ業務ノ相手方タルモノ  
ホ 國、公共団体其ノ他當利ヲ目的トセザル法人

銀行其ノ他ノ金融機關  
本邦内ニ住所又ハ居所(法人ニ在リテハ主タル事務所)ヲ有スル者以外ノ者(以下「非居住者」ト謂フ)

第二十八条第一項第六号及び第七号を次のように改める。  
六 前号ニ掲グル者又ハ商工債券ノ所有者ノ為ニ有価証券、貴金屬其ノ他ノ物品ノ保護預リヲ為スコト  
七 所屬団体又ハ其ノ構成員ノ為ニ有価証券(商工債券ヲ除ク)ノ委託売買ヲ為スコト  
第二十八条第一項第八号を第十二号とし、第七号の次に次の四号を加える。

八 所屬団体又ハ其ノ構成員ニ對シ國債、地方債又ハ政府ガ元本ノ償還及利息ノ支払ニ付保証ヲ為シタル社債其ノ他ノ債券(以下「國債等」ト謂フ)ニ係ル募集又ハ売出ノ取扱、売買其ノ他ノ業務ヲ為スコト  
九 所屬団体又ハ其ノ構成員ニ對シ有価証券ノ貸付ヲ為スコト  
十 所屬団体ノ構成員ノ株式ノ取得ヲ為スコト(命令ノ定ムル所ニ依リ投資ノ目的ヲ以テ為ス場合ニ限ル)

十一 所屬団体又ハ其ノ構成員ヲ相手方トシテ金錢債權(讓渡性預金証書其ノ他ノ命令ヲ以テ定ムル証書ヲ以テ表示セラルモノヲ含ム以下同ジ)ノ取得又ハ讓渡ヲ為スコト  
第二十八条第一項の次に次の一号を加える。

十三 兩替ヲ為スコト

第二十八条第二項中「乃至第四号」を削り、同条第四項中「第一項第八号」を「第一項第十二号」に改め、同条第三項を削る。

第二十八条ノ二中「輸出を」を「貿易」に、「乃至第四号」を「及第二号」に改める。  
第二十八条ノ三を削り、第二十八条ノ四第一項中「法人」の下に、「電氣事業、ガス事業其ノ他ノ公益事業ヲ営ム法人ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ」を、「代理スルコト」の下に「第二十八条第一項第八号並ニ第二十八条ノ六第一項第一号及第二号ノ業務ニ該当スルモノヲ除ク」を加え、同条を第二十八条ノ三とし、同条の次に次の三条を加える。

第二十八条ノ四 商工組合中央金庫ハ第二十八条第一項第一号ノ業務及同条第二項ノ規定ニ依ル業務ノ外政令ノ定ムル所ニ依リ當該業務ノ遂行ヲ妨ゲザル限度ニ於テ左ニ掲グル業務ヲ営ムコトヲ得  
一 左ニ掲グル者ニ對シ貸付又ハ手形ノ割引ヲ為スコト  
イ 出資資格団体  
ロ 所屬団体又ハ其ノ構成員ヨリ出資ヲ受ケタル法人(非居住者タルモノニ限ル)ニシテ當該所屬団体又ハ其ノ構成員トノ間ニ緊密ナル經濟關係ヲ有スルモノ  
ハ 所屬団体又ハ其ノ構成員ノ貿易取引ノ相手方タル非居住者  
ニ 銀行其ノ他ノ金融機關  
ホ 証券業者

二 左ニ掲グル者(前号ニ掲グルモノヲ除ク)ニ對シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ貸付又ハ手形ノ割引ヲ為スコト  
イ 出資資格団体又ハ其ノ構成員ノ事業ノ遂行ヲ圖ル為ニ必要ナル施設ヲ行フ法人  
ロ 中小規模ノ事業者ヲ其ノ主タル構成員トシ且其ノ構成員タル中小規模ノ事業者ノ貿易ノ振興又ハ事業ノ合理化ヲ図リ其ノ共通ノ利益ヲ増進スル為ニ必要ナル施設ヲ行フ法人

三 所屬団体又ハ其ノ構成員ノ事業ノ遂行ヲ圖ル為ニ必要ナル施設ヲ行フ法人

四 所屬団体又ハ其ノ構成員ノ事業ノ遂行ヲ圖ル為ニ必要ナル施設ヲ行フ法人

五 所屬団体又ハ其ノ構成員ノ事業ノ遂行ヲ圖ル為ニ必要ナル施設ヲ行フ法人

六 所屬団体又ハ其ノ構成員ノ事業ノ遂行ヲ圖ル為ニ必要ナル施設ヲ行フ法人

七 所屬団体又ハ其ノ構成員ノ事業ノ遂行ヲ圖ル為ニ必要ナル施設ヲ行フ法人

八 所屬団体又ハ其ノ構成員ノ事業ノ遂行ヲ圖ル為ニ必要ナル施設ヲ行フ法人

三 商工債券又ハ国債等ノ所有者ニ対シテ該商工債券又ハ国債等ヲ担保トスル貸付ヲ為スコト

四 左ニ掲グル者ヨリ預金ノ受入ヲ為シタル場合ニ於テ該該者ニ対シテ該預金ヲ担保トスル貸付ヲ為スコト  
イ 出資資格団体ノ構成員  
ロ 所属団体又ハ其ノ構成員タル法人ノ役員  
ハ 公共団体其ノ他營利ヲ目的トセザル法人  
ニ 非居住者

前項各号ノ業務ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條ノ五 商工組合中央金庫ハ第二十八條第一項第五号ノ業務ノ外左ニ掲グル業務ヲ営ムコトヲ得

一 第二十八條第一項第一号及第二号ノ業務ニ係ル債券ヲ保全スル為必要ナル場合ニ於テ該債權ニ係ル債務者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヨリ預金ノ受入ヲ為スコト  
二 商工債券ノ募集又ハ売出ノ為必要ナル場合ニ於テ商工債券ノ応募者(応募セントスル者ヲ含ム)又ハ買入ヲセントスル者ヨリ預金ノ受入ヲ為スコト

三 商工債券又ハ国債等ノ所有者ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ預金ノ受入ヲ為スコト  
四 左ニ掲グル者ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ預金ノ受入ヲ為スコト  
イ 電気事業、ガス事業其ノ他ノ公益事業ヲ営ム法人ニシテ商工組合中央金庫ガ第二十八條ノ三第一項ノ規定ニ依リ其ノ業務ノ代理ヲ為シタルモノ

ロ 前条第一項第一号ロ、ハ及ホ並ニ第二号ロニ掲グル者ニシテ同項第一号又ハ第二号ノ業務ノ相手方タルモノ  
ニ 前三号及イ乃至ハニ掲グル者以外ノ者ニシテ其ノ者ヨリ預金ノ受入ヲ為スコトガ商工組合中央金庫ノ經營的經費ノ円滑ナル支

定ムルモノ  
第二十八條ノ六 商工組合中央金庫ハ第二十八條第一項第六号乃至第九号及第十一号ノ業務ノ外同項第一号ノ業務及同条第二項ノ規定ニ依リ業務ノ遂行ヲ妨ガザル限度ニ於テ左ニ掲グル業務ヲ営ムコトヲ得

一 国債等ノ引受(売出ノ目的ヲ以テ為スモノヲ除ク)及当該引受ニ係ル国債等ノ募集ノ取扱ヲ併セ為スコト  
二 国債等ニ係ル引受(売出ノ目的ヲ以テ為スモノニ限ル)、募集若ハ売出ノ取扱(前号ノ業務ニ該當スルモノヲ除ク)又ハ不特定且多数ノ者ニ対スル売買其ノ他ノ業務ヲ為スコト  
三 金銭債權(命令ヲ以テ定ムルモノニ限ル)ノ取得又ハ讓渡ヲ為スコト

商工組合中央金庫ハ前項第二号又ハ第三号ノ業務ヲ営ムトスルキハ其ノ内容及方法ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ此等ヲ變更セントスルトキ亦同ジ  
前項ノ認可ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
第二十九條第一項中「左ノ」を「左ニ掲グル」に改め、同項第一号中「国債証券、地方債証券」を「国債等」に、「買入」を「取得」に改め、同項第二号中「主務大臣ノ認可ヲ受ケタル」を削り、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 信託業務ヲ営ム銀行又ハ信託会社ヘノ金銭信託ヲ為スコト  
四 前二号ニ掲グル方法ノ外主務大臣ノ認可ヲ受ケタル金銭債權(証書ヲ以テ表示セラルルモノニ限ル)ノ取得ヲ為スコト  
第二十九條第一項第五号及び第六号並びに第二十九條ノ二を削る。

第三十條中「規定セザル業務」を「規定スル業務及之ニ附随スル業務ヲ営ムノ外他ノ業務」に改める。

第四十五條に次の一項を加える。

前項ノ貸付利率及手形ノ割引歩合ノ最高限度ガ

直前事業年度ニ於ケルモノト同一ナルトキハ同項ノ認可ハ之ヲ受クルコトヲ要セズ  
第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 雜則  
第四十九條ノ二 本法ニ基キ政令又ハ命令ヲ制定シ又ハ改廃スル場合ニ於テハ夫々政令又ハ命令ヲ以テ其ノ制定又ハ改廃ニ伴ヒ合理的ニ必要アリト判断セラルル範圍内ニ於テ所要ノ経過措置(前則ニ関スル経過措置ヲ含ム)ヲ定ムルコトヲ得

第五十條第一項中「理事長」の下に、「副理事長」を加え、「二十万円」を「百万円」に改める。  
第五十一條中「理事長」の下に、「副理事長」を加え、「千円以上三万円」を「三十万円」に改める。  
第五十二條中「理事長」の下に、「副理事長」を加え、「千円以上一百万円」を「十百万円」に改める。  
第五十三條中「千円以上一百万円」を「十百万円」に改める。

第六十二條を削る。

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。  
(経過措置)  
2 主務大臣は、この法律の施行後遅滞なく、商工組合中央金庫の主たる事務所及び従たる事務所所在地の登記所に、改正前の第十五條第二項第一号の規定により登記されている存立期間に係る事項の抹消の登記を嘱託しなければならぬ。  
3 登記所は、前項の嘱託を受けたときは、その登記をしなければならない。  
4 この法律の施行の際現に商工組合中央金庫の理事である者は、その際改正後の第二十六條第二項の規定により理事として任命されたものとみなす。  
5 この法律の施行の際現に商工組合中央金庫の評議員である者は、その際改正後の第二十七條

第一項の規定により評議員として任命されたものとみなす。  
6 この法律の施行の際現に商工組合中央金庫の理事、監事又は評議員である者の任期は、改正後の第二十六條第三項又は第二十七條第三項の規定にかかわらず、この法律の施行の際における改正前の第二十六條第二項又は第二十七條第三項の規定によるその者の商工組合中央金庫の理事、監事又は評議員としての残任期間と同一の期間とする。  
7 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(租税特別措置法の一部改正)  
8 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。  
第七十八條の四第一項中「から第四号まで」を「及び第二号」に改める。

昭和六十年四月十九日印刷

昭和六十年四月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C

理由

中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に對する金融の円滑化を図るために商工組合中央金庫が果たしている役割の重要性にかんがみ、その存立期間の制限に関する規定を削除するとともに、商工組合中央金庫が近年の金融環境の変化に適切に対応してその機能を十分に發揮し得るよう、所属団体及びその構成員への貸付に関する制限を撤廃する等貸付業務、預金業務その他の業務の充実を図るほか、国債等に係る証券業務を営むことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。